



みずほフィナンシャルグループ CSRレポート2007

Mizuho Financial Group CSR REPORT 2007

◎グループ概要

当グループは、2000年9月に第一勧業銀行・富士銀行・日本興業銀行の3行を子会社とする持株会社みずほホールディングスの設立により正式に発足し、現在は株式会社みずほフィナンシャルグループを金融持株会社として銀行、証券、信託、資産運用などの総合金融サービスを提供しています。

また、2005年10月1日にはグループ各社の主要な銀行・証券・信託運用機能を、みずほコーポレート銀行を中核として大企業・金融法人などのお客さまにボーダーレスなサービスを提供する「グローバルコーポレートグループ」、みずほ銀行を中核として個人や中堅・中小企業などのお客さまにサービスを提供する「グローバルリテールグループ」、資産管理および資産運用を中心にサービスを提供する「グローバルアセット&ウェルスマネジメントグループ」の3つのグローバルグループに再編し、お客さまの多様なニーズに的確かつ迅速にお応えする体制へと移行しました。

会社名	株式会社みずほフィナンシャルグループ
本店所在地	〒100-0004 東京都千代田区大手町1-5-5
設立	2003年1月
社員数(連結)	47,449人 (嘱託および臨時従業員を含まない従業員数)
総資産(連結)	149兆8,800億円
自己資本比率(連結)	12.48%
発行済株式総数	12,852,625.49株
普通株式	11,872,195.49株
優先株式	980,430.00株

(2007年3月末現在)

◎〈みずほ〉の事業一覧

持株会社	
みずほフィナンシャルグループ	当グループの各社を経営管理する金融持株会社

グローバルコーポレートグループ	
みずほコーポレート銀行	大企業（一部上場企業等）、金融法人およびそのグループ会社、公団・事業団、海外の日系・非日系企業を主要なお客さまとし、コーポレートファイナンスを主体とする銀行
みずほ証券	国内外の機関投資家や事業法人・金融法人・公共法人等を主要なお客さまとするホールセール証券会社

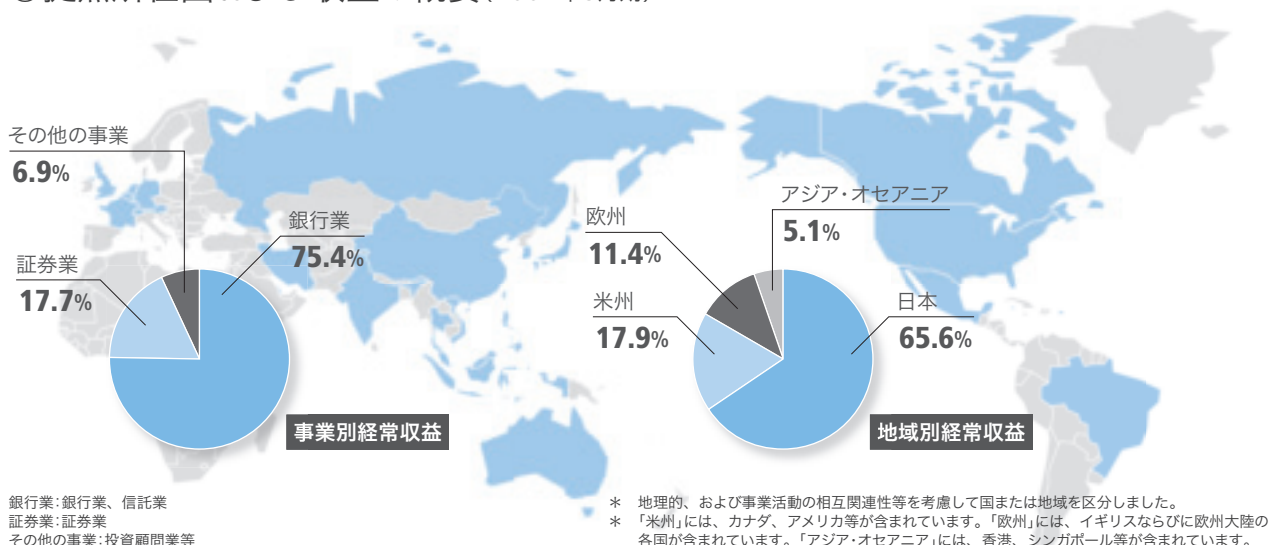
グローバルリテールグループ	
みずほ銀行	個人、中堅・中小企業を中心とした国内一般事業法人、地方公共団体を主要なお客さまとする銀行
みずほインベスターズ証券	グループのお客さま対応中心の証券会社
ユーシーカード	日本を代表するクレジットカード会社
みずほキャピタル	グループの有力ベンチャーキャピタル会社
新光証券	ミドル・リテール業務を中心とした総合証券会社

グローバルアセット&ウェルスマネジメントグループ	
みずほ信託銀行	法人・個人取引両分野に強みを持つ信託銀行
みずほプライベートウェルスマネジメント	プライベートバンキングサービスを提供する会社
資産管理サービス信託銀行	高い専門性を持つ資産管理専門信託銀行
第一勧業アセットマネジメント	グループの資産運用会社
富士投信投資顧問	グループの資産運用会社
興銀第一ライフ・アセットマネジメント	グループの資産運用会社

グループ戦略子会社	
みずほフィナンシャルストラテジー	金融機関向けアドバイザー会社
みずほ総合研究所	グループのシンクタンク
みずほ情報総研	グループのIT戦略会社

(2007年7月1日に第一勧業アセットマネジメントと富士投信投資顧問は合併し、みずほ投信投資顧問となりました。また、みずほ証券と新光証券は、関係当局の認可を条件として、2008年1月1日をめどに合併を予定しています。)

◎拠点所在国および収益の概要(2007年3月期)



目次

みずほフィナンシャルグループ CSRレポート2007

- 02 事業概要
- 04 トップコミットメント
- 08 金融とCSR

特集

- 10 金融教育

〈みずほ〉が将来を担う次世代の育成貢献のために展開する、本業での実務知識やノウハウを活かした金融教育の取り組みをご紹介します。
- 16 持続可能な社会の実現に向けて

持続可能な社会の実現に貢献するために、金融の仕組みを通じて社会・環境に配慮した活動をサポートする〈みずほ〉の取り組みをご紹介します。

ガバナンス&マネジメント

- 22 〈みずほ〉のCSR
- 24 〈みずほ〉におけるステークホルダー 参画
- 26 コーポレートガバナンス
- 27 業務執行
- 28 リスク管理
- 30 コンプライアンス

経済性報告

- 32 〈みずほ〉の経済的パフォーマンス

社会性報告

- 34 お客さまとのかかわり
- 40 株主・投資家の皆さまとのかかわり
- 42 社員とのかかわり
- 46 地域社会とのかかわり

環境報告

- 54 環境方針と体制
- 56 事業活動における取り組み

コミュニケーション

- 60 〈みずほ〉の進めるCSR活動

- 64 GRIガイドライン対照表
- 68 第三者意見書
- 69 第三者審査報告書
- 70 「CSRレポート2007」用語解説
- 72 編集方針

トップコミットメント

Top Commitment

当グループは、「お客さまのより良い未来の創造に貢献するフィナンシャルパートナー」を目指し、2005年4月に事業戦略『“Channel to Discovery” Plan』を策定しました。この事業戦略のなかで、CSRへの取り組みを「新たな企業価値の創造と発展に向けた企業行動の主軸」と位置付け、中長期的な視点から重点取り組み分野を明確化し、各分野において具体的な施策を着実に推進しています。

健全経営の推進

—— 本業における本源的責任 ——

昨年7月には公的資金の返済を完了するとともに、11月にはニューヨーク証券取引所への上場を果たしました。更に、米国では邦銀として初めて金融持株会社の資格を取得しました。2006年度の業績につきましては、与信関係費用の増加、株式関係損益の減少等により連結当期純利益は前年度を下回ったものの、パーゼルⅡ連結自己資本比率(国際統一基準)は12.48%と十分な水準を確保しています。また、不良債権比率も低水準で、高い財務健全性を維持しています。引き続き『“Channel to Discovery” Plan』を推進し、収益力、財務体質の強化を図り健全経営につとめてまいります。

将来を担う次世代の育成

—— 金融教育の支援 ——

昨今では、学校教育の早い段階から「お金(金融)」の知識を習得することが、将来を担う子どもたちの健全な育成にとって重要なこととなっています。このような認識のもと、本業である「金融」を通じて得たノウハウを社会に還元するという観点から、CSRの重点取り組み分野のひとつとして金融教育への取り組みを掲げました。

高等教育の分野では、一橋大学、早稲田大学、慶應義塾大学において寄付講義・寄付講座を引き続き実施するとともに、新たに東京大学、京都大学、東京学芸大学にも

開設します。講師にはグループ各社から経験豊かな実務を担う役職員を派遣し、最先端の金融知識を伝えていきたいと考えています。

また初等・中等教育の分野では、東京学芸大学との共同研究を軸に、学校教育の現場で金融教育を行う実践授業や銀行の職場を活用した職場体験受入など、実践的な活動を推進しています。また、学校の先生を中心とした教育関係の方に、金融教育の授業方法を具体的に提案しご意見をいただく場として公開講座も開催しています。

このような初等・中等教育から高等教育までの幅広い年齢層に対する活動を通じて、社会インフラである金融に関する理解を深め、金融の仕組み・ルールを伝えることができればと考えています。

持続可能な社会の実現に向けて

—— 環境への取り組み ——

地球温暖化をはじめ、森林破壊、産業廃棄物による汚染などの環境問題は、世界規模で解決すべき重要な課題です。この問題に対して、金融の仕組みを活用し貢献できる分野は数多くあると考えています。

例えば、みずほコーポレート銀行、みずほ信託銀行等では排出権取引に関し、信託スキームを活用した金融の仕組みで支援しています。また、環境に配慮した経営を行っている企業を金融面からサポートする仕組みとしては、みずほ銀行が商品化した環境配慮型融資制度があります。総合金融グループとしての経営資源を活用し、持続可能な社会の実現に向けて貢献していきたいと考えています。

また、自らの事業活動が環境に与える影響を削減することも重要です。特に、来年から京都議定書における温室効果ガス削減の目標期間が始まることもあり、我が国全体で環境問題への取り組みが活発となっています。このような状況を踏まえ、当グループとしても、環境負荷

低減に向けた目標を策定しました。省エネルギーによる温室効果ガスの削減や環境負荷の少ない物品の購入の推進などを通じ、環境負荷低減に取り組んでまいります。

多面的なバリアフリー化への取り組み —— ステークホルダーとの対話を通じて ——

みずほ銀行では、「年齢、性別、障害の有無などにかかわらず、誰にでも利用しやすい銀行」を目指し、「ハートフルプロジェクト」を実施しています。このプロジェクトにおいては、バリアフリーやユニバーサルデザインの有識者の方に「ハートフルアドバイザー」としてご意見をいただき、プロジェクトの施策等に反映しています。このプロジェクトに限らず、幅広いステークホルダーの皆さまとの対話を継続していくことで、CSR活動の効果検証や質的向上に繋げていきたいと考えています。

社会の皆さまとの共生を目指して

金融機関は公共的性格が強く、また社会的な影響力の大きな産業でもあります。私どもみずほフィナンシャルグループは、その公共性や社会的影響、それにとמונau責任を十分に認識しつつ、社会の皆さまとの共生を目指して、今後ともCSRに真摯に取り組み、着実に推進してまいります。本レポートをお読みいただき、忌憚のないご意見、ご指導を賜りますよう、引き続き宜しくお願いいたします。

株式会社みずほフィナンシャルグループ
取締役社長

前田晃伸





持続可能な発展に向けた社会的責任の遂行という側面から、
金融機関である〈みずほ〉の取り組みをご紹介します。



08	金融とCSR
10	金融教育
16	持続可能な社会の実現に向けて

金融とCSR

経済の血液と言われる「お金」を取り扱い、金融仲介機能や決済機能を持つ金融機関は公共的性格の強い産業です。併せて、金融機関は社会的影響力のある産業でもあります、その影響力を社会の持続可能な発展に役立てるべきだとする考え方が広まっています。

金融機関の公共性

金融機関の機能

金融の形態には、資金の出し手から受け手に直接的に資金を融通する直接金融と、資金の出し手と受け手との間で資金の貸し借りをする機関が存在する間接金融とがあります。直接金融の主な担い手は証券会社であり、間接金融の主な担い手は銀行です。近年では、直接金融と間接金融の中間に位置する市場型間接金融と呼ばれる新しい手法が用いられています。資金の出し手と受け手との間で資金を融通する機能をまとめて「金融仲介機能」といいます。

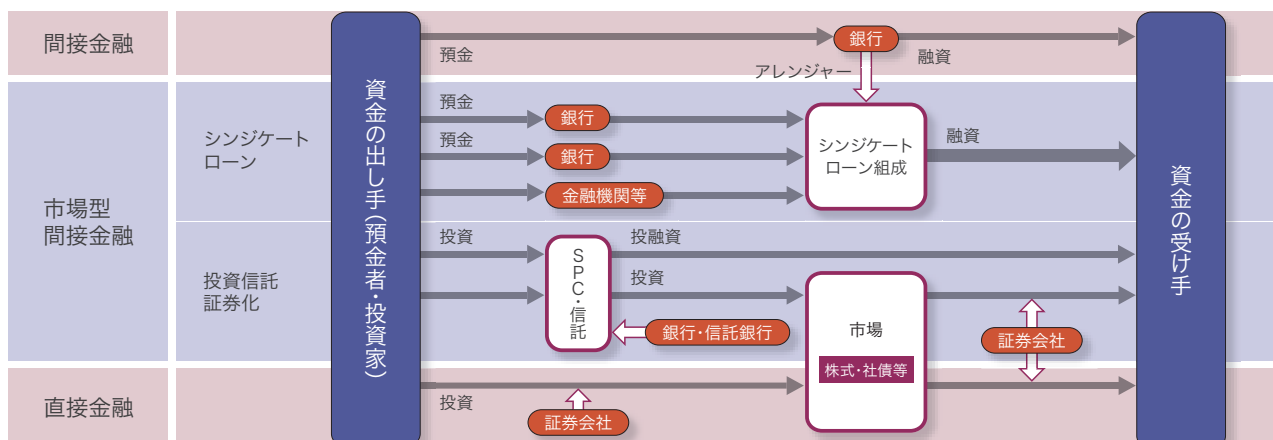
また、金融機関には「決済機能」もあります。決済とは、モノやサービスの購入に際して対価を支払うことで、銀行振込やクレジットカードのほか、小切手や手形といった手段も用いられます。これらの決済は、銀行などの口座を通じて行われることから、金融機関が提供する機能とされています。

金融機関の特質

金融機関のなかでも、生活者にとってもっとも身近な存在である銀行は、金融仲介機能とともに、預金のサービスを提供し決済機能を有しています。銀行が経営に行き詰まると、預金者のみならず、借入をしている企業とその取引先にまで影響が及びます。さらに銀行間においても大量の資金を融通しあっていることから、ひとつの銀行の破綻が他の銀行の破綻を連鎖的に引き起こす可能性もあります。

このような理由から、預金者の保護と信用秩序の維持のために、銀行の経営には他の企業にも増して健全性が強く求められます。バブル崩壊後に生じた経営危機の際、銀行に対して公的資金が注入されたのも、銀行が公的性格を有しているからと言えます。

金融仲介機能



金融機関の影響力

お金は経済の血液であるとも言われますが、お金を社会の隅々にまでスムーズに流すことが金融機関には求められます。したがって、金融機関は、個人あるいは企業の日常的な経済活動の、さまざまな局面で接点を持ち得るという意味で、社会に対する影響力のある産業だと言えます。また、昨今の経済発展にともない金融機関の影響力はますます大きなものとなっています。

この影響力を、社会の持続的な発展に役立てようとする動きが世界規模で活発な広がりを見せています。そのひとつが国連環境計画・金融イニシアティブ(UNEP FI)^{※1}

です。これは、金融機関の持続可能な発展に向けた情報交換や協働活動への取り組みです。また、金融機関だけでなく幅広く民間企業を対象とした国連グローバル・コンパクト^{※2}といったイニシアティブもあります。当グループはこれらの国際的なイニシアティブに署名しています。

※1: 国連環境計画・金融イニシアティブ(UNEP FI)

金融機関としての持続可能性や環境に配慮したもっとも望ましい事業のありかたを追求し、その普及・促進することを目的とするもの。

※2: 国連グローバル・コンパクト

世界の企業や団体に対して、人権、労働、環境、腐敗防止の4分野における世界的に確立された10原則の支持と実践を促すもの。

金融機関のCSR

〈みずほ〉が考える金融機関のCSR

今まで見てきた金融機関の公共性や影響力を踏まえ、私たちは金融機関に求められるCSRには3つあると考えています。1つ目は、信用秩序を維持し、預金者等の保護を確保するために「健全な経営を行うこと」です。これは、経済社会の基盤である金融機関の経営の安定性が、経済発展や金融の円滑化に大きな影響を及ぼすからです。

2つ目は、本業において持続可能な発展を支える責任

ある融資・投資を行うことです。環境に配慮したファイナンスなど持続可能な発展を支える責任ある融資に向けた取り組みだけでなく、将来を担う次世代に対する金融教育など本業を活かした社会貢献活動も含んでいます。

最後に、CSR活動の実効性を確保するために、企業経営の質を高めることです。迅速・的確な意思決定を行い、持株会社を中心としたガバナンス体制を構築すると同時に、ステークホルダーとの対話を重視し、企業としての透明性と信頼性を確保していきます。(P.22〈みずほ〉のCSRに続く)

〈みずほ〉が考える金融機関のCSRとCSR重点分野

金融機関のCSR	〈みずほ〉のCSR重点分野
1 信用秩序を維持し預金者等の保護を確保すること ● 健全な経営 ● 金融の円滑化	本業における本源的責任
2 未来をかたちづくる金融であること ● 持続可能な発展を支える責任ある投融资行動 ● 本業だけではなし得ないきめ細やかな社会貢献活動	環境への取り組み 金融教育の支援
3 CSR活動の本質的推進のために企業経営の質を高めていくこと ● ガバナンスの高度化 ● ステークホルダーとの対話	ガバナンスの高度化 高感度コミュニケーションの実現

特集

金融教育

〈みずほ〉は、本来業務において蓄積した金融に関する幅広い実務知識やノウハウを活かして、将来を担う次世代に対する金融教育を支援しています。金融知識の習得のみならず、日常生活で直面する諸課題に対応できる能力の育成に貢献したいと考えています。

金融機関と金融教育

〈みずほ〉の金融教育

事業戦略『“Channel to Discovery” Plan』を策定した2005年は、「金融教育元年」ともいわれています。これは、資産運用における貯蓄から投資へといった流れや金融関連犯罪の増加を踏まえ、若いうちから金融の仕組みについての理解を深め、複雑化・グローバル化した社会で自立した生活者として生きていくことができるようにという時代の要請がその背景にあるといえます。

このような社会的背景を踏まえ、当グループでは、本来業務において蓄積した金融に関する幅広い実務知識やノウハウを活かして、将来を担う次世代に対する金融教育への支援に取り組んでいます。

その取り組みのひとつが、初等・中等教育の分野をはじめ

めとした東京学芸大学との共同研究です。教員育成の基幹大学である同大学と当グループが、それぞれのノウハウを活かして展開しています。

もう一方の取り組みが、高等教育における寄付講義・寄付講座の開設です。銀行、証券、信託、資産運用など金融実務で得た幅広い最先端の金融知識を伝えるため、経験豊かな実務担当者をグループ横断的に大学へ派遣し授業を展開しています。



金融教育の大切さを社会へ発信しています



東京学芸大学教授
久保田 慶一氏

米国小学校での金融(経済)教育

2007年3月、加州みずほコーポレート銀行のカール・エリック・ベンツィンガー シニア・バイス・プレジデントが行う、課外授業に同行した。場所は、ロサンゼルス南東部にある全校生徒2,000人ほどのマイル小学校(第5学年)。9割以上の児童がヒスパニック系移民の子どもたちである。学校では英語を、家庭ではスペイン語を話すという。授業では「生産性」とは何かをテーマに、20人ほどが2グループに分かれて、ボールペンの組み立て作業を行った。ひとつのグループでは流れ作業による「大量生産」を、別のグループは一人で1本のボールペンを完成する「ユニット生産」を体験した。この課外授業はジュニア・アチーブメントとの連携によるもので、児童、特に移民住民の子どもたちの社会参加を支援する取り組みとしても行われている。しかし忙しい銀行業務の合間に授業をするシニア・バイス・プレジデントには頭が下がる思いだったが、同時にCSRを実践する真摯で厳しいまでの志に感動すら覚えた。

初等・中等教育での金融教育サポート ― 東京学芸大学との共同研究 ―

共同研究の目指すもの

昨今、人と「お金（金融）」との接点はますます低年齢化の傾向にあり、学校教育の早い段階から「お金」の知識を習得することは、将来を担う子どもたちの健全な育成にとって極めて大切です。

そのような認識のもと、当グループは、2006年4月より教員養成の基幹大学である東京学芸大学と、金融教育を学校や社会で適切に行っていくための共同研究を開始しました。

金融教育の持つ役割には、多重債務や金融犯罪の防止や将来の人生設計への活用という金融サービスの正しい利用方法の理解を助けることだけでなく、社会生活にとってもっとも基本的な約束を守ること（債務履行）の重要性といった道徳観念の醸成やキャリア教育的な側面からの人生観・職業観の醸成など多岐にわたっています。

共同研究においては、実際の授業をサポートするための初等・中等教育向けのテキストやその他教育用ツールの開発、〈みずほ〉社員がゲストティーチャーとなつての授業への協力、教育関係者を主な対象とした公開講座の開催等を行っています。

こうした取り組みを通して、社会全般における金融教育の普及と向上に貢献していきたいと考えています。

金融教育の指導教材の開発

小・中学校の児童・生徒の皆さんに、金融の役割をわかりやすく学んでもらうため、指導教材の開発に取り組んでいます。



テキスト「お金のお仕事」



用語集「私たちのくらしとお金」

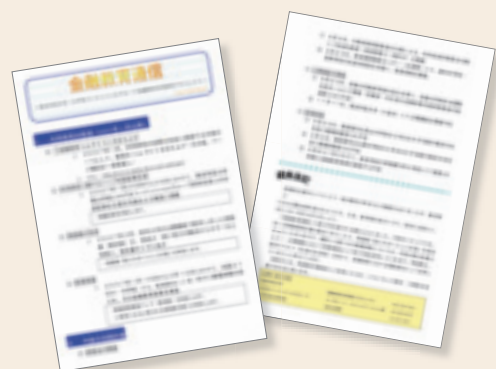
昨年度に開発したテキスト「お金のお仕事」の理解を助けるため、用語集「私たちのくらしとお金」を発行しました。子どもたちにとって馴染みの薄い金融に関する言葉を理解してもらうために、平易な言葉を使うのはもちろんのこと、分かりやすいイラストを挿入しています。

また、先生方にテキストを活用した授業を実践していただくために、テキストに準拠した「指導案」を作成しています。さらに、これまでの実践授業を題材にした授業解説DVDの作成にも取り組んでいます。

先生方とのネットワーク

金融教育を実践し普及させていくだけでなく、その内容を充実させていく観点から、2006年8月に開催した公開講座に参加いただいた教育関係者の方々をはじめ、実践授業等で関わってくださった先生方をメンバーとするネットワークを大切にしています。

ネットワークに参加いただいているの方々には、定期的に「金融教育通信」を発行する等、共同研究の成果の共有に努めると同時に、適宜、共同研究の進め方等についてアドバイスをいただいています。



先生方にお配りしている「金融教育通信」



2006年8月の
公開講座の様子

金融教育の実践

小学校における授業の実践

経済活動を中心に営まれる現代社会において、「お金(金融)」を通じた社会との接点は、ますます低年齢化する傾向にあります。当グループでは、子どもの頃から「お金(金融)」についての基本的な正しい知識が必要であるとの認識のもと、小学校高学年を対象とした金融教育プログラムの開発・実践をしています。

この際に重要なことは、学校の先生方にも授業の狙いがあるので、先生方と事前に丁寧な打ち合わせを行ってカリキュラムをつくり上げるということです。岐阜市立木田小学校における実践例を紹介します。

木田小学校では、「起業家教育」をテーマに商品開発や販売を通して、既にお金の流れや社会の仕組みについて学習・体験をしてきました。今回は、「お金」について正しく理解するという狙いで当グループに相談がありました。先生方との事前の打合せの過程で、それまでの起業家教育を活かしながら、〈みずほ〉の金融教育を組み込んではどうかということになりました。

授業では、具体的に商品を販売する場面を設定し、売り手側の立場に立ってお金の役割について学びました。また、「なぜ紙でできたお金で、商品が買えるのか」等、お金の価値や意義についても理解を図り、信用や労働などの意義についても考える広がりのある授業となりました。これまでの授業と関連づけたカリキュラムとすることで、児童たちの理解が進んだようでした。今後とも、このような授業づくりに積極的に取り組みたいと考えています。



岐阜市立木田小学校での授業の様子

中学校における授業の実践

中学時代は、社会とのかかわりがさまざまな場面で急激に増す時期であり、人間形成期において重要なこの時期に金融の仕組みを学習することは、生徒の社会性の基盤を築く上でも重要なことといえます。当グループでは、中学生に対する金融教育の支援も積極的に行っています。これまでも東京学芸大学附属竹早中学校や九段中等教育学校等で授業を実践してきましたが、稲城市立稲城第一中学校での授業もそのひとつです。

稲城第一中学校では、3年生の生徒を対象に総合的な学習の時間を利用して授業が行われ、当グループの社員がゲストティーチャーとして参加しました。授業はお金に対する正しい理解を身につけることを目的に行われました。身近な金融機関である「銀行」の仕事や銀行口座の作り方を導入として授業を開始し、金融機関の立場になってお金を貸し出すことも考えてもらいました。生徒たち

に、金融の基本的な知識や生活とのかかわりだけでなく、社会における「信用」の大切さについても理解してもらえたのではないかと考えています。

今後も金融教育を通して、金融の知識を身に付けてもらうだけでなく日常生活で生じる諸問題への対応力育成にも貢献できるよう、引き続き授業の実践に努めていきたいと考えています。



稲城市立稲城第一中学校での授業の様子

〈事例紹介〉九段中等教育学校の職場体験受入れ

職場体験の実施

地域貢献の一環として実施してきた職場体験を、あらためて金融教育の観点から見つめ直し、実践授業の要素も取り入れるなどの工夫を加え、複合的な視点から金融教育の支援を進めています。

金融教育を絡めた総合プログラム

中学3年生の社会科公民的分野の授業で金融が取り入れられていることもあり、キャリア教育の視点から職業観を醸成すると同時にお金についてもきちんと教えたいという先生方の想いを受け、九段中等教育学校において、4日間の職場体験受入れを行いました。職場で当グループの社員の仕事を手伝ってもらうことで働くことの大切さを知ってもらうとともに、東京学芸大学との共同研究で開発したテキストを使った実践授業を盛り込む等、いままでにない職場体験となるよう工夫しました。

3年生約150人を対象としたこのプログラムは、金融

教育テキストを活用して事前に授業を行った後、みずほ銀行やみずほコーポレート銀行などのさまざまな部署を見学し、若手社員との話し合いや社会人としてのマナー研修を受講したのち、さらには振り返りの授業も行うなど複合的な内容となっています。

職場体験を通して得たもの

感性豊かな中学生の皆さんには、授業を通して得た金融の知識と実際の職場体験や社会人との話し合いを結びつけることで、お金の大切さや重要さだけでなく、働くことの意義を考えて、学んでいただく機会を提供できたと考えています。



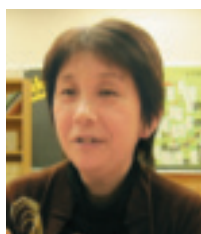
マナー研修の様子

職場体験受入カリキュラム

1日目	2日目	3日目	4日目(数日後に実施)
金融教育の授業	職場体験	キャリア教育	振り返りの授業
テキスト「お金のお仕事」 ・ お金の流れかた ・ 銀行の仕事	銀行の職場訪問・体験 ・ 本店ビル ・ 本支店 ・ ティーリングルーム 等	マナー研修 ・ あいさつの仕方 若手社員との対話 ・ 仕事について ・ 働くことについて	3日間の体験で得たものは何かを考える



若手社員との対話の様子



九段中等教育学校社会科
荒川 美奈子先生

職場体験で生きた金融教育を

現実の社会では生活をしていく上でお金がないと困ることがありますし、残念なことです。お金にまつわるトラブルもあります。身近な金融機関である「銀行」を通して、お金のことを知り、お金を大切に扱う重要性を知る意義は大きいといえます。

また、銀行はお金を預かるだけでなくさまざまな仕事をしています。生徒たちは職場体験を通して、業務の厳しさを知り驚いた様子でした。職場体験を通じたこのような知識と実社会を結びつける取り組みを、これからも取り入れていきたいと考えています。

大学への寄付講義、寄付講座

当グループでは、従来より国内外の大学で寄付講義・寄付講座を開設してきましたが、2006年度より本格的な展開を開始しました。

国内外におけるこれまでの寄付講義・寄付講座での実績を踏まえて、銀行、証券、信託、資産運用など総合金融サービスを提供する当グループの金融実務知識を活用すべく、経験豊かな実務担当者を講師としてグループ横断的に派遣しています。

新たに2大学と連携スタート

2006年度は一橋大学商学部、早稲田大学政治経済学部、慶應義塾大学商学部において、延べ39人の最先端の金融実務を担う役職員が、現代の金融ビジネスについて最新の例を題材にしながら、実践的な講義を行いました。講義後の大学生の皆さんからのアンケートでも好評をいただいておりますが、今後ともより良い講座・講義となるよう

目指し、カリキュラムの充実に努めていきます。

2007年度は新たに、東京大学経済学部・法学部において寄付講座、京都大学経済学部において寄付講義を開設し、一橋大学、早稲田大学、慶應義塾大学と併せて5大学6学部で寄付講義・寄付講座を提供します。

東京大学経済学部において開設する寄付講座「金融機関のリスクマネジメント」では、金融学科設置にともなう講義科目充実の観点から、最先端の金融実務を理論とともに伝えていきます。なお、当グループでは金融学科新設の趣旨に賛同し、「金融学研究振興基金」に資金を拠出し金融教育・研究支援のための協力を行っています。

さらに、東京大学法学部において『金融法』を開設いたします。この講義では、法的論点を探求しつつ、法律が金融実務でどのように活かされているかといった実践的な観点から展開していきます。

京都大学経済学部では『先端バンキング論』を開設いた

します。金融機関が提供する最先端の金融について、その意義や経済効果、今後の発展性を考察します。また実務面に即して、市場型間接金融発展の背景やシンジケートローン、ローントレーディング、さらには資産流動化などの具体的な事例を取り上げ、実践的な講義を展開する予定です。



東京大学



京都大学

東京学芸大学教育学部での学芸フロンティア科目『キャリアと人生設計(フィナンシャルアプローチ)』

東京学芸大学教育学部では、これまでの寄付講義・寄付講座と異なる視点から、2007年度後期に『キャリアと人生設計(フィナンシャルアプローチ)』を開設いたします。将来の人生設計に関する意思決定には機会損失が伴う以上、意思決定をするために必要な知識(リテラシー)を習得し、自分の人生をデザインする力を養うことが必要となります。この講義では、自分らしくキャリアと人生をデザインするための方策を、金融という視点(フィナンシャルアプローチ)から考察できるように企図しています。



東京学芸大学

一橋大学 金融フロンティア論

当グループの持つ「先端金融実務」の知識を活用し、銀行業務を中心とした金融業務全体を体系的に見渡しつつ、具体的な金融先端実務を題材に、金融ビジネスの現状と今後の方向性について学生の皆さまに理解を深めていただくことを主眼としたカリキュラムを設定しました。

また、2006年9月には一橋大学だけでなく、中国企業連合会とともに「第2回日中経済産業フォーラム」を北



一橋大学

京で開催し、同年10月には社会人を対象とした「みずほ一橋グローバルセミナー」を開催しました。

早稲田大学 金融市場の変化と金融機関

産業構造と市場環境の変化を踏まえ、金融機関が金融ソリューションとして企業に提供する多様な資金調達手法について、具体的な事例を交えながら、その意義と効果を考察しました。また、事業金融における基盤強化の

ために、メガバンクが重要な経営戦略として位置づけるチャネル戦略やリスク管理などについても、実例に基づいた講義を行いました。



早稲田大学

慶應義塾大学 現代の企業金融

わが国の金融システムの変遷、産業構造の変化を踏まえ、従来型企業金融の総論を解説した上で、資金調達手法について講義をしました。

①保有する資産活用による資金調達、②借入金による資金調達、③エクイティーファイナンスによる資金調達



慶應義塾大学

に区分し解説。本講座の総括として、多様化する金融ニーズに対応する新たなビジネスモデルについて講義を行いました。

2007年度開設予定の寄付講義・寄付講座等

	大学名	講座名・主要テーマ	運営形態
国内	みずほフィナンシャルグループ	東京大学経済学部	金融機関のリスクマネジメント
		東京大学法学部	金融法
		京都大学経済学部	先端バンキング論
		一橋大学商学部	金融フロンティア論
		早稲田大学政治経済学部	金融市場の変化と金融機関
		慶應義塾大学商学部	現代の企業金融
	みずほ銀行	東京学芸大学教育学部	キャリアと人生設計
		近畿大学経営学部・経済学部	21世紀への金融機関の挑戦
	みずほ証券	京都大学経済学部	企業金融関連
		京都大学経営管理大学院	講師派遣、教授・准教授招聘、シンポジウム開催
		一橋大学商学部	金融戦略論・企業金融論
		一橋大学大学院 商学研究科	M&Aの理論と実務
		明治大学大学院 グローバルビジネス研究科	コーポレート・ファイナンス論(特論)
	みずほ証券・新光証券の共同運営	東京大学公共政策大学院	資本市場と公共政策
		早稲田大学 オープン教育センター	企業金融と投資銀行ビジネスのフロンティア(概論)／(実践・応用)
海外	みずほインベスターズ証券	慶應義塾大学 経済学部	企業金融論
		日本文理大学	金融、証券市場の概要と実際
	みずほ証券	大阪経済法科大学	証券投資論
		高崎経済大学	株式の公開と中小企業
		復旦大学(中国)	金融資本市場
		北京大学(中国)	金融資本市場、コーポレートファイナンス、コーポレートガバナンス
			講師派遣、早稲田大学との共同講座

特集

持続可能な社会の実現に向けて

金融の機能を通じて、持続可能な社会の実現に貢献するために、何ができるでしょうか。〈みずほ〉は、国内・海外を問わず個人・法人のお客さまが、社会・経済・環境の諸課題に配慮しつつ、いまある夢をかなえ、その先に広がる新しい可能性を見つけられるように、金融ならではの仕組みを活用し貢献していきたいと考えています。

グループ総合力で持続可能な社会に貢献

〈みずほ〉は、銀行、証券、信託、資産運用などの総合金融サービスを提供しています。大企業・グローバル企業などを主なお客さまとする「グローバルコーポレートグループ」、個人および中堅・中小企業を主なお客さまとする「グローバルリテールグループ」、トラスト&カストディ分野やプライベートバンキング分野におけるお客さまのニ

ズにお応えする「グローバルアセット&ウェルスマネジメントグループ」が、それぞれの特色を活かすとともに連携を強化して、安全に安心して暮らせる持続可能な社会を実現するために、最適な商品・サービス、ソリューションの提供に取り組んでいます。

再生可能エネルギーの利用促進をサポート

地球温暖化への危機感がつのるなか、政府は風力やバイオマスなどの再生可能エネルギーを用いた発電を推進しています。いわゆるRPS法では、2014年までに新エネルギーによる発電量を160億kWhまで増加することを目標としていますが、風力発電への期待は大きいものがあります。

〈みずほ〉では、1999年より温室効果ガスの排出量削減のために重要な役割を担う風力発電プロジェクトに対する融資への取り組みを開始しました。プロジェクトを審

査するためには、風力の予測や予測に基づく採算性判断を的確に行う必要があります。これらの方法を模索しながら、着実にノウハウを蓄積し、2005年度に調印した国内4案件、合計84億円の融資のうち3件の風力発電所が2006年度から稼働しています。現在、2010年度までに国内案件で累計800億円の融資を目指し、案件の開拓を進めています。また、自らが融資を行うだけでなく、地元銀行に対するシンジケートローンへの参加の呼びかけや、事業経験の浅いベンチャー企業に対するアドバイス、融資の手法を含む金融の仕組みから風力発電事業の運営に関わるアドバイスまで、お客さまのニーズに合わせ、適切な金融サービスを提供していきたいと考えています。こ



里美牧場風力発電所(茨城県常陸太田市)

2006年度の国内外環境関連のプロジェクトファイナンス実績

分野	件数	金額*
風力発電	13件	910億円
廃棄物、その他	4件	91億円
合計	17件	1,001億円

(みずほコーポレート銀行融資調印額)

*外貨建て融資調印額は、2007年3月末時点の為替レートにて円換算。

れまで、国内でプロジェクトファイナンスの融資アレンジを7件、融資に関するアドバイザリーを14件取りまとめています。

融資といった本業での活動以外にも、より広く風力発電事業の推進に積極的に関与しています。たとえば、(独)新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO)委託事業の委員や、オブザーバーとして、これまで蓄積した経験やノウハウを提供しています。

カーボンアカウンティング

当グループでは、地球環境保全の観点から気候変動問題への取り組みは、金融機関が果たすべき重要な社会的責任であると考えています。

みずほコーポレート銀行における「カーボンアカウンティング(炭素会計)」はその試みのひとつです。これは、プロジェクトファイナンスにより融資した発電事業から排出されるCO₂排出量とCO₂排出削減量を把握し、算定結果をウェブサイト等で公表するものです。たとえば、国際金融公社では、CO₂換算で年間10万トンの温室効果ガスの排出が予測されるプロジェクトについて、事業者はその排出量の算定を要求している等、事業活動から排出される温室効果ガスを把握し、公表しようという動きが世界的に高まっています。

私たちの試みは、現時点では、プロジェクトファイナンスによる発電事業に限定していますし、金融機関が把握すべき融資先事業から発生するCO₂の排出量算定方法においても、国際的な統一基準はまだなく、独自の算定手法を用いる等、まだまだ改善すべき点があると認識しています。しかしながら、この試みが世界的にも先行するモデルとなり、気候変動問題への対応策のひとつとなればと期待しています。

エクエーター原則

みずほコーポレート銀行は2003年10月、邦銀で初めて「エクエーター原則」を採択。この原則に則って、開発地域の自然環境や社会に与える影響に配慮してプロジェクトファイナンスを実施しています。2006年11月からは、原則採択金融機関のネットワークにおける事務局を引き受け、新規採択金融機関からの問い合わせへの対応やウェブサイトの管理・運営などを担当。また、国際会議にも積極的に参加し、同原則の重要性を説明するとともに普及啓発活動にも取り組んでいます。

なお、2007年6月、ロンドンで開催されたフィナンシャルタイムズサステナブルバンキングアワードの授賞式で、2006年度に実施したエクエーター原則の改定作業においてリーダーシップを発揮したことが認められ、みずほコーポレート銀行をはじめ、エクエーター原則採択銀行11行が、審査員長賞を受賞しました。



授賞式の様子(左から3人目がみずほコーポレート銀行グローバル環境室小田原治室長)

エクエーター原則実施状況

(件)

カテゴリ	解説	2005年度	2006年度
A	重大な負の社会影響または環境影響を及ぼす可能性があり、その影響が、多様、回復不能、または前例のないプロジェクト。	3	1
B	限定的な負の社会影響または環境影響を及ぼす可能性があり、その影響が、環境側面数が少なく、概してその立地に限定されるもので、多くの場合は回復可能であり、緩和策によって容易に対処可能なプロジェクト。	17	22
C	社会影響または環境影響が、最小または全くないプロジェクト。	2	0

*世界銀行の定める高所得経済圏に属するOECD加盟国に立地するプロジェクトを除く。

風力発電のトップランナーは気象予報士

1999年、当時は珍しかった風力発電所を間近に見ました。風力発電の羽根の長さはジャンボジェット機くらいの大きなもので、高さにすれば20階建てのビルの上で回っている。圧倒されました。風力発電に関して勉強したくても、なかなか専門書が手に入らず、また気象情報についても国会図書館や気象庁を巡って情報収集。融資を検討する際には、発電量を左右する“風を読む力”が必須。気象学を猛勉強し、2007年3月、気象予報士の資格に合格しました。



みずほコーポレート銀行
ストラクチャードファイナンス営業部
事業ファイナンス第一チーム

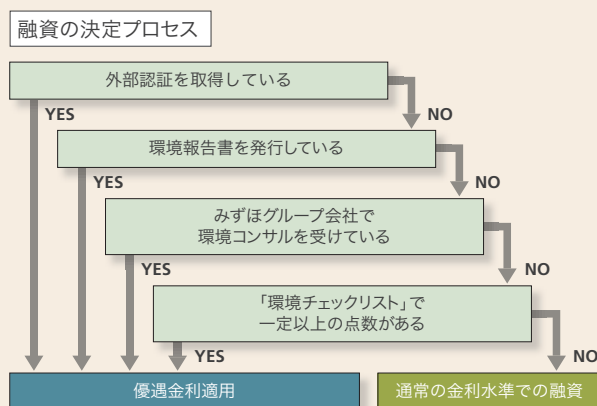
澤柳 寿宏

環境融資

融資制度で環境への取り組みをサポート

一般的に、中堅・中小企業における環境配慮活動は、大企業よりも遅れがちです。みずほ銀行は、環境配慮活動を行っている企業だけでなく、今後取り組みを予定している企業も対象として、金利面でサポートする融資制度をオリентコーポレーション(オリコ)と共同して推進しています。国際規格ISO14001取得など評価基準をクリアした企業に加えて、みずほ独自の「環境チェックリスト」で一定以上の評価を得られた企業も対象とする点が、大きな特徴です。これにより、多くの中小企業に省エネ・省資源設備の導入などが促進され、2008年から始

まる京都議定書による温室効果ガスの削減に貢献できればと考えています。



責任投資原則(PRI)とSRIファンド

みずほ信託銀行は、2006年9月、環境、社会、企業統治の視点を投資の意思決定プロセスに組み込むことを目的とした国連の「責任投資原則(PRI=Principles for Responsible Investment)*」に署名しました。

また、興銀第一ライフ・アセットマネジメント(DIAM)は、企業の収益や成長の側面だけではなく、倫理性や環境問題など社会貢献的側面からも企業を評価し投資する手法「SRI=Socially Responsible Investment(社会的責任投資)」を取り入れ、SRIファンドの開発・設定お

よび運営を推進しています。

このような取り組みを通じて、経済的側面に加えて社会面、環境面にも配慮した投資活動を推進し、持続可能な社会の実現に貢献していきたいと考えています。

SRIの取り組み

興銀第一ライフ・アセットマネジメント(DIAM)は、自然環境、CSR、地域発展の視点に特化したSRIファンドを開発・提供しています。その商品のひとつに2006年5月に設定した「自然環境保護ファンド(尾瀬紀行)」があります。CSRに積極的な日本企業と高格付けの資源国に投資して報酬の一部を(財)尾瀬保護財団に寄付することで尾瀬地区の自然環境保護に貢献します。



※責任投資原則(PRI)
機関投資家や年金基金などが投資の意思決定のプロセスにおいて、環境、社会、企業統治の問題に配慮する視点を取り入れることを目的とするもの。

SRI商品一覧

(2007年3月末現在)

ファンド名称(愛称)	設定時期	純資産残高(百万円)	特徴など
エコ・ファンド	1999年10月22日	5,516	環境に配慮した経営を行っている日本企業の株式へ投資
DIAMグローバル・ボンド・ポート (いわぎん HIRAIZUMI)	2004年12月29日	2,652	岩手銀行が収受した報酬の一部を平泉町世界遺産推進基金へ寄付
DIAM高格付インカム・オープンSRI (ハッピークローバーSRI)	2005年12月22日	1,656	格付けの高い資源国の公社債とCSRへの取り組みの高い日本企業の株式へ投資
はまぎん住宅ローン証券化投信06-02	2006年2月28日	2,293	横浜銀行の住宅ローン債権を受益権として流動化し、ファンドを組成して地域内の投資家に販売
自然環境保護ファンド(尾瀬紀行)	2006年5月26日	3,876	販売会社と委託会社が収受した報酬の一部を(財)尾瀬保護財団へ寄付
合計残高		15,993	

コンサルティング・調査研究業務

みずほ総合研究所およびみずほ情報総研では、持続可能な社会の実現に向け、CSRや環境対策に関する各分野でのコンサルティング・調査研究業務を行い、企業や行政など広く支援しています。

対象とする分野は多岐にわたり、企業の社会的責任、地球温暖化・CO₂削減、資源・エネルギー、化学物質、大気・土壌・水質汚染に至るまで対応しています。企業に対しては、環境中期計画策定やマネジメント体制の構築の支援、環境面の定量的評価や市場調査などを実施、行政に対しては、環境政策や制度立案の基礎的な調査・研究等を実施しています。

コンサルティング・調査研究の実施件数

(件)

内訳	2004年度	2005年度	2006年度
民間企業向けコンサルティング・調査研究	170	204	212
官公庁向けコンサルティング・調査研究	127	123	124
その他レポートの発行等	37	51	61

排出権取引コンサルティング

より柔軟な発想で世界の温室効果ガス削減を進めるため、1997年、京都議定書で「排出権取引」の枠組みがつけられました。これは、京都議定書で定められた各国のCO₂排出量(=CO₂を排出する権利)のなかで、権利を超過して排出する国と権利を下回る国との間でその権利の売買をする仕組みです。

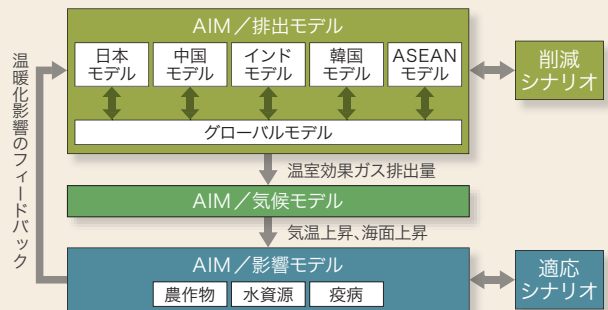
京都議定書において日本のCO₂削減目標は、2008年から2012年の平均で1990年の排出量の6%削減ですが、実際には2003年で7%強の増加となっています。今後、一層の削減努力をしたとしても、排出権の調達なしに目標を達成するのは困難だとも言われています。

このようななか、みずほ情報総研は1990年代から「排出権取引」のコンサルティングを実施しています。排出権プロジェクトに関する案件発掘や事業化についてのフィージビリティ・スタディやアドバイザー、排出権登録に関する当該国や国連の手続きなど、総合的にサポートしています。2006年10月には、中国節電投資会社の風力発電事業を支援し、東京電力との排出権売買契約が成立。両政府の承認を得た初の排出権取引となりました。

AIMモデルの開発と2050年低炭素社会シナリオ

地球温暖化問題およびその対策を検討するためには、多岐にわたる人間の経済活動等から排出される温室効果ガスの量を予測し、さらに排出された温室効果ガスの広範な影響を把握しなければなりません。そのため、国立環境研究所・京都大学が中心となり数理的な予測・評価手法「アジア太平洋地域温暖化対策統合評価モデル(AIM)」が開発されました。みずほ情報総研は、AIMモデル開発当初からモデル構築に参画しています。「脱温暖化2050研究プロジェクト」においても、当社ではこのモデルを活用し、日本の温室効果ガス排出量の大幅削減を目指す2050年低炭素社会シナリオの設計を行っています。

アジア太平洋地域温暖化対策統合評価モデル(AIM)の全体像

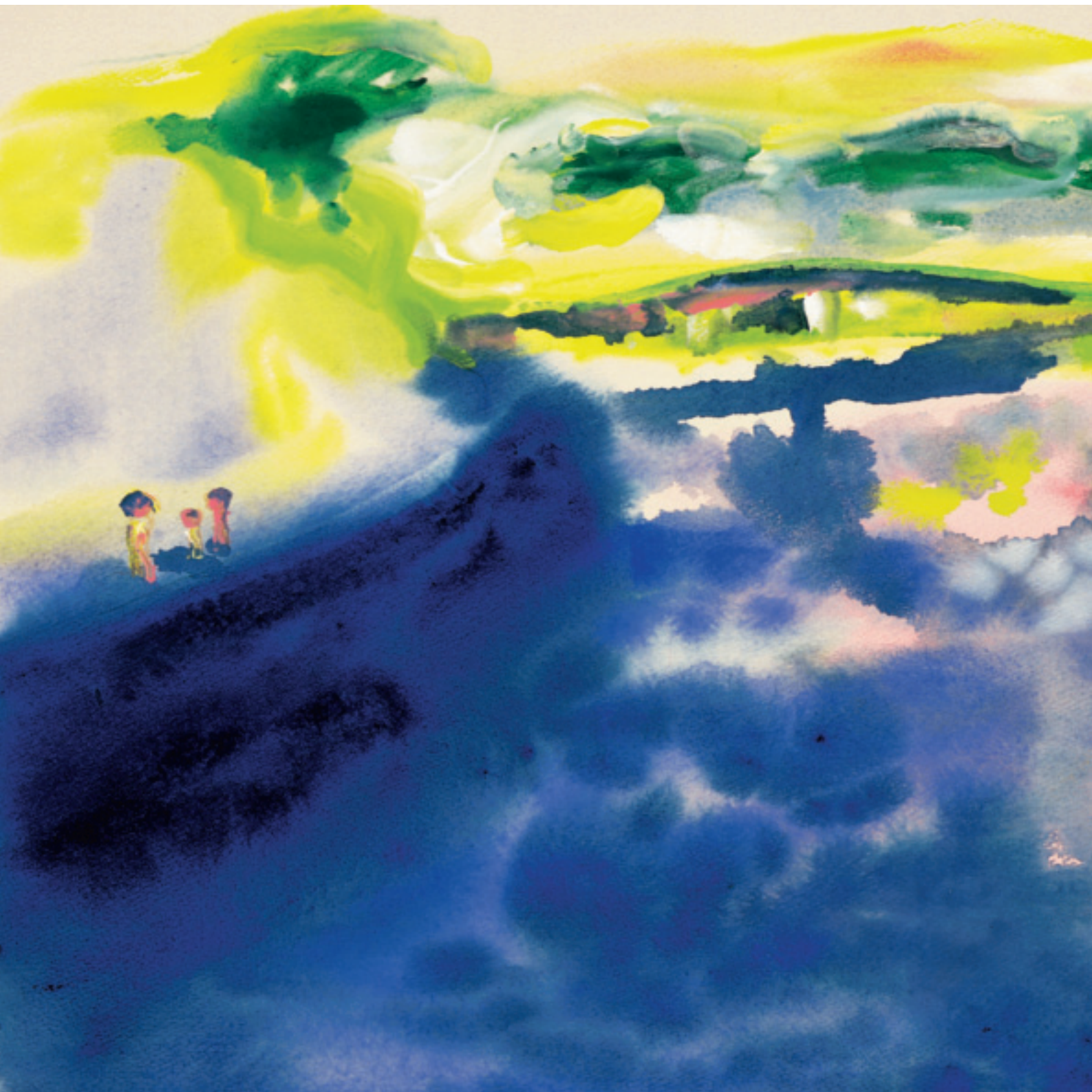


地球シミュレータ

「地球シミュレータ」は、地球温暖化問題をきっかけに、1997年から国家プロジェクトとして開発が始まりました。2002年3月より運用が開始され、(独)海洋研究開発機構によって運営されています。

これは、高度なベクトル型演算方式を用い、世界トップレベルの主記憶容量と演算処理速度で、地球の大気や海洋の変動の評価と予測ができる研究用スーパーコンピュータです。多くの公共的機関や企業が、この「地球シミュレータ」の評価・予測をもとに、持続可能な社会に向けた取り組みを展開しています。

みずほ情報総研は、この「地球シミュレータ」の計算モデルの構築や改良に2003年度から参画し、ヒートアイランド現象についての熱環境の評価・予測も行っています。



当グループのCSRに関わる理念と方針、
体制、取り組み内容と実績をご報告します。



22 | ガバナンス&マネジメント

32 | 経済性報告

34 | 社会性報告

54 | 環境報告

60 | コミュニケーション

ガバナンス&
マネジメント

〈みずほ〉のCSR

当グループは、銀行を中核としグローバルに活動するわが国を代表する総合金融グループとして、重い社会的責任と公共的使命を負っています。ここでは、当グループのCSRの重点取り組み分野について紹介します。

〈みずほ〉にとってのCSR

みずほの企業行動規範

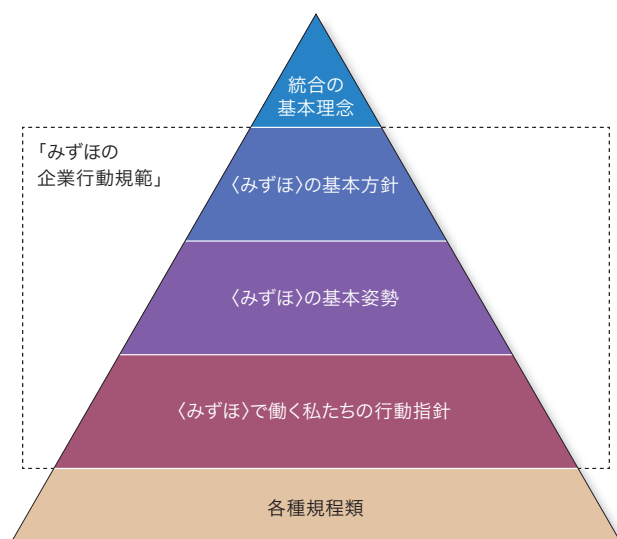
「みずほの企業行動規範」は、第一勧業銀行、富士銀行および日本興業銀行の3行の共同持株会社設立を機に、統合の基本理念を実践するために遵守する倫理上の規範

として、2000年10月に制定しました。経営および業務上の各種の決定や行動の際に、常に拠り所となる具体的な基準を示しています。

全体的な方針である〈みずほ〉の基本方針のもとに、ステークホルダーごとに定められた〈みずほ〉の基本姿勢があり、さらに役員および社員のとるべき行動についてより具体的に定めた〈みずほ〉で働く私たちの行動指針があります。

〈みずほ〉の基本方針	
1 社会的責任と公共的使命	● 日本を代表する総合金融グループとして、社会的責任と公共的使命の重みを常に認識し、自己責任に基づく健全な経営に徹します。 ● 社会とのコミュニケーションを密にし、企業行動が社会常識と調和するよう努めます。
2 お客さま第一主義の実践	● お客さまを第一と考え、常に最高のサービスを提供します。 ● お客さまの信頼を得ることが、株主、地域社会その他全てのステークホルダー（利害関係者）から信頼を得るための基盤と考えます。
3 法令やルールへの遵守	● あらゆる法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範にもとることのない、誠実かつ公正な企業活動を遂行します。 ● 国際ルールや世界の各地域における法律の遵守はもちろん、そこでの慣習・文化を尊重します。
4 人権の尊重	● お客さま、役員および社員をはじめ、あらゆる人の尊厳と基本的人権を尊重して行動するとともに、人権尊重の精神に溢れた企業風土を築き上げます。
5 反社会的勢力との対決	● 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは、断固として対決します。

(条文のみ抜粋)



〈みずほ〉の基本姿勢
1 お客さまに対する基本姿勢
2 株主に対する基本姿勢
3 地域社会に対する基本姿勢
4 社員に対する基本姿勢
5 仕入先、競争会社に対する基本姿勢
6 政治・行政に対する基本姿勢

* 1～4の詳細は社会性報告(P.34～53)をご覧ください。

(見出しのみ抜粋)

〈みずほ〉で働く私たちの行動指針
1 職場の秩序維持
2 会社資産の私用禁止
3 適正な情報管理
4 利益相反行為の禁止
5 節度ある私的活動

(見出しのみ抜粋)

〈みずほ〉のCSR

当グループは、事業活動の領域の拡大や市場のグローバル化の進展にともない、より一層社会や環境に配慮した取り組みが求められています。社会と共生し、ともに持続的に発展していくために〈みずほ〉はCSRへの取り組みを不可欠な要素であると考えています。このCSRを支える基本的な考え方として、統合の基本理念を掲げ、企業行動規範を制定しています。

当グループは、質の高い最先端の金融商品・サービスを提供するにとどまらず、経済・社会のインフラとして公共的使命を十分に認識し、金融の円滑化を図るとともに、内外の経済や社会の健全かつ持続的な発展に貢献することが、本業における本源的責任であると考えています。こうした本業における責任の遂行に加え、本業に付随した取り組みを行うことにより、社会的責任を果たした企業活動を展開していきます。

〈みずほ〉のマテリアリティ

—CSRの重点取り組み分野—

このような認識のもと、事業戦略『“Channel to Discovery” Plan』においてCSRに関する取り組み強化を表明し、CSRへの取り組みを企業行動の主軸と位置づけています。

当グループでは、金融機関に求められるCSRには「1.信用秩序を維持し預金者等の保護を確保すること」「2.未来をかたちづくる金融であること」「3.CSR活動の本質的推進のために企業経営の質を高めていくこと」の3つがあると考えています。この金融機関に求められる3つのCSRを5つの重点分野に分けて取り組みを展開しています。

1つ目の重点分野である「本業における本源的責任」とは、社会の公器として信用秩序を維持し、預金者等の保護を確保することを意味します。

2つ目の「環境への取り組み」は、持続可能な発展を支えるために、責任ある融資・投資行動を実践し、金融の仕組みを活かし環境問題に貢献することです。

3つ目は「金融教育の支援」です。まさに本業で得たノ

ウハウを社会に役立てることのできる活動です。将来を担う次世代の健全な育成に、本業を活かしつつ貢献していきたいと考えています。

4つ目の「ガバナンスの高度化」とは、誠実かつ公正な企業活動を持続的に行う前提として、ガバナンス体制の構築を進めていくことを指します。

最後は、「高感度コミュニケーションの実現」です。企業としての透明性と信頼性を確保するために、ステークホルダーとの対話を重視し、取り組みを展開していきます。

本業における本源的責任

- 信用を維持し預金者等の保護を確保
- 金融の円滑化を図り、責任ある投融資を行うことによる、世界経済の健全かつ持続可能な発展への貢献
- 健全かつ適切な経営によって、業務の確実な遂行とお客さまをはじめとする社会からの揺るぎない信頼の確立

環境への取り組み

- 地球環境への負荷の抑制・軽減を社会の共通課題と捉え、温暖化防止等の環境政策に即した金融サービスを提供するとともに、自らも地球資源の消費削減を実践

金融教育の支援

- 将来を担う次世代に対する金融教育の支援を通じ、金融知識の習得のみならず、日常生活で直面する諸課題に対応できる能力を育成

ガバナンスの高度化

- 誠実かつ公正な企業活動を持続的に行うため、グローバルな金融・資本市場においても高い評価を得られるガバナンス体制を確立

高感度コミュニケーションの実現

- 情報開示の一層の強化を通じて企業活動の透明性を確保し、ステークホルダーとの対話重視型のコミュニケーションを実現

ガバナンス&
マネジメント

〈みずほ〉におけるステークホルダー参画

当グループは、ステークホルダーの皆さまと質の高いコミュニケーションを実現することで、CSR活動をより一層推進していきたいと考えています。

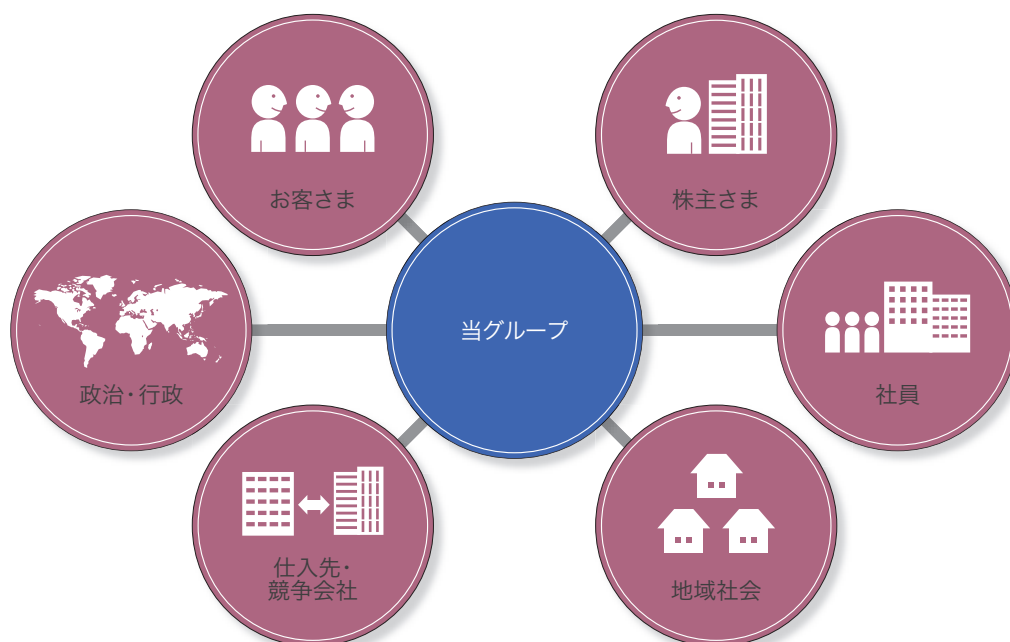
ステークホルダーについての考え方

公共的な役割を持つ金融機関は、社会に対して大きな影響力を持つと同時に、大きな責任も担っています。当グループが、責任ある良き企業市民として社会の持続可能な発展に対して貢献していくためには、社会から期待される役割をきちんと認識することが必要不可欠です。そのためには、さまざまな利害関係を持つステークホルダーの皆さまとの対話を通じて、コミュニケーションの質を高めていく必要があります。

当グループでは、社会からの正しい理解や認識と、そ

れに基づく的確な評価やフィードバックを得るために、一層の情報開示や経営の透明性確保に努めるとともに、CSR重点分野として掲げた高感度コミュニケーションの実現を通じて、バランスの良い企業経営を行っていくことに努めています。また2006年度より、有識者の方々とステークホルダーダイアログを定期的を実施していますが、そこでいただいたご意見等を〈みずほ〉のCSR活動に活かしています。

当グループでは、ステークホルダーをお客さま、株主さま、社員、地域社会、仕入先・競争会社、政治・行政に分類しています。



ステークホルダー

お客さま

当グループのお客さまは、預金者や融資先、信託の委託者やその受益者など、個人・法人を問わず非常に多様です。また、地理的にも幅広く、世界の各地にお客さまがいらっしゃいます。

お客さまからは「お客さまの声カード」「コールセンター」「お客さま満足度調査」などによりご意見を伺うほか、当グループからは、テレビや新聞、ウェブサイトなどを活用し情報発信に努めるとともに、店頭や営業担当者を通じて直接対話などにより、双方向のコミュニケーションを図っています。またコミュニケーションの成果は、商品・サービスの改善や経営品質の向上などさまざまな場面で活かしています。

➡ P.34

株主さま

当グループでは、2007年3月末現在で11,872,195.49株の普通株式を発行しています。このうち、日本の法人等が57.27%、外国法人等が29.14%、個人が13.59%をそれぞれ保有しています。これら株主の皆さまからの信頼と期待に応えるため、資産の保全・拡大を図り、収益の向上に努めます。また、財務・税務・会計の正確性・信頼性を堅持するとともに、独立した内部監査機能を一層強化し、厳格な内部管理体制の構築に努めます。ニューヨーク証券取引所への上場にもない、米国会計基準に即した情報開示も進めました。

➡ P.40

社員

当グループの連結ベースの社員数は2007年3月末現在47,449人に上り、日本を中心に、世界30の国または地域で活躍しています。

人材は〈みずほ〉にとって最も重要な経営資源であり、人材こそが他の追随を許さない競争優位の源泉です。人材への積極的な投資を通じて、社員一人ひとりの価値を高めていくことが、〈みずほ〉の永続的な価値創造につながると考えています。このような考えのもと、社員にとって魅力に富んだ働き甲斐がある職場環境づくりに努めています。

また、コンプライアンス教育・研修を行うとともに、労働関係法令の遵守の徹底、職場の安全・衛生への配慮、差別・セクハラに対応したホットラインの設置、職場意識実態調査等を行っています。

➡ P.42

地域社会

当グループは、2007年3月末現在で、30の国または地域の772カ所(国内702、海外70)に及ぶ事業所を通じた企業活動、あるいは社員一人ひとりの行動を通じて、地域社会と深いかかわりを持っており、地域社会は〈みずほ〉の存立基盤といえます。そのため、〈みずほ〉の利益と社会の利益とを調和させつつ事業活動を行い、地域の発展に貢献することが大切であると考えています。

また、通常の事業活動以外にも、積極的な社会貢献活動を通じて地域と交流する努力をしています。

➡ P.46

仕入先・競争会社

当グループでは、システムの発注や物品・サービスの購入などを通じて、仕入先との取引が発生します。

仕入先とは健全かつ透明な関係を保ち、最良の品質・サービスの提供を受けるビジネスパートナーとして共存共栄を目指します。また、〈みずほ〉の信用を維持するため、仕入先に対しても「みずほの企業行動規範」についての理解を求めています。

当グループは、市場経済体制の前提となる自己責任原則に則り、自助・自立意識に基づいて公正・透明・自由な競争を実践します。

政治・行政

当グループは、日本をはじめとする世界の多くの国々とさまざまな場面でかかわりを持っています。事業を行う上での法規制を受ける立場、事業に必要な公共サービスを利用する立場、国や国家事業への資金の貸し手、中央銀行から資金を調達する借り手等として、どの場面においても各国法令を遵守し、当グループの業務を管轄する各国行政当局や政治家とは健全かつ正常な関係を保ちます。

ガバナンス&
マネジメント

コーポレートガバナンス

当グループは監督機能と業務執行を分離し、透明で効率性の高い企業経営を目指しています。ここでは、経営体制とコーポレートガバナンス体制について報告します。

グループ経営体制

当グループは、持株会社であるみずほフィナンシャルグループが、銀行・信託銀行・証券会社等の主要グループ会社[※]に対して直接経営管理を行い、その他のグループ会社については、主要グループ会社を通じた経営管理を行っています。

グループ各社は、みずほフィナンシャルグループが策定した基本方針等を踏まえ、各社の専門性発揮に努め、また相互の連携を強化することにより、お客さまの多様なニーズにお応えする体制となっています。

※主要グループ会社：みずほ銀行、みずほコーポレート銀行、みずほ信託銀行、みずほ証券、みずほインベスターズ証券、資産管理サービス信託銀行、第一勧業アセットマネジメント、富士投信投資顧問、興銀第一ライフ・アセットマネジメント、みずほ総合研究所、みずほ情報総研、みずほフィナンシャルストラテジー、みずほプライベートウェルスマネジメント。

なお、第一勧業アセットマネジメントと富士投信投資顧問は2007年7月1日付で合併し、みずほ投信投資顧問となりました。

コーポレートガバナンス体制

当グループは、透明で効率性の高い企業経営を目指すとともに、コンプライアンスの徹底を経営の基本原則として位置づけ、あらゆる法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範にもとることのない誠実かつ公正な企業活動を遂行していきます。

■ 監査役

みずほフィナンシャルグループは監査役制度を採用しており、監査役5名のうち3名は社外監査役であります。監査役は取締役会への出席や意見具申等を通じて、取締役の職務執行の適法性を監査しています。

■ 取締役会

みずほフィナンシャルグループの取締役会は、9名により構成し、当社並びにグループの経営方針その他の重要事項を決定するとともに、取締役および執行役員の職務の執行を監督しています。なお、社外取締役3名が業務執行から独立した立場で取締役会に

加わることで、取締役会の経営監督機能の一層の強化を図っています。

■ 内部監査部門

社長傘下の内部監査機関として、業務監査委員会を設置しております。業務監査委員会は、取締役会の決定した基本方針に基づき、監査に関する重要な事項の審議・決定を行い、業務監査委員会の決定事項については、すべて取締役会に報告しています。

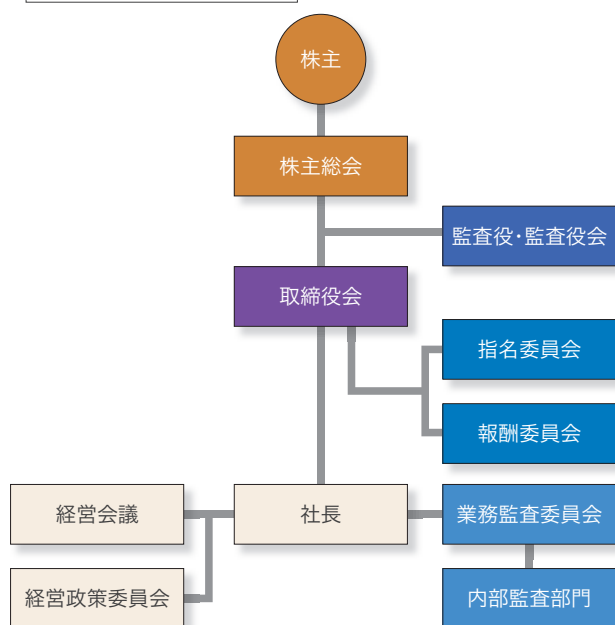
なお、内部監査機能の被監査業務からの独立性確保を目的として、内部監査部門を被監査部門から分離の上、業務監査委員会傘下の独立部門としています。

業務監査委員会には、専門性の補強、客観性の確保の観点から、外部の専門家(現状、弁護士1名、会計士1名)が特別委員として参加しています。

■ 指名委員会、報酬委員会

取締役人事および報酬に対する透明性・客観性を確保する観点から、社外取締役を含めた取締役を構成員とする指名委員会、報酬委員会を取締役会の諮問機関として設置しています。

コーポレートガバナンス体制



(2007年6月26日現在)

*みずほフィナンシャルグループのウェブサイト上の経営体制もご覧ください。
ウェブサイトURL <http://www.mizuho-fg.co.jp/company/about/management/management.html>

業務執行

業務の執行にあたっては、効率性と有効性を高め、リスク管理やコンプライアンスを徹底することが重要だと考えています。ここでは、当グループの業務執行の体制について報告します。

業務執行

経営の監督機能と業務執行を分離し、権限と責任を明確化するため、執行役員制度を導入しております。業務執行においては、みずほフィナンシャルグループ社長が、取締役会の決定した基本方針に基づき、業務執行上の最高責任者として当社の業務を統括しています。

なお、社長の諮問機関として経営会議を設置し業務執

行に関する重要な事項を審議するとともに、コンプライアンス委員会、情報管理委員会およびディスクロージャー委員会等の経営政策委員会を設置し各役員の担当業務を横断する全社的な諸問題について総合的に審議・調整を行っています。

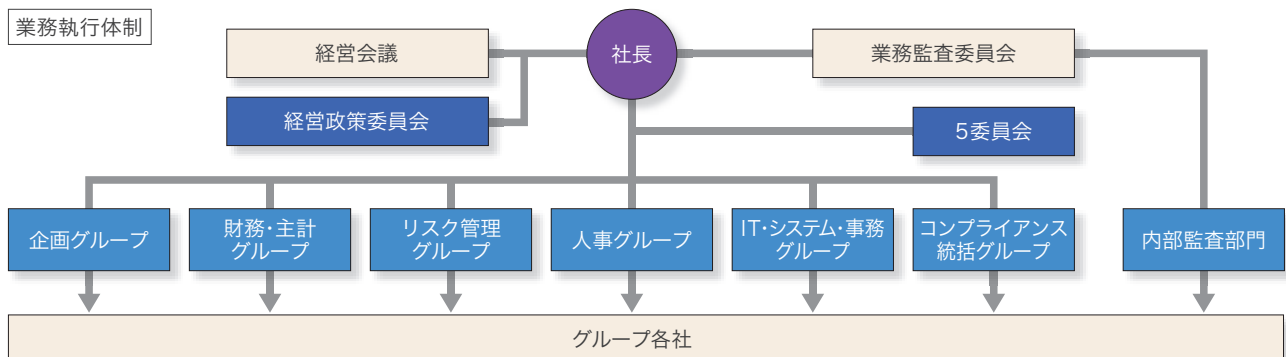
また、経営政策委員会とは別に、特定の諸問題について5つの委員会を設置し、それぞれの所管する業務について協議・周知徹底・推進などを行っています。

■ 経営政策委員会

- ポートフォリオマネジメント委員会：ポートフォリオの基本方針やその運営について審議・調整およびモニタリング等を行います。
- ALM・マーケットリスク委員会：ALMに関する基本方針やリスク計画、資金運用調達、マーケットリスク管理についての審議・調整および実績管理等を行います。
- コンプライアンス委員会：外部の専門家（弁護士1名、公認会計士1名）が特別委員として参加し、コンプライアンス統括や反社会的勢力に関する事項、事故処理に関する事項についての審議・調整等を行います。
- 情報管理委員会：情報管理に関する各種施策の推進状況や情報セキュリティにかかるリスク管理、個人情報保護法対応、情報管理に関する各種規程等についての審議・調整等を行います。
- ディスクロージャー委員会：法定開示および適時開示に関する事項について、情報開示に関する重要事項の審議・調整を行い、投資家からの信頼を得られる開示態勢および内部統制の確保を進めています。
- CSR委員会：CSRに関する各種施策の取り組み状況や要対応事項、取り組み方針、CSR報告書等について審議・調整等を行います。

■ 5委員会

- 緊急対策委員会：緊急事態への対策に関する方針の協議、周知徹底、推進を行います。
- 人権啓発推進委員会：人権問題への取り組みに関する方針の協議、周知徹底、推進を行っています。人権尊重の精神にあふれた企業風土づくりを図っています。
- 障害者雇用促進委員会：障害者の雇用および職場定着に関する方針の協議、周知徹底、推進を行います。
- 社会貢献委員会：社会貢献活動に関する方針の協議、周知徹底、推進を行います。自主プログラムの検討や社員の社会貢献活動の支援についても協議しています。
- 環境問題委員会：当グループ自身の環境負荷の低減や事業を通じたお客さまの環境対応への支援等、地球環境問題への取り組みに関する方針の協議、周知徹底、推進を行います。



*業務執行の組織体制の詳細はディスクロージャー誌もご覧ください。ウェブサイトURL <http://www.mizuho-fg.co.jp/investors/financial/disclosure/>

ガバナンス&
マネジメント

リスク管理

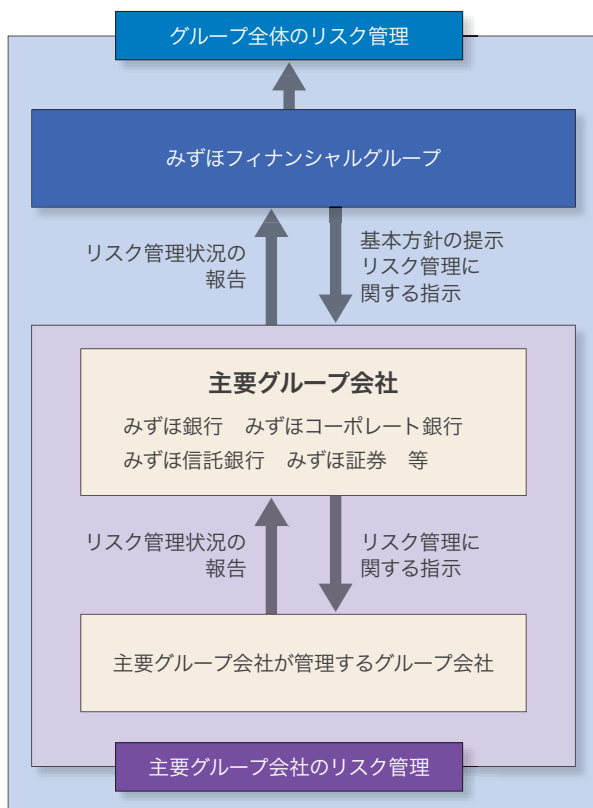
金融の自由化、国際化が一層進展するなか、金融業務は急速に多様化・複雑化しており、金融機関は多様なリスクを抱えています。これらのリスクを適正に管理することは、企業価値向上のために不可欠な要素であると考えています。ここでは、リスク管理についての考え方と管理態勢について報告します。

リスク管理の基本的な考え方と管理態勢

当グループでは、当グループで発生するリスクを、リスクの要因別に「信用リスク」「市場リスク」「流動性リスク」「オペレーショナルリスク」等に分類し、リスクの特性に応じて管理しています。また、各リスク単位での管理に加え、リスク全体を把握・評価し、必要に応じて定性面・定量面それぞれから適切な対応を行い、経営として許容できる範囲にリスクを制御しています。

当グループでは、これらのリスクを適切に管理し、コントロールしていくことを経営上の最重要課題のひとつとして認識し、リスク管理態勢の強化に取り組んでいます。

みずほフィナンシャルグループのリスク管理態勢



総合的なリスク管理態勢

みずほフィナンシャルグループでは、各種リスクの明確な定義、適切なリスク管理を行うための態勢の整備と人材の育成、リスク管理態勢の有効性および適切性の監査の実施等を内容とした、当グループ全体に共通するリスク管理の基本方針を取締役会において制定しています。

グループ各社は、みずほフィナンシャルグループで定めた基本方針に則り、リスク管理の高度化を図り、管理の強化に努めるとともに、業務内容や保有するリスクの規模・態様に応じた適切なリスク管理を行っています。

みずほフィナンシャルグループは、主要グループ会社からリスクの状況等について定期的および必要に応じて申請・報告を受け、リスク管理に関する適切な指示を行っています。また、主要グループ会社においても、それぞれリスク管理態勢を整備し、自社のグループ会社からリスクの状況等について報告を受け、適切な指示を行っています。

また、当グループでは、グループ全体が抱えているリスクを可能な限り定量的に把握し、リスクキャピタル配賦の枠組みのもと、リスクの総量を当グループの資本勘定等の財務体力の範囲内にとどめる運営を実施しています。

信用リスクの管理

当グループでは、信用リスクを「与信先の財務状況の悪化等により、資産（オフバランス項目を含む）の価値が減少または消失し、当グループが損失を被るリスク」と定義し、以下の2つのアプローチによって管理しています。

1つめは、信用リスクの顕在化により発生する損失を抑制するために、お取引先の信用状態の調査を基に、与信実行から回収までの過程を個々に管理する「個別案件管理」です。

みずほ銀行、みずほコーポレート銀行、みずほ信託銀行の3行では統一の信用格付を活用し、定期的に信用格

付を見直すほか、与信先の信用状況の変化があった場合には随時見直しを行うことにより、与信先の状況をタイムリーに把握できる体制としています。

2つめは、信用リスクを把握し適切に対応するために、信用リスク顕在化の可能性を統計的な手法によって把握する「ポートフォリオ管理」です。

ポートフォリオ管理においては、予測される平均的な損失額(=信用コスト)、一定の信頼区間における最大損失額(=信用VAR)、および信用VARと信用コストとの差額(=信用リスク量)という3つの計数を活用して、ポートフォリオから発生する損失を把握・管理しています。このプロセスにおいて特定の企業・企業グループ・業種等へ与信が過度に集中しないよう、リスクの分散が図られるように努めています。

市場リスクの管理

当グループでは、市場リスクを「金利・株価・為替等の変動により損失を被るリスク」とし、適切な管理・制御を行っています。

具体的には、量的な制御の観点から、VARによる限度や損失に対する限度等のリミットを設定しています。

みずほフィナンシャルグループおよび主要グループ会社各社のリスク管理部署では、それぞれの保有するリスクの内容・特性に応じた適切な手法を用いてリスク量を計測し市場リスクの状況を把握、併せて損益の状況も把握し、上記各種リミットの遵守状況とともに、経営陣に定期的に報告を行っています。

流動性リスクの管理

当グループでは、流動性リスクを「当グループの財務内容の悪化等により必要な資金が確保できなくなり資金繰りがつかなくなる場合や、通常より著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク」と定義しています。

流動性リスクは、市場からの資金調達に関する上限額等の管理指標を設定して管理しています。

オペレーショナルリスクの管理

当グループでは、オペレーショナルリスクを「内部プロセス・人・システムが不適切であることもしくは機能しないこと、または外生的事象が生起することから当グループに生じる損失にかかるリスク」と定義しています。

当グループは、オペレーショナルリスクについて、システムリスク、事務リスク、法務リスク、人的リスク、有形資産リスク、規制・制度変更リスク、レピュテーションリスクの各リスクを含む幅広いリスクと考えています。管理体制や管理方法に関するリスク管理の基本方針をそれぞれのリスクについて定め、リスクを適切に把握・管理しています。

バーゼルⅡへの取り組み

1992年から適用されている銀行の健全性についての国際標準の規制が、リスク管理手法の発展等を受け、よりリスクの実態に適した内容に見直されました。それが「バーゼルⅡ」(新BIS規制)と呼ばれるものであり、本邦においては2007年3月末より適用が開始されました。バーゼルⅡは、銀行が保有するリスクに対して保有すべき最低所要自己資本を定めた「第一の柱」、最低所要自己資本規制だけでは把握しきれないリスクの評価等について監督当局が行う検証プロセスを定めた「第二の柱」、適切な開示に基づいた市場による評価を受ける市場規律について定めた「第三の柱」から成り立っています。

当グループでは、本規制の趣旨を踏まえて準備を進め、各リスクの計測手法について2007年3月に必要な当局の承認を受ける等所定の手続きを整えました。

コンプライアンス

当グループは、世界に通用するコンプライアンスの推進に努めています。ここでは、コンプライアンスについての考え方および、それを確保するための運営体制と活動等について報告します。

コンプライアンスの考え方

当グループは、日本を代表する総合金融グループとしての社会的責任と公共的使命の重みを常に認識し、「法令・諸規則を遵守し、社会的規範にもとることのない誠実かつ公正な企業活動を実践すること」がコンプライアンスであると考えています。そして、コンプライアンスの徹底を経営の基本原則として位置づけてコンプライアンスの推進に努めるとともに、みずほフィナンシャルグループが示す基本方針に則り、当グループの各社がおのおののコンプライアンス態勢を確立しています。

コンプライアンスの運営体制と活動

みずほフィナンシャルグループ、みずほ銀行およびみずほコーポレート銀行では、それぞれの社長・頭取がコンプライアンスを統括するとともに、コンプライアンス委員会（委員長：社長・頭取）にて重要事項の審議を行っています。

また、コンプライアンス担当役員のもとにコンプライアンスの企画・推進を行うコンプライアンス統括部署を設けています。

さらに、各社の部室店では、その長がコンプライアンスの責任者として指導・実践するとともに、各部室店に配置されたコンプライアンス管理者が、遵守状況をチェックする運営体制としています。

主要グループ会社のコンプライアンス管理については、みずほフィナンシャルグループが遵守状況を報告などにより把握し、必要に応じて適切な対応を行っています。

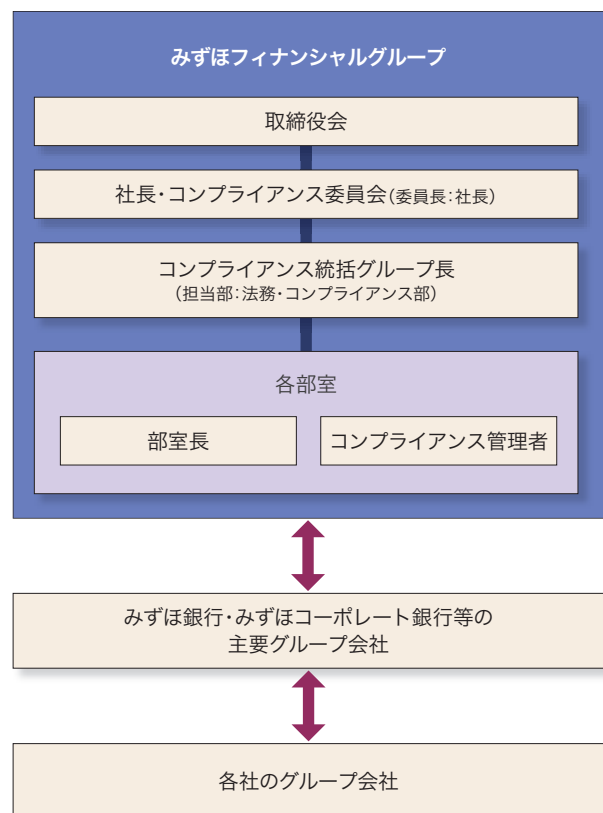
主要グループ会社以外のグループ会社については、主要グループ会社を通じて管理しています。

コンプライアンスの遵守状況をチェックする具体的な方法として、各部署自らが行う第一次チェック、監査部

門による第二次チェックを実施することでコンプライアンスの徹底に努めています。

なお、コンプライアンスの遵守状況については、社員の人事評価の対象項目にも含まれており、上司からの評価のみならず、360度評価による部下・業務上の関係が深い他部署からの評価も行っています。

コンプライアンス運営体制



コンプライアンスマニュアル

当グループでは、コンプライアンスに関する具体的な遵守基準を示すため、グループ各社の業務内容に応じ、遵守すべき法令諸規則および実践するコンプライアンス活動を分かりやすく明示した、コンプライアンスマニュアルを策定しています。

教育・研修

定期的を実施している人事部主催の集合研修、あるいはコンプライアンス統括部署の指示によって各部室店が実施する研修において、具体的なテーマに沿ってケースを交えた現場教育を行っています。

コンプライアンスプログラム

コンプライアンスにかかるさまざまな体制整備、研修、チェック等を実施するための具体的な実践計画として、各社はコンプライアンスプログラムを年度ごとに策定しています。実施状況については、半年ごとにフォローアップしており、その実施状況・結果を取締役会に報告しています。

コンプライアンスホットライン

当グループでは、本来のコンプライアンス報告体制で適切な措置が講じられない等のコンプライアンス上の問題が発生した場合の救済措置として、社員が直接通報できるように各社コンプライアンス統括部署にコンプライアンスホットラインを設けるとともに、外部の弁護士事務所にも窓口を設け、相談者および相談内容に関する秘匿性にも配慮をしています。また、みずほフィナンシャルグループでは、社内外から通報を受け付ける「会計、財務報告にかかる内部統制、監査に係るホットライン」も設置しています。

このように当グループとしましては、コンプライアンスの遵守に積極的に取り組んでおりますが、残念ながら2006年8月に公正取引委員会より、みずほ銀行が2006年3月に使用していた「住宅ローン長期固定金利キャンペーン」および「住宅ローン特別金利キャンペーン」のチラシについて、適用金利の表示が一般消費者に誤認さ

れる疑いがあるとして、警告を受けました。

お客さまをはじめ、皆さまにご迷惑をおかけしましたことを深く反省いたしますとともに、より一層わかりやすい表示を行うよう努めてまいります。

政治・行政との健全かつ正常な関係の維持

公務員等との関係

当グループは、政治・行政に対して、もたれ合いや癒着と取られるような行動をせず、健全かつ透明な関係を保つことを基本姿勢としています。この基本姿勢を貫くために、前述の「コンプライアンスの運営体制と活動」のもとで、厳格な遵守システムを運営しています。そして、コンプライアンスマニュアルに、基本姿勢や遵守システムを明記し、コンプライアンス研修等を通じて周知徹底を図っています。

たとえば、政治・行政との関係において贈収賄などの疑義が生じないよう、公務員等（政治家を含む）との接待贈答にあたっては、便宜供与を期待する意図で行わないこと等、厳格な実施基準を定めています。そして、各部室店のコンプライアンス管理者やコンプライアンス統括部署による事前チェックを義務づけています。

外国公務員との関係

外国公務員との関係においては、さらに不正競争防止法、各国の刑事法および「国際取引における外国公務員に対する贈賄の防止に関する条約」に基づいて定められた各国の国内法との適合性のチェックを義務づけています。

政治活動との関係

政治活動に関する寄付の取り扱いについては、違法な政治献金や利益供与を行わないよう、慎重に行う方針としています。

経済性報告

〈みずほ〉の経済的パフォーマンス

企業が存続するためには、継続的な利益の確保、財務体質の強化が必要です。また、持続可能な発展を目指した事業活動を行うためには、ステークホルダーとの関係を認識する必要があります。ここでは、当グループの財務・損益状況に関して、ステークホルダーとの経済的関係という観点で捉え、報告します。

CSRレポートにおける経済性報告

みずほフィナンシャルグループの財務・損益状況の概要を紹介するとともに、収益状況等の数値をステークホルダーとの経済的関係という観点で試行的に捉え、報告します。

収益の状況

2006年度のみずほフィナンシャルグループの連結粗利益は、2005年度に比べ1,149億円増加し、21,173億円となりました。特に、みずほ銀行、みずほコーポレート銀行、みずほ信託銀行の3行の顧客部門において、金利収支が増加するとともに、役務収益も着実に伸びています。また、市場部門収益も、2005年度に債券含み損処理（3行合算で1,385億円）を行ったこともあり、増益となりました。一方、みずほ証券、みずほインベスターズ証券では、エクイティ部門を中心に減益となりました。

連結業務純益※は、「戦略経費」の投下によって経費（除く臨時処理分）が増加したものの、690億円増加し9,916億円となりました。

連結当期純利益は、ノンバンクの業績悪化を主因に、与信関係費用の増加や株式関係損益の悪化がありましたが、一方で退職給付信託返還益1,259億円を特別利益に計上したこと等もあり、289億円減少して6,209億円となりました。

※連結業務純益＝連結粗利益－経費（除く臨時処理分）＋持分法による投資損益等連結調整

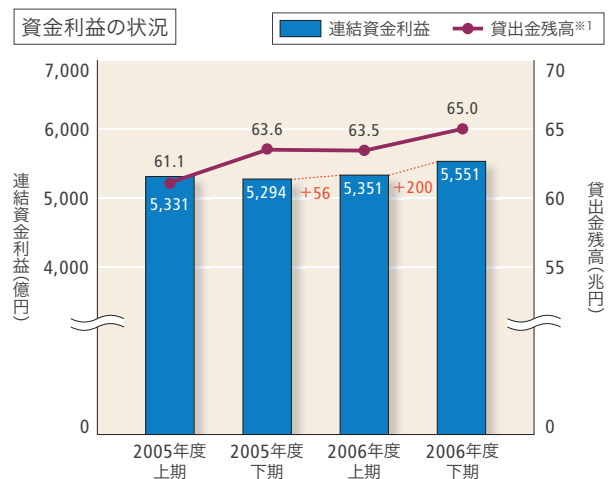
グループ総合収益力の着実な増強

●金利収支の状況

2006年度下期の連結ベースの資金利益は、2006年度上期と比べ、200億円の増加となっています。

なお、貸出金の平均残高は、海外向けの増加に加え、

国内では個人ローンが堅調に推移し、2006年度上期に比べ、3行合算※¹で1.5兆円増加しました。また、国内業務部門の預貸金利回差※²も0.06%改善しています。



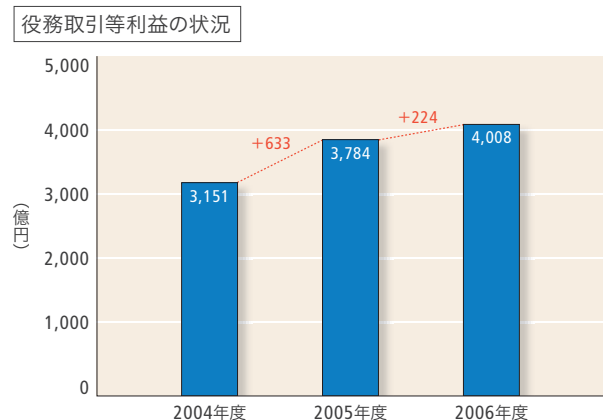
※¹：貸出金残高はみずほ銀行、みずほコーポレート銀行、みずほ信託銀行3行合算（銀行勘定）の期中平均残高。みずほフィナンシャルグループ向け貸出金を除く。

※²：みずほ銀行・みずほコーポレート銀行の国内業務部門合算。みずほフィナンシャルグループ向け、預金保険機構及び政府等向け貸出金を除く。

●非金利収支の状況

3行合算※の2006年度の役務取引等利益は、2005年度に比べ224億円増加し、4,008億円となりました。

法人部門等では、ソリューション関連手数料が減少したものの、外為関連収益、海外部門の役務収益、信託の



※みずほ銀行、みずほコーポレート銀行、みずほ信託銀行の3行の合算。

財産管理部門が順調に伸びています。

個人部門は、投信・年金保険関連手数料が引き続き増加しています。

規律ある資本政策の推進

● 優先出資証券の発行

みずほフィナンシャルグループは、2007年1月、今後の資本政策に係る機動性確保と柔軟性向上のための自己資本充実に資するTier1資本増強策として、海外特別目的子会社を通じて優先出資証券4,000億円を発行しました。

● 自己株式の取得

みずほフィナンシャルグループは、2007年5月、1,500億円を上限とする自己の株式(普通株式)の取得枠を設定しました。

また同月、みずほフィナンシャルストラテジーが保有するみずほフィナンシャルグループの普通株式の全て

(261,040.83株、総額2,211億円)について、取得および消却を実施しました。

高水準の財務の健全性

2007年3月末のみずほフィナンシャルグループのパーゼルⅡ連結自己資本比率(国際統一基準)は、12.48%と十分な水準を確保しており、不良債権比率(3行合算^{※2})も低水準で、引き続き、高水準の財務健全性を維持しています。

	2006年度末実績
パーゼルⅡ自己資本比率(連結) ^{※1}	12.48%
Tier1比率	6.96%
金融再生法開示債権 ^{※2}	12,467億円
不良債権比率 (ネット不良債権比率 ^{※3})	1.65% (0.67%)

※1: 2006年度末から新基準を採用。

※2: みずほ銀行、みずほコーポレート銀行、みずほ信託銀行の3行の合算。

※3: ネット不良債権比率=(金融再生法開示債権-貸倒引当金)÷(総与信額-貸倒引当金)×100

収益状況とステークホルダーとの経済的関係

2006年度連結損益計算書(主要項目抜粋)			(億円)
経常収益			40,996
	うち信託勘定与信関係費用		—
経常費用			▲33,514
	営業経費		▲10,916
	うち人件費		▲4,546
	うち物件費		▲5,817
	うち税金		▲552
	不良債権処理額(含む一般貸倒引当金純繰入額)		▲1,426
	その他		▲21,172
経常利益			7,481
特別損益			2,267
	うち貸倒引当金純取崩額等		1,024
税金等調整前当期純利益			9,748
法人税、住民税および事業税			▲432
法人税等調整額			▲2,236
少数株主損益			▲869
当期純利益			6,209
与信関係費用			▲401
* 与信関係費用=不良債権処理額(含む一般貸倒引当金純繰入額)+貸倒引当金純取崩額等+信託勘定与信関係費用			
連結利益剰余金増減			▲578
	うち配当金		▲798

ステークホルダーとの経済的関係(試算)		(億円)
お客さまへの売上		40,996
お客さまからの仕入れ(原価)		21,172
お客さまからの仕入れ(不良債権処理額等)		401
株主さま		1,668
地域社会	社会性報告ご参照	
社員および役員		4,546
仕入先(物件の仕入れ)		5,817
行政		984

「ステークホルダーとの経済的関係」の試算方法

- お客さまへの売上: 「経常収益」としました。
- お客さまからの仕入れ(原価): 「経常費用」から「営業経費」と「不良債権処理額(含む一般貸倒引当金純繰入額)」を除いたものとしました。
- お客さまからの仕入れ(不良債権処理額等): 「与信関係費用」としました。
- 株主さま: 「配当金」の金額と「少数株主損益」の合計としました。
- 地域社会: 社会性報告の「社会貢献支出の分野別内訳」をご参照ください。
- 社員および役員: 営業経費中の「人件費」の金額としました。
- 仕入先: 営業経費中の「物件費」の金額としました。
- 行政: 営業経費中の「税金」の金額と「法人税、住民税および事業税」の金額の合計値としました。

* 財務情報の詳細はその他の財務情報(決算短信、ディスクロージャー誌等)をご覧ください。
ウェブサイトURL <http://www.mizuho-fg.co.jp/investors/financial/>

社会性報告

お客さまとのかかわり

当グループは、「CS(お客さま満足度)トップ」を目指しています。ここでは、お客さまの満足と信頼を得るための取り組みについて報告します。

お客さまに対する基本姿勢

- お客さまの満足と信頼を得るため常に努力し、長期的な信頼関係を築きます。
- お客さまを良く知り、誠実な姿勢で臨みます。
- お客さまに十分な情報を提供し、最高水準の総合金融サービスを提供します。
- お客さまの資産を厳正に管理します。
- お客さまに役立つよう、優れた識見や専門的知識・技能を身につけるために自己研鑽に努めます。

「CSトップ」を目指す

当グループは、「お客さまを第一とするサービス業としての企業文化」を真に根づかせ、「常にお客さまへの最高のサービス提供を追求しようとする行動」がすべての社員に定着するよう努めています。また、お客さまから当グループに寄せられるご不満やご批判等の声については真摯に受け止め、迅速かつ適切に対応して問題解決を図ります。さらに、こうした声を経営資源のひとつとして捉え、問題発生の原因を調査・分析し問題点を明確にした上で、未然防止および商品開発・サービス改善につなげる等、グループ全体の経営品質の向上に反映させていきます。

お客さまの声をお聞きする仕組み

● お客さまの声カード

みずほ銀行、みずほコーポレート銀行、みずほ信託銀行、みずほインベスターズ証券では、「お客さまの声カード」を用意し、お客さまの幅広い声の収集を行っています(2006年度の



みずほ銀行の「お客さまの声カード」

みずほ銀行へいただいた「お客さまの声カード」の枚数は約17万枚でした。

● コールセンター

リテール業務を担う当グループの銀行・証券会社・信託銀行では、コールセンターを設置し、お客さまからの電話によるお問い合わせにお応えしています。コールセンターに寄せられたご意見・ご要望は、お客さまサービス担当部署に集約しています(2006年度のみずほ銀行への電話での「お問い合わせ・各種照会」件数は、約390万件でした)。

● お客さま満足度調査

当グループでは、「CSトップ」を目指す経営方針のもと、「お客さまの声カード」や「コールセンター」の活用のほか、お客さまがどの程度の満足感を持ってお取引いただいているかを知るためにお客さま満足度調査を実施し、その評価を商品・サービス等の改善・強化につなげています。

お客さまの声を踏まえた取り組み

お客さまからいただいた声は当グループ各社のお客さまサービス担当部署を通じて各社の経営層に報告し、各担当部署がサービスの改善に努めています。また、みずほフィナンシャルグループのCS研究所でお客さまの声を集約・分析し、グループ全体の経営品質の向上のために活用しています。

金融商品の勧誘に関する方針（2007年5月末現在）

当グループでは、お客さまに対する金融商品の販売等に関して、グループ統一の方針として以下の5項目を掲げて適正な勧誘に努めています。

- 1 お客さまの知識や経験および財産の状況に応じた、適切な金融商品をお勧め致します。
- 2 お客さまご自身の判断でお取引いただくため、商品内容やリスク内容など重要な事項を十分にご理解していただけるよう、説明に努めます。
- 3 断定的判断を申し上げたり、事実でない情報を提供するなど、お客さまの誤解を招くような勧誘は行いません。
- 4 お客さまにとって不都合な時間帯やご迷惑な場所などで勧誘を行うことは致しません。
- 5 本勧誘方針に沿った適正な勧誘を行うために、研修体制の充実や社内ルールの整備などに努めます。

待ち時間の短縮に向けた取り組み

みずほ銀行では、お客さまからいただく声のなかで特に多い「お客さま待ち時間」の短縮を最優先課題のひとつとして、取り組んでいます。

たとえば、「総合受付案内」にロビーコンシェルジュを配置し、「顧客受付システム」を通じたお客さまの円滑なご誘導や、帳票の事前記入のご依頼により、窓口でスピーディーに処理を済ませられるようにする等、さまざまな取り組みを進めています。

また、2006年4月より、東京都内9カ店でATMや窓

口の「予測待ち時間」「待ち人数」をウェブサイトでお知らせするサービスを開始しています。



みずほ銀行のウェブサイトでの店舗混雑状況のご案内

お気軽にご来店いただける店舗づくり

みずほ銀行では、個人のお客さまがご来店、ご相談しやすいよう、個人のお客さまに重点をおいた店舗「みずほパーソナルスクエア（愛称）」を展開しています。また、各種情報の発信を行う大画面モニターの設置、お客さまの嗜好に合わせた雑誌のご用意等、お客さまのニーズに合わせた快適な店舗づくりへの取り組みを進めています。



みずほパーソナルスクエア
ロゴマーク

お客さまの利便性の向上

● ATMコーナーの休日営業および平日時間外営業

2006年11月から順次、全国約700カ所のみずほ銀行のATMコーナーの営業時間を従来の8:00～21:00から原則7:00～24:00へ延長しました。また、みずほ銀行では、休日や平日夕方に住宅ローンのご相談をいただけるように全国の本支店で住宅ローン相談会を実施し、休日でも審査を実施する体制を整えています。

新しいサービスの提供 一個人のお客さま向け商品

● みずほマイレージクラブ

みずほ銀行の会員制サービス「みずほマイレージクラブ」では、お取引状況に応じATM手数料を無料化するなど、お客さまのニーズに即した利便性の高いサービスを提供しています。

また、日ごろのご利用に対する感謝を含め、会員の方を対象としたマイレージポイントのプレゼントキャンペーンや長期にわたり住宅ローンをご利用いただいている方を対象としたボーナスポイントプレゼントなどを実施しました。



みずほマイレージ
クラブカード

©1976,2007
SANRIO CO.,LTD
APPROVAL
NO.S8062807

新しいサービスの提供 法人のお客さま向け商品

● 資金調達ニーズへの取り組み

みずほ銀行では、中堅・中小企業のお客さまの資金需要に積極的にお応えするため、総額1兆円の戦略貸出ファ

ンド「スーパーワイド」をはじめ、あらゆる企業規模と多様なニーズにお応えできる無担保貸出商品「パートナーシリーズ」の拡充を図るとともに、地震や罹災時に想定される資金需要に対応した資金枠を提供する「震災ファイナンス」、環境に配慮するお客さまをご支援する金利優遇制度「環境配慮型企業向け融資制度」等、お客さまのニーズに的確にお応えするよう商品開発に努めています。

また、バランスシートコントロールを切り口とした債権流動化スキームのご提案や、売掛金や在庫等の事業収益資産を担保にするアセット・ベースト・レンディング等、不動産担保や個人保証に過度に依存しない新たな貸出商品の開発・提供を積極的に行うほか、知的財産権活用スキームなどニュービジネス向け資金ニーズへの対応に取り組んでいます。

● 小規模法人のお客さまに対する取り組みについて

みずほ銀行では、融資業務専門子会社である「みずほビジネス金融センター」に小規模法人のお客さまに対する融資業務全般を集約し、貸出業務に積極的に取り組んでいます。「みずほビジネス金融センター」は、融資業務に精通したベテランスタッフを中心とした総勢600名を超える体制で、保証協会保証付貸出等により、小規模法人のお客さまの資金需要に積極的にお応えしています。

また、みずほ総合研究所と共同で、「みずほビジネス金融センター」のお客さまを対象とした経営に役立つ情報提供サービス「みずほビジネスチャネル」を開始しました。

● 広域CBO

広域CBOとは、多くの企業が私募債を一斉に発行することにより、中堅・中小企業が資本市場調達することを可能にするスキームです。みずほ銀行では、中小企業金融政策の一環として、2006年度に、東京都、大阪府、千葉市、川崎市、横浜市、静岡市、大阪市、堺市、神戸市の9自治体と連携し、中核金融機関として広域CBOを組成しました。

「便利」と「安心」をお客さまへ

当グループでは、お客さまに便利で安全なお取引を行っていただくために、キャッシュカード取引・インターネットバンキング取引等におけるセキュリティ強化に積極的に取り組んでいます。

キャッシュカード取引におけるセキュリティ強化

● 指静脈生体認証*の導入

みずほ銀行では、2006年8月より指静脈認証方式による生体認証機能付きICキャッシュカードの発行を開始し、同年10月から生体認証情報の登録を開始しました。

生体認証をご利用いただけるATMは、みずほ銀行のすべてのATMコーナーに約2,000台を設置しているほか、日本郵政公社（郵便局）の生体認証対応ATMもご利用いただけますが、2007年5月からは、同じ指静脈認証方式を採用するほかの金融機関の生体認証対応ATMも利用可能となり、さらに利便性が高まりました。

生体認証をご利用の場合のATMでのお取引に関しては、ATMでのお手続きにより、現金のお引き出しは500万円まで、お振込・お振替は900万円まで1日あたりのATM利用限度額の引き上げが可能であり、高額のお取引を利用されるお客さまの利便性とセキュリティの双方のニーズに対応しています。

また、みずほコーポレート銀行においても、2006年10月より指静脈認証方式による生体認証を導入しました。実際にカードをご利用になるご担当者の生体認証情報を事前にご登録いただくことにより、みずほ銀行に設置された生体認証対応ATMにて指静脈認証方式でのお取引が可能となります。

みずほ信託銀行でも、2007年4月より指静脈生体認証を導入し、同時に、全てのATMを生体認証対応ATMに切り替えました。

※指静脈生体認証：ATMのご利用時に従来の暗証番号に加え、一人ひとり異なるお客さまの手の指の静脈パターンの情報により本人確認を行う認証方式。従来の暗証番号のみによる本人確認に比較して、第三者による不正な成りすましや、偽造が極めて困難といわれており、高セキュリティな本人認証方式です。



窓口での生体認証
情報登録のお手続き



生体認証対応ATM
でのご利用

キャッシュカードのIC化のさらなる促進

みずほマイレージクラブカードをはじめとしたICキャッシュカードを480万枚以上発行しているみずほ銀行では、生体認証機能付きICキャッシュカードの発行開始と同時にICキャッシュカードのラインアップを大幅に拡充し、これまで以上に多くのお客さまにICキャッシュカードによる安全なお取引を行っていただくための施策を推進しています。

また、みずほ信託銀行、みずほコーポレート銀行においてもICキャッシュカードの発行を行い、〈みずほ〉全体でキャッシュカードのIC化を促進しています。

● 個人のお客さまの偽造・盗難カード被害への補償対応

「預金者保護法^{※1}」を踏まえ、みずほ銀行、みずほ信託銀行は、個人のお客さまの偽造・盗難カード被害への補償対応を行っています。

被害に遭われたお客さまからのご相談窓口として、みずほ銀行は、専門コールセンター「カードセキュリティサポートセンター」(☎0120-868-715^{※2})を設置し、みずほ信託銀行では、「セキュリティ対策室」をご相談窓口としています。

※1 預金者保護法：偽造カード等及び盗難カード等を用いて行われる不正な機械式預貯金払戻し等からの預貯金者の保護等に関する法律。

※2 受付時間：月曜日～金曜日 9:00～17:00(銀行休業日を除きます)

お客さまへの金融犯罪に関する注意喚起

みずほ銀行では、キャッシュカードやインターネットバンキングに関する金融犯罪とその予防策について、わかりやすく解説した「セキュリティガイド」をウェブサイト上に掲載しているほか、キャッシュカードについては、冊子も発刊する等、お客さまへの注意喚起に積極的に取り組んでいます。



インターネットバンキング
セキュリティ・ガイド



キャッシュカード
セキュリティ・ガイド

インターネットバンキング取引におけるセキュリティ強化

みずほ銀行が提供する個人のお客さま向けのインターネットバンキング(みずほダイレクト)では、セキュリティ強化のため、ソフトウェアキーボード[※]の導入やログインパスワードの桁数を拡大する(英数6桁～32桁)等の対策を積極的に行っています。

また、法人のお客さま向けのインターネットバンキングにおいてもセキュリティ強化に努めており、セキュリティ向上とお客さまの利便向上の両立を目指しています。

※ソフトウェアキーボード：マウスのクリックだけでパスワードを入力できる機能。

情報セキュリティの確保

総合金融サービスを提供する当グループにとって、お客さまに関する情報ははじめとする情報資産を適切に利用することは、当グループの競争力の源泉です。そして、その情報資産を適切に保護することは、重要な社会的責任であると考えており、当グループ各社において統括部署を定め、情報管理に係る各種安全管理措置の強化に取り組んでいます。

みずほフィナンシャルグループでは、第三者による検証を通じた情報管理態勢の実効性確保等を目的として、情報セキュリティ管理の国際規格であるISO/IEC 27001およびJISQ27001の認証を全部門において取得しています。みずほ銀行、みずほコーポレート銀行、みずほ信託銀行、みずほインベスターズ証券、資産管理サービス信託銀行、みずほ総合研究所、みずほ情報総研、みずほプライベートウェルスマネジメントも、特定業務で認証を取得しています。

当グループでは、認証取得・拡大を推進する等、情報管理態勢の一層の強化に努めています。

個人情報の保護

お客さまの個人情報保護については、「個人情報の保護に関する法律」等の関係法令の遵守に加え、個人情報保護に関する取り組み方針および個人情報の取り扱いに関する考え方を定めたプライバシーポリシーを当グループ各社において制定し、ウェブサイト等で公表しています。

当グループでは、お客さまの個人情報の取り扱いにあたって、その重要性を十分に踏まえた厳格な管理を行い、安全性の確保に努めています。

バリアフリー化への取り組み

高齢社会の進展や障害を持たれた方々の社会参加機会の増加などを踏まえ、多くの人々が利用する施設のアクセシビリティ向上への社会的要請が高まっています。公共的な使命を持つ銀行においても、「あらゆる層のお客さまが利用しやすい銀行」に向けた取り組みが不可欠であると考えます。

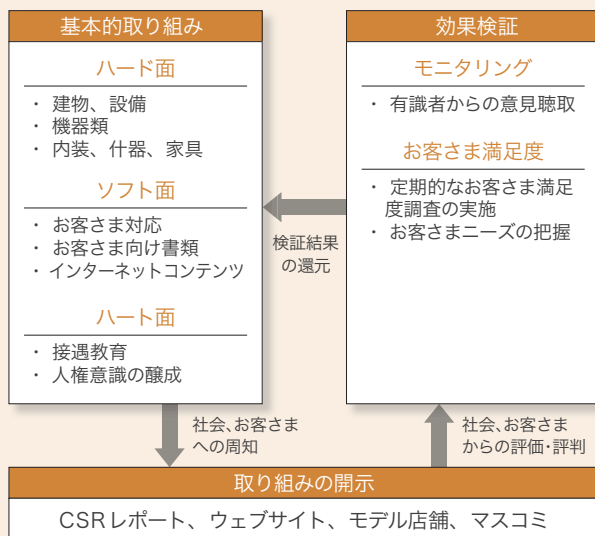
ハートフルプロジェクトへの取り組みの背景

現在、わが国では急速な高齢化が進んでおり、2014年には国民の4人に1人が65歳以上の高齢者になると予測されています。また、障害を持たれた方々の社会・経済活動への積極的な参加の実現も、強く求められています。このような背景を踏まえ、「バリアフリー新法^{※1}」が施行される等、多くの人々が利用する施設におけるアクセシビリティ^{※2}向上に対する社会的要請が高まっています。みずほ銀行では、こうした動向を踏まえ、「年齢、性別、障害の有無等に関わらず、誰にでも利用しやすい銀行」を目指し、2005年11月より、「ハートフルプロジェクト」として、多面的なバリアフリー化を推進しています。

※1 バリアフリー新法：高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律。
 ※2 アクセシビリティ：利用しやすさの度合い。

ハートフルプロジェクトの概要

「ハートフルプロジェクト」では、「基本的取り組み」として、店舗・設備・機器類等の「ハード面」、分かりやすい商品



パンフレットやウェブサイト等の「ソフト面」、お客さまへの接遇向上を目的とする教育の推進等の「ハート面」における多面的なバリアフリーに取り組んでいます。

なお、取り組みは、バリアフリーやユニバーサルデザインに関する有識者の方々からなる「ハートフルアドバイザー」のご指導や、バリアフリーやユニバーサルデザインに関する調査受託等で実績のあるみずほ総合研究所の協力のもと進めています。

ハートフルアドバイザー

「ハートフルアドバイザー」にご就任いただいている有識者の方々に、「ハートフルアドバイザー会議」等を通じ、ハード・ソフト・ハート面における各個別課題に関し、定期的にご指導、ご意見をいただいています。



大日方 邦子氏

2006年トリノパラリンピック金メダリスト、日本パラリンピック委員会運営委員などを務める。



古瀬 敏氏

静岡文化芸術大学デザイン学部教授、ユニバーサル・デザイン国際会議で「第1回ロン・メイス21世紀デザイン賞」受賞。



川内 美彦氏

一級建築士、ユニバーサル・デザイン国際会議で「第1回ロン・メイス21世紀デザイン賞」受賞。



高橋 儀平氏

東洋大学ライフデザイン学部教授、専門は建築、まちづくりのバリアフリー、ユニバーサルデザイン。

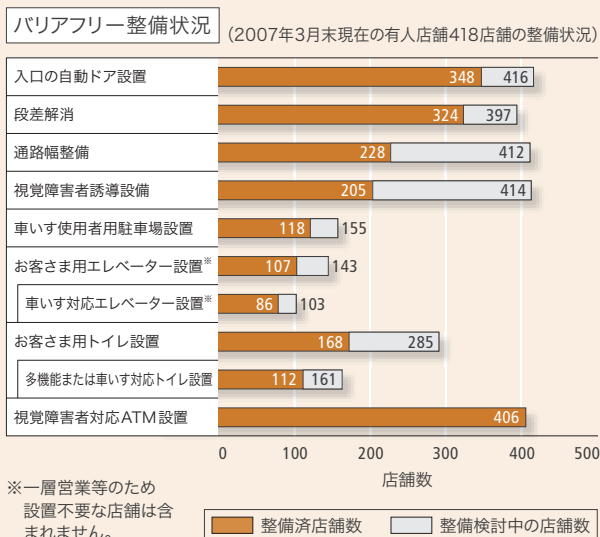
具体的取り組み状況

ハード面における取り組み

東京都の建築物バリアフリー条例[※]等を踏まえ、バリアフリー化の基準を策定し、同基準に基づき、入口の自動

ドア化、段差解消、通路幅の整備、点字ブロックの敷設、車いす使用者用駐車場の設置、お客さま用エレベーター・トイレの設置、視覚障害者対応ATMの設置等、店舗・設備のバリアフリー化を推進しています。

※建築物バリアフリー条例：高齢者、障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例。



武蔵小杉支店に設置したお客さま用「多機能トイレ」

ソフト面における取り組み

すべての営業店の店頭に、筆談等の準備があることをお客さまにお伝えする「耳マーク表示版」と「筆談用ホワイトボード」を設置しています。

お客さま向け商品パンフレットについては、「みずほマイレージクラブ」のパンフレットについて、従来のメールオーダーサイズに加え、A4サイズのパフレットをご用意

する等分かりやすい商品パンフレットの作成に取り組んでいます。

ウェブサイトやインターネットバンキングについても、よ



営業窓口を設置している「耳マーク表示版」と「筆談用ホワイトボード」

り一層お客さまに使いやすいものになるよう、アクセシビリティ（誰もが利用できるための配慮）やユーザビリティ（使い勝手のよさ）に配慮したリニューアルを行っています。

ハート面における取り組み

高齢のお客さまや障害を持たれたお客さま等への接遇向上を図るため、具体的な接遇方法等をまとめた「みずほハートフルマニュアル」を営業店の全行員に配布し、マニュアルと研修ビデオを活用した店内研修を実施しています。さらに、ロビーコンシェルジュ^{※1}やロビースタッフ^{※2}等には、車いすの操作など実技を含めた接遇研修を実施しています。2007年3月までに、対象者（約2,300名）の80%が受講を完了しました。また、ロビーコンシェルジュについては、「サービス介助士2級^{※3}」資格の取得を支援しており、2007年3月時点で約80名が資格を取得しました。

※1 ロビーコンシェルジュ：営業店ロビーでお客さまの誘導等の総合受付業務を担当しています。

※2 ロビースタッフ：営業店ロビーでお客さまの誘導等の業務を担当しています。

※3 サービス介助士2級：特定非営利活動法人日本ケアフィットサービス協会が認定している介助に関する民間資格。

モデル店舗の設置

2007年3月に、六本木支店・横浜駅前支店・大船支店の3店舗を「ハートフルプロジェクトモデル店舗」としました。モデル店舗では、ハートフルプロジェクトにおいて整備を進めている事項に加え、より快適に店舗をご利用いただけるよう、今後、さまざまな取り組みを試行していきます。

東京都

「福祉のまちづくり功労者に対する知事感謝状」

みずほ銀行は、2006年12月に、「ハートフルプロジェクト」の取り組みにより、東京都より「福祉のまちづくり功労者に対する知事感謝状」を、金融機関として初めて受賞しました。今後も、多面的なバリアフリー化に向け、着実に取り組みを進めていきます。



第55回東京都社会福祉大会における感謝状贈呈式の様子

社会性報告

株主・投資家の皆さまとのかかわり

当グループは、株主・投資家の皆さまとの積極的なコミュニケーションを重視し「開かれた経営」を目指しています。ここでは、株主・投資家の皆さまの信頼と期待に応えるための取り組みについて報告します。

株主の皆さまに対する基本姿勢

- 株主の皆さまからの信頼を得るため、会社資産の保全・拡大に努めます。
- 適正な会計処理や効果的な内部監査を行う等、内部管理体制を充実・強化します。
- 株主の皆さまに経営内容を正しく伝えるため、積極的に情報を開示し、経営の透明性を高めます。

株主の皆さまとのコミュニケーション

開かれた株主総会

毎年6月下旬に開催する定時株主総会は、いわゆる集中日を避けて開催しています。2007年は、6月26日に東京国際フォーラムホールAにおいて、第5期定時株主総会を開催し、2,131名の株主の皆さまにご出席いただきました。株主総会における事業のご報告では、大型スクリーンを活用してよりビジュアルな説明に努め、株主の皆さまと経営トップの間では活発な質疑応答が行われました。株主総会の招集ご通知は、内容の充実を図るとともに早期発送に努めており、発送と同時にウェブサイトでも和文・英文を公開しました。

一方、株主総会に出席いただけない株主の皆さまには、

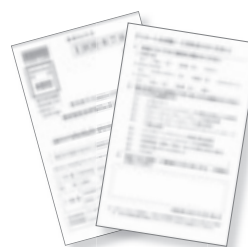
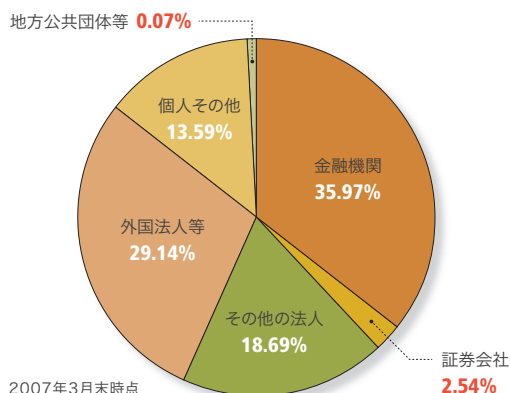
書面またはインターネットにより議決権を行使していただけるほか、株式会社ICJが運営する議決権行使プラットフォームに参加することにより、国内外の機関投資家の皆さまに権利行使を容易に行っていただくことができる環境を提供しています。また、株主総会の模様をマスコミに公開しているほか、株主総会での事業のご報告および社長からのメッセージは、株主総会後約3カ月間ウェブサイトでも公開しています。

報告書「株主の皆さまへ」

当グループの事業内容や決算概況などの経営内容を株主の皆さまにお知らせするため、株主総会と中間決算発表の後に、報告書「株主の皆さまへ」をお届けしています。読みやすさと分かりやすさの観点から、グラフ、表、写真などを活用し、ビジュアルな構成を意識したカラー版で作成しています。また、その内容などについて株主さまのご意見・ご要望をいただけるようアンケートはがきを添付しております。

なお、報告書「株主の皆さまへ」は、ウェブサイトにも掲載しています。

所有株式数株主構成(普通株式)



アンケートはがきと
報告書「株主の皆さまへ」



〈みずほ〉のIR活動について

当グループは、株主・投資家の皆さまが当グループの実態を正確に認識・判断できるよう、継続して、公平かつ適時・適切な情報開示に努めることを経営上の最重要課題のひとつに位置づけており、グループ全体の情報開示に関する基本的な考え方や情報開示統制の枠組などを「ディスクロージャー方針」として、ディスクロージャー誌やウェブサイト上で公開しています。

当グループのIR活動にあたっては、上記に加え、双方向性にも留意の上、誠意を持った対応を旨とし、当グループの経営戦略や財務状況等に関する内容を的確に理解していただけるよう努めることで、市場の信頼と正当な評価を得ることを目指しています。

経営トップによる積極的なIR活動

当グループでは、経営トップによる国内での定期的な「会社説明会(投資家向け説明会)」の開催に加え、海外IR活動を行う際には、各地にてグループミーティングなども行っています。さらに、個別業務分野の事業戦略に関する説明会を実施しているほか、国内外における証券会社主催の投資家向けセミナーにも参加しております。このように、あらゆる機会を捉え、国内外の株主・投資家の皆さまに当グループに対する理解を深めていただけるよう努めています。



国内の機関投資家やアナリスト向けに開催した『2006年度中間期会社説明会』

多様な情報開示媒体の活用

当グループのウェブサイトで上記説明会の資料および説明会におけるプレゼンテーションの模様を公開しているほか、決算短信等の財務情報、プレスリリース、ディスクロージャー誌、CSR活動に関する情報など、多種多様

な資料をウェブサイトに掲載しています。さらに決算発表後には、インターネットを使った日本語・英語でのコンファレンスも実施しています。また、グループ紹介冊子といった各種刊行物の作成やプレスリリースの電子メール配信など、株主・投資家の皆さまの多様化するニーズに合わせた情報開示チャネルの有効活用を進めています。

みずほフィナンシャルグループウェブサイト



財務情報

<http://www.mizuho-fg.co.jp/investors/financial/index.html>

IR関連情報

<http://www.mizuho-fg.co.jp/investors/ir/index.html>

株式関連情報

<http://www.mizuho-fg.co.jp/investors/stock/index.html>

SRI(社会的責任投資)ファンド等への対応

CSRへの関心の高まりとともに、コーポレートガバナンスやSRI関連のファンドが増加しているなか、当グループではCSRへのさらなる取り組みに加え、このようなファンドやSRI関連調査会社からのアンケート・取材にも積極的に対応することにより、当グループのCSR活動を正しくご理解いただくよう努めています。

さらなる透明性の確保に向けて

コーポレートガバナンスの透明性を確保し、株主・投資家の皆さまからの信頼性を向上するために、2006年11月にニューヨーク証券取引所(NYSE)に米国預託証券(ADR)を上場いたしました。

上場に伴い、ニューヨークにIR担当者を配置したほか、グローバル企業にとって国際標準のひとつとされる米国会計基準に則した情報開示を行う体制を整えるとともに、国際的にもっとも厳格な米国サーベンス・オクスリー法に準拠した開示体制および内部統制の構築を進めています。

※本記載は、証券の募集を行うものではありません。

社会性報告

社員とのかかわり

当グループでは、社員一人ひとりの価値を高めていくことが、グループ全体の発展につながると考えています。ここでは、社員に対する考え方と社員が活躍するための制度や取り組みなどについて報告します。

社員に対する基本姿勢

- 社員のゆとりや豊かさを実現し、快適で安全な働きやすい環境を確保します。
- 職場で共に働く人々が互いに尊重しあい、差別・ハラスメント(いやがらせ)のない職場を作ります。

人事ビジョン

当グループにとって、もっとも重要な経営資源は人材であり、人材こそが他の追随を許さない競争優位の源泉です。人材への積極的な投資を通じて、一人ひとりの価値を高めていくことが、グループ全体の発展へとつながっていくと考えています。永続的な価値創造のために「人材投資のROE」を高め、魅力に富んだ働き甲斐のある環境をつくり上げていくこと、これが当グループの掲げる人事ビジョンです。

人材投資のROE

Responsibility	自主性と自己責任原則の徹底
Opportunity	公正な機会の提供
Employability	市場競争力のある専門性の追求

社員の区分

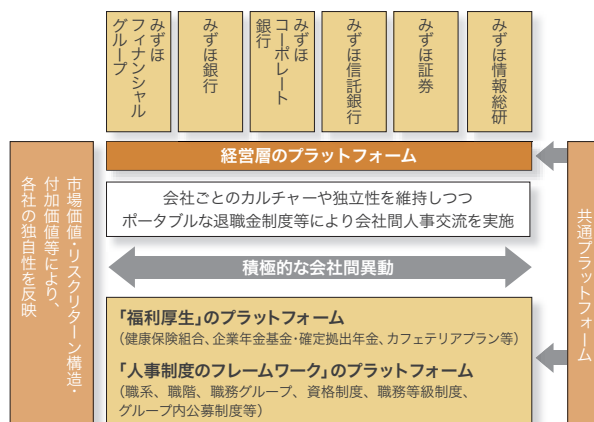
社員は、各人のライフスタイルやキャリアに対する考え方、保有する専門性やスキル等に応じ、役割職務や処遇体系の異なる事務職員(「プロフェッショナル職」「基幹職」「特定職」)、庶務職員、プロフェッショナル契約社員、嘱託等に区分されます。

- **プロフェッショナル職**：専門業務分野に継続して従事し、高度な専門知識・技能や創造力・企画力等を発揮していく職系です。成果を重視した個別契約性の強い年俸制を適用しています。
- **基幹職**：さまざまな業務分野に従事し、高度な専門知識・技能や創造力・企画力等を発揮していく職系です。
- **特定職**：特定分野における豊富な経験や知識を基礎に、熟練した技能や実務力を発揮していく職系です。

グループの人的シナジー効果の発揮

社員については、グループ各社ごとの雇用とし、それぞれの独自性の発揮や、スピードを重視した専門家集団を目指します。一方で、会社間異動(転籍異動)により、人的シナジー効果の発揮や、より一層の適材適所の人材配置を実現しています。転籍異動に際して基本的な処遇の継続性を確保するために、人事制度の一部を共通化(共通プラットフォーム)しているほか、各種人事施策についても基本的に一体となって運営しております。

人事の共通プラットフォーム



成果主義の実践

社員の貢献に十分報いるために、成果主義の評価制度を導入し、職務と成果に応じた公正な評価を実施しています。評価結果は、各期の賞与、給与改定や退職金等に反映し、中長期的な貢献や成果も考慮することでモチベーションの維持増進に努めています。

人材の育成と専門性強化

教育研修と自己啓発

教育研修制度を「人材投資のROE」を具現化するものとして位置づけ、グループ各社別およびグループ共通の教育環境の整備に力を入れています。

各社ごとの研修については、それぞれのビジネスモデルに沿った専門性の高い教育研修を実施するとともに、グループ各社の教育制度を積極的に相互開放しています。

また、グループ共通の人材育成として「みずほユニバーシティ」を構築し、外部リソースを活用してグループ横断的に高度な教育プログラムを実施しています。ユニバーシティは「総合大学内」のカリキュラムをイメージしたプログラム構成になっており、「みずほAMP (Advanced Management Program)」「みずほPMD (Program for Management Development)」「みずほカレッジ」「みずほナレッジフォーラム」「外部派遣制度」および「公募留学制度」等があります。

プロフェッショナル人材の活用

専門業務分野に継続して従事し、高度な専門知識・技能や創造力・企画力等を発揮していく人材層として「プロフェッショナル職」「プロフェッショナル契約社員」という区分を設け、成果を最大に重視した個別契約性の強い年俸制処遇を適用しています。

プロフェッショナル人材については、外部市場から積極的に新規に採用するほか、既存社員からの転換も行っています。

人材の活用と活性化

社員一人ひとりの意欲を高め、社員自身の成長と成果への結実を企図し、本人希望を尊重する枠組みを設けています。

- **ルーキージョブリクエスト制度**：新入社員の初回の人事異動に際して、本人からの希望職務の申告を重視して実施するもので、申告時にはキャリアガイダンスを行う等の工夫を盛り込んでいます。
- **支店長公募制度**：若手層の早期育成と積極的登用の観点から、2003年1月より支店長公募制度を導入しています。30歳代の職員を対象にみずほ銀行の営業店の支店長を公募する制度で、2007年5月までに若手・中堅社員54名の合格者を出し、順次支店長に登用しています。
- **ジョブ公募制度**：社員が自らのキャリアを追求し、より高い専門性の獲得を目指す目的でジョブ公募制度を実施しています。グループ各社間で横断的に多くの職務について募集しており、現在の所属会社にとらわれず、自らが希望する職務にチャレンジすることができます。

社員に関する基礎データ

■ 男性 □ 女性

※集計対象：みずほ銀行、みずほコーポレート銀行、みずほ証券、みずほ信託銀行、みずほ情報総研、みずほフィナンシャルグループ。
※海外の人数は、みずほコーポレート銀行、みずほ証券、みずほ信託銀行の支店・駐在員事務所・現地法人の現地採用の社員。

	2005年3月			2006年3月			2007年3月		
	社員数	平均年齢	平均勤続	社員数	平均年齢	平均勤続	社員数	平均年齢	平均勤続
プロ職	389人	39.3歳	10.0年	430人	39.7歳	10.4年	458人	40.5歳	11.1年
	47人	36.7歳	6.4年	50人	37.8歳	7.0年	55人	38.0歳	6.8年
基幹職	19,106人	40.0歳	17.1年	18,935人	40.2歳	17.2年	18,971人	40.2歳	17.0年
	967人	33.4歳	10.3年	1,149人	33.6歳	10.4年	1,620人	32.7歳	9.2年
特定職	217人	37.2歳	17.1年	211人	37.8歳	17.7年	196人	38.8歳	18.7年
	10,048人	34.3歳	13.4年	9,624人	34.9歳	13.8年	9,922人	34.7歳	13.4年
庶務職	266人	50.4歳	13.4年	252人	51.1歳	14.2年	224人	51.5歳	15.2年
	—	—	—	—	—	—	—	—	—
プロ契約社員	368人	37.4歳	1.3年	513人	37.6歳	1.5年	585人	37.9歳	1.6年
	183人	32.0歳	1.4年	240人	33.5歳	1.6年	332人	33.9歳	1.6年
嘱託	409人	53.9歳	4.6年	505人	50.9歳	3.7年	513人	52.0歳	3.7年
	1,760人	48.2歳	6.5年	1,795人	48.3歳	6.3年	1,586人	47.3歳	5.3年
海外	3,912人	—	—	4,343人	—	—	5,129人	—	—

雇用環境の整備

やる気のある社員がその持てる力を存分に発揮できるように、職場の安全・衛生に十分配慮するとともに、魅力に富んだ働き甲斐のある環境を作りあげます。

安全・衛生面の取り組み

労働安全衛生に係る法令に則り、各種健診の実施、産業医等による健康管理、衛生委員会の組成等、社員の安全・衛生の向上に取り組んでいます。また2004年からはメンタルヘルス対策を社員の健康保持増進の主要な柱と位置づけ、社員・管理者を対象とした研修の実施、職場のストレス状況のモニタリング、相談・受入体制の整備等を行っています。

労働災害発生件数の推移

	2004年度	2005年度	2006年度
業務上災害（うち休業発生）	118 (29)	105 (15)	101 (16)
通勤災害（うち休業発生）	63 (23)	68 (18)	74 (23)
計（うち休業発生）	181 (52)	173 (33)	175 (39)

※集計対象：みずほ銀行、みずほコーポレート銀行、みずほ証券、みずほ信託銀行、みずほフィナンシャルグループ。なお、2005年5月よりみずほ情報総研を対象に加えている。
※労災に伴う死亡者は発生していない。

会社と社員の健全な関係の保持

当グループは社員との間において、相互に立場を尊重し、協力して社員の労働条件の維持改善その他経済的地位の向上を図るとともに、会社の健全な発展を通じて国民経済に寄与する関係を築きます。

各社とも労働法令に基づき、各事業場の社員の過半数を代表する者（組合または社員代表）を当事者として、必要な労使交渉を行うほか、経営方針や組織改編に係る重要事項については説明を行っており、いずれも良好な関係を築いております。また前記の衛生委員会や労使委員会等においても、委員の一部を社員の過半数を代表する者の推薦、指名に基づき選任しています。

● **経営協議会**：経営方針、業績などについての意見交換、および紛争が生じ、または生じるおそれのある場合に、その解決を図るための場です。

● **中央協議会**：勤務時間、処遇条件等社員の労働条件に係る事項についての協議の場です。

● **職場協議会**：各事業場ごとの労働条件、福利厚生、規律維持、能率増進、職場の苦情等に関する協議の場です。

人権の尊重／ダイバーシティの実践

人権研修の重視

人権尊重の精神に溢れた企業風土を築き上げるために、グループ各社で同和問題をはじめとするさまざまな人権啓発に取り組んでいます。全職場の社員が「人権啓発職場研修」を毎年必ず受講^{※1}するほか、役員・部室店長や人権啓発推進員向けの人権啓発研修も実施しています。また各種階層別研修^{※2}においても、人権啓発の単元をカリキュラムに組み入れています。さらに関連会社を含むグループ社員に独自の人権啓発リーフレットを配布し、人権意識の高揚を図っています。

※1：グループ全体で約41,000人が受講。

※2：「初任部店長研修」、「初任次課長研修」、「新入社員研修」、「中途採用者研修」等。

差別や偏見の払拭

HIV／エイズに関する啓発コラムの社内報への掲載・社内イントラネットへの掲出等によりHIV／エイズについての理解を深め、差別や偏見をなくすよう、社員に徹底しています。また新入社員研修においても同テーマを取り上げて研修しています。

その他、国籍、性別、思想信条等あらゆる面で差別やハラスメントのない職場づくりに努めています。

障害者雇用への取り組み

当グループでは継続的に障害者雇用を推進し、法定雇用率以上の雇用率を安定的に達成するよう取り組んでいます。2007年6月現在、当グループの障害者雇用率は1.97%^{*}となり、法定雇用率を上回っています。

※グループ6社（みずほ銀行、みずほコーポレート銀行、みずほ証券、みずほ信託銀行、みずほフィナンシャルグループ、ビジネスチャレンジド（特例子会社））合算での雇用率。

障害者雇用率の推移

	2005年6月	2006年6月	2007年6月
障害者雇用率	1.93%	1.99%	1.97%

海外における取り組み

〈みずほ〉の海外での活動は世界29の国または地域の70拠点に及んでいます。その各地での事業活動を支えているのは、現地で採用されているナショナルスタッフと呼ばれている社員です。〈みずほ〉の社員に対する基本姿勢および人事ビジョンは、国内外を問わず共通していますが、海外での社員の採用にあたっては、各地域での業務上の特性やその地域での慣習等を考慮した機動的な採用を行

っており、より専門性の高い人材を各拠点が独自に採用しています。

教育研修も原則として各拠点が独自に実施し、ニーズに合った人材育成を行っています。みずほコーポレート銀行では、各拠点で中核的な役割を担う中堅社員を日本に招聘し、関連する役員・部長とのミーティングや業務部門の同僚とのワーキングセッション等を通じて、拠点経営を担っていくために必要となる総合的な知識や枠組みを習得するための研修制度を設けて、内外の一体化を推進しています。

多様性を活かす職場づくり

当グループでは、社員の能力を最大限に引き出せるよう、成果主義に基づく人事制度を設け、成果貢献を大きく賞与に反映する傍ら、さまざまな場面で生活をサポートする福利厚生諸制度を充実させています。なかでも、大きなライフイベントである「出産・育児」については、次世代育成支援という社会要請に応える観点からも、育児介護休業関連制度の充実に努めてきました。一方で、男女雇用機会均等法が求める男女の均等な機会や待遇の確保のために、「ポジティブ・アクション」として女性の能力発揮促進に資する体制づくりを整えつつあります。こうした取り組みを併せ、特に女性社員が高い意欲のもとで能力・知識・スキルを十分に発揮できる、多様性を活かした魅力と活力に溢れた職場づくりのため、「4つのR」で構成される基本方針を明確化し、これに沿った種々の施策を今後展開していきます。



事業所内保育施設



基本方針		具体的な取り組み／実績
Recruit	● 必要な人材の積極的活用 ● 基幹職における新卒採用の女性比率20%以上	採用比率: 女子学生向けセミナーの開催や、女性基幹職が女性の活躍する状況やポジティブ・アクションを紹介する取り組みを行い、すでに20%を達成。
Raise	● 従来以上に公平公正な評価の徹底 ● 女性の管理職比率を2008年度末までに2004年度比1.5倍 ● 研修の拡充によるスキル・ノウハウ習得支援	女性管理職の登用: マネジメント職階以上への登用が見込まれる特定職女性社員にエキスパートプログラムを適用し、本人のキャリアアップを検討。基幹職女性社員については、経営職階への登用候補者を個別に育成。
Retain	● 社員の活力を引き出す環境整備 ● 仕事と家庭の両立をサポート ● 特に「出産・育児」に係る障壁を極小化していく枠組みの強化	就業環境の整備: ①子育てや介護を行う社員の職場と家庭の両立の支援のため、育児関連や介護関連諸制度の充実、制度の趣旨徹底等への取り組み。②次世代育成支援対策推進法に則り「一般事業主行動計画」を策定し、2007年に東京労働局長より認定(認定マーク右上ご参照)。 1 育児休業期間の延長(子どもが満2才まで) 2 時間外勤務の軽減・免除、短時間勤務制度の拡充(子どもが小学校3年生まで) 3 配偶者出産休暇(年5日) 4 看護休暇の充実(子ども1人につき年5日) 仕事と家庭の両立: ①首都圏における保育施設の需給が極めて厳しいことから、都内において2007年度より事業所内保育施設を提供。②職場関連資料の送付手続の明確化、休業中の社員同士の自由な意見交換や、会社による各種情報提供の場として「BabyLife」(Web上のコミュニティサイト)を設置。
Relate	● 社内外との積極的な対話の推進 ● 組織全体の意識改革推進	対話の推進: 施策の検討にあたり、グループ各社でワーキングマザーのコミッティ、職場で活躍する女性社員のプロジェクトチームの組成等を通じて課題を把握。育児休業取得者を対象に各社横断的なアンケートを実施する等、社員の生の声を施策に取り入れる工夫を行っている。 意識改革推進: 制度の充実に加えて運用面での実効を担保するため、管理職向け研修の実施や、ガイドブックの作成・配布等により、周囲の社員や管理者の意識改革にも注力。

社会性報告

地域社会とのかかわり

当グループは「良き企業市民」として、存立基盤である地域社会に貢献していきたいと考えています。ここでは、当グループの社会貢献の考え方と国内外の各地域で自主的に行っている活動事例を報告します。

地域社会に対する基本姿勢

- 地域社会と共に歩む「良き企業市民」としての役割を果たします。
- 積極的に社会貢献活動を行います。

社会貢献の考え方と在り方

基本姿勢に掲げた「地域社会と共に歩む『良き企業市民』としての役割」。それを実現するためには、社会とのコミュニケーションを密にし、社会の常識と期待に沿った活動を行っていく必要があります。社会貢献活動を社会的責任のひとつとして積極的に捉えつつ、情報開示にも努め、社会からの理解を得ることが大切だと考えています。

社会貢献プログラム実施の運営基準

当グループでは、継続的に社会貢献活動を行っていく指針として「社会貢献・環境問題に関する運営基準」を定めています。この運営基準では、社会貢献活動を「青少年育成」「社会福祉」等、7つの分野に分類。また、活動の実施にあたっては、その内容を、地域社会の発展への貢献度、社会からの理解が得られるような公益性、社会が

抱える課題に対する獨創性・先進性など多面的な視点から検討し、効果を客観的に評価するように努めています。また、実施プログラムについては継続的な取り組みを基本とする一方、時代の変化に対応するため、定期的に基準の見直しを行っています。

社会貢献には、寄付のような経済的支援が中心となるものと、ボランティア活動のような行動が求められるものとがあります。当グループでは、その双方の活動の実施状況をきちんと把握し、より実効的な貢献ができるよう努めています。

社会貢献・環境問題に関する運営基準

1 実施の対象分野

- ① 青少年育成 ② 社会福祉 ③ 芸術・文化・学術振興
④ 国際交流 ⑤ 地球環境保全 ⑥ 金融教育 ⑦ 人道的活動

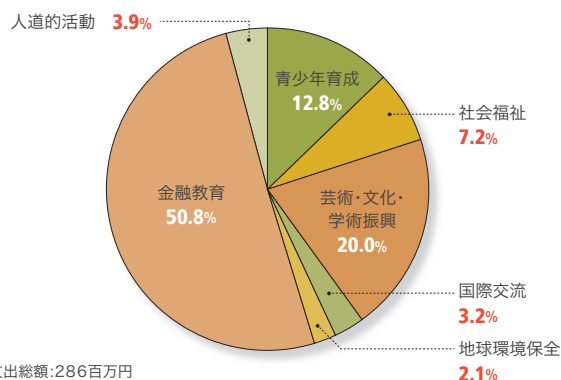
2 実施の判断基準

- ① 地域社会への貢献
地域社会の発展に資する取り組みであるか
② 地域からの理解
公益性が高く、広く社会の理解が得られる取り組みであるか
③ 獨創性
社会の課題に対し、獨創性や先進性のある取り組みであるか

3 実施の形態

- ① 自主企画プログラム
② 当グループ社会貢献財団の活動に対する支援
③ 寄付
④ 役職員のボランティア活動に対する支援

社会貢献支出の分野別内訳(2006年度) (みずほフィナンシャルグループ)



* 支出総額: 286百万円

* 分野が2つにまたがるものは、分野ごとに1/2の金額にて算出。

青少年育成

黄色いワッペン贈呈事業

真新しいランドセルと黄色いワッペン。小学校1年生のスタイルとしてすっかり定着した感があります。

子どもたちの交通安全と交通事故撲滅を願い、1965年に始まった黄色いワッペン贈呈事業は、2007年で43回目を迎えました。

この事業は、交通事故でわが子を失った母親が、当時の佐藤栄作首相宛に書いた交通事故撲滅を願う手紙が新聞で紹介されたことがきっかけで始まりました。当初は黄色い「腕章」だったものが後に「ワッペン」に変わり、1968年からは交通事故傷害保険も付保されるようになりました。また、毎年のワッペンには全日本交通安全協会が募集する「交通安全スローガン」内閣総理大臣賞こども部門の最優秀作が記載されています。

当初は配布地域が限られていましたが、警察・教育機関の協力を得て、今日では全国の新入学1年生に届けられています。毎年2月から4月にかけては、みずほフィナンシャルグループを始めとする協賛会社の支店・支社等の協力のもと、全国各地で「黄色いワッペン」贈呈式を実施しています。東京都の贈呈式では、式典後に警視庁の協力による交通安全教室も開催しています。これまでに配ら



黄色いワッペンをつけての交通安全教室(東京都)



黄色いワッペン贈呈式(東京都)

れたワッペンは累計で約5,300万枚を超え、親子2代にわたって着用した例も聞かれます。この黄色いワッペン贈呈事業は、(株)損害保険ジャパン、明治安田生命保険(相)、第一生命保険(相)と共同で実施しています。

社会福祉

みずほ社会貢献ファンド

2002年8月、グループ役職員の社会貢献活動を推進する募金制度として「みずほ社会貢献ファンド」が設立されました。これは、身近な社会貢献活動として毎月の給与から寄付を行うものです。集められた寄付金は〈みずほ〉の社会貢献財団を通じて福祉事業等に活用される他、国内外の大規模災害に対する義援金や当グループの社員が参加・支援しているボランティア活動への助成金として活用しています。

たとえば、2006年7月にインドネシア・ジャワ島中部で発生した大地震による被災者の方に対して、当社および当グループの役職員からの募金と、みずほ社会貢献ファンドからの拠出を合わせて約1,000万円を義援金として寄付しました。



2006年7月、インドネシア・ジャワ島中部大地震の被災の様子

芸術文化支援

成人の日コンサート

当グループでは、1990年から毎年、成人の日に「成人の日コンサート」を主催しています。若手アーティストの支援および次世代を担う青少年層へのクラシック音楽の普及を目的として、その年に20歳を迎える新成人アーティストを起用するとともに、新成人50組100名を招待しています。2007年は、「Flowers」をテーマに、新成人アーティストによるヴァイオリン演奏や能、音楽物語「蝶々夫人」などが披露されました。



第18回成人の日コンサートでの能「石橋(しゃっきょう)」

ラ・フォル・ジュルネ・オ・ジャポン

当グループは、2005年から東京丸の内・有楽町で開かれている音楽祭「ラ・フォル・ジュルネ・オ・ジャポン」に、地域企業の1社として協賛しています。

これは、フランス北西部の港町ナントで生まれた同名の音楽祭の日本版。ホールだけではなく路上やビルのエントランスなどでも無料演奏が繰り広げられるクラシックのお祭りです。2007年は、「民族の日」をテーマに開催。プロだけではなくアマチュアも含め世界各地から約2,200人が演奏に参加し、来場者数は106万人にのびりました。



「ラ・フォル・ジュルネ・オ・ジャポン」コンサートの様子
写真：久保靖夫

世界のお巡りさんコンサート

「世界のお巡りさんコンサート」は、世界各国の警察音楽隊の演奏を通じて、警察と市民の交流を図ることを企図するもので、当グループは2004年より協賛しています。

第11回目を迎えた2006年は香港で開催され、日本の警視庁を含む5カ国6つの警察音楽隊が参加しました。今回は香港警察音楽隊の創立55周年とも重なり、香港特別行政区における最大の記念イベントと位置づけられ、華やかなコンサートとなりました。



香港での第11回「世界のお巡りさんコンサート」の様子

地球環境保全

環境絵画コンクール

当グループは、全国小中学校環境教育研究会が主催する「全国小中学校児童・生徒環境絵画コンクール」に協賛しています(ほかに明治安田生命保険(相)、丸紅(株)が協賛)。

このコンクールは、全国の小中学生に自然の大切さや住み良い街づくりについて考える機会を持

ってもらいたいとの趣旨で開催されています。2006年度は小中学生合わせて4,655点の応募があり、そのなかから文部科学大臣奨励賞、環境大臣賞等に40作品が選ばれました。



文部科学大臣奨励賞
小学校の部 清水優太さん



文部科学大臣奨励賞
中学校の部 田山えりさん

また、今回は10回目の節目にあたることもあり、「エコプロダクツ2006」の当グループ・ブースにも展示しました。来場された方々に、小中学生の環境に対する問題意識を広く知っていただく良い機会となりました。

地域交流

地域コミュニティの一員として

東京・神田明神で行われる「神田祭」は、「天下祭」「御用祭」と呼ばれた江戸時代からの伝統をそのままに引き継ぐ、2年に一度の大祭。その実施・運営には、地元町会などが大きな役割を果たしていますが、当グループからも、みずほ銀行神田支店・神田法人部、横山町支店および小舟町支店の社員らがボランティアとして参加し、地域コミュニティの一翼を担っています。

神田支店・神田法人部では、神田須田町町会の呼びかけに応じて、神輿の担ぎ手として毎回多くの社員が参加しています。2007年も、65名以上の社員が揃いのハッピに身を包み、地元の皆さんとかけ声を合わせ、神輿を担いで町を練り歩きました。

横山町支店では、横山町町会が主催する「横山町大祭」に参加しています。これは、「神田祭」(神田明神神幸祭)に合わせて開かれる行事で、2007年は61名の社員が家族とともに参加しました。神輿を担ぐだけでなく、町内の神酒所の手伝いや交通整理にも協力しました。

小舟町支店では、神幸祭の巡行参加者の送迎のお手伝いをしています。今年からは町会役員の方々とともに鳳輦の巡行にも参加しました。

地域に密着したコミュニティの一員であるためには、さ



神田支店・神田法人部の社員が担ぐ神輿



横山町支店の社員が担ぐ神輿



小舟町支店の社員が参加する鳳輦の巡行

さまざまな形で地元の方々との交流を深めていくことが大切です。今後もこうした活動を通じて、地域社会の皆さんとのつながりを強めていきたいと考えています。

ロビー展

地域の皆さまの写真や絵画などの作品を展示するのに、店内のロビーをご活用いただいている支店もあります。地域の方々からのご要望を



帯広支店でのロビー展

きっかけに始まったものですが、地元密着型のイベントとして人気を集めています。

みずほ銀行帯広支店では、1981年に建物を改装した際に、ロビーの壁面に絵画などを陳列できるスペースを設置。お客さまの写真や絵、地元十勝にちなんだ写真などを月替わりで展示しています。

また、みずほ銀行岡山支店では、地元の絵画サークルの作品や、写真愛好家の方の作品等をそれぞれ展示。お



客さまからも「いつも楽しみにしています」との声をいただいています。

岡山支店でのロビー展

中堅・中小企業の振興

当グループでは、日本経済の発展の原動力である中堅・中小企業振興の一環として、(社)中小企業研究センターを1966年の発足当時より支援しており、同センターの実証的調査研究と優れた企業を広く全国から発掘する顕彰事業をサポートしています。

〈みずほ〉の財団の社会貢献活動

財団法人を通じた社会貢献活動

当グループでは、地域社会と共に歩む「よき企業市民」として幅広い社会貢献活動を目指して、財団法人を通じた社会貢献活動を実施しています。国内においては5つの財団があり、教育と福祉の分野において、それぞれ特色のある支援・助成の社会貢献事業を行っています。

また、海外においても、北米やアジアに財団法人等を設立し、社会貢献活動を展開しています。

教育分野における社会貢献活動

●へき地教育支援

山間地・離島等の自然が豊かな過疎のへき地では児童・生徒数が少ないために校内の密接な関係を築ける一方、同学年との交流の機会が限られています。みずほ教育福祉財団では、へき地の児童・生徒が市街地等の同学年の児童と交流する機会をサポート



みずほ教育福祉財団による福島県相馬市立玉野中学校への運動具セットの贈呈の様子

しています。また、へき地教育支援の一環として運動具や児童図書の贈呈、地域や環境に根ざした特色のある自由な研究等への助成を行っています。

●障害を持たれた方の教育関連の支援

点字図書は一般書が中心のため、点訳された専門書は少ない現実にあります。みずほ福祉助成財団では視覚に障害を持たれた大学生のため、教科書の点訳費用の助成を行っています。同財団が支援した学生が小学校の教諭になる例などもあり、今後の活躍が期待されます。

また、みずほ教育福祉財団では私立の特別支援学校への助成や特別支援研究助成を行っています。

●国際交流促進のための支援

国際交流の発展とそれを担う人材育成への寄与を目指し、みずほ国際交流奨学財団とみずほ学術振興財団では、外国人留学生への奨学金支給事業を進めています。みずほ国際交流奨学財団では2006年度から日本人のアジア諸国への留学助成も開始。将来的には留学体験者によるシンポジウムの開催等の計画も考えています。



みずほ国際交流奨学財団の日本人のアジア諸国への留学助成の募集ポスター

〈みずほ〉の国内における財団

みずほ教育福祉財団

- 高齢者支援の福祉活動を行うボランティア団体ならびに高齢者福祉全般の研究活動への助成
- 高齢者向け配食サービスを行うグループへの配食用小型電気自動車の贈呈
- 山間地、漁業地、離島等の「へき地」の小・中学校を対象とする、運動具や児童図書の贈呈
- へき地小・中学校児童・生徒の「交流学習」等の助成
- 特別支援教育助成と私立の特別支援学校への助成

みずほ福祉助成財団

- 障害者福祉施設、研究団体等への助成
- 障害者福祉施設・団体、障害を持たれた方等への電動車いすの贈呈
- 視覚障害の大学生の教科書点訳費用の助成
- 障害者施設へのリフト付きバス、マイクロバスの寄贈

みずほ国際交流奨学財団

- 外国人留学生への奨学金の支給、生活指導・助成
- 日本人のアジア留学生への奨学金の支給
- 日本の大学が主催する国際大学交流セミナーの支援

みずほ学術振興財団

- 工学分野における研究助成
- 法律・経済分野における懸賞論文の公募
- 外国人留学生への奨学金支給

みずほ育英会

- 大学生等への奨学金の貸与

● 学術研究の支援

日本の未来を担う若い世代を対象に、学術研究の奨励・支援ができないだろうか。そんな思いから、みずほ学術振興財団では、工学と法律および経済分野の優れた研究を支援する活動をしています。法律・経済分野では、年に1回、学生および社会人を対象にした懸賞論文の募集を行い、入選者に対して学術奨励金を贈呈しています。

● 大学生等への支援

経済的な理由から進学が困難な大学生等のために、みずほ育英会では奨学金の貸与を行っています。在京の学生には2カ月に1回、近況報告もかねた個人面談を行っており、さまざまな相談をお受けすることもあります。

福祉分野における社会貢献活動

● 障害者福祉への助成

みずほ福祉助成財団では障害者施設への電動車いすやリフト付きバスの寄贈のほか、福祉向上のための先駆的事業や研究に対して助成を行っています。たとえば障害を持たれた方が自立をするために、販売用野菜をつくるためのトラクター購入に対し助成を行っています。また障害者の自立を援助するため運営面でアドバイス等も行っています。



みずほ福祉助成財団が助成を行ったトラクター

● 高齢者福祉への助成

みずほ教育福祉財団では、高齢者支援の福祉活動を行っているボランティア団体等への助成のほか、高齢者福祉全般の研究活動に対しての助成を行っています。

● 配食サービスグループへの助成

みずほ教育福祉財団は高齢者へ配食活動を行っているボランティア団体等を対象とし、環境にも配慮した配食サービス用小型電気自動車「みずほ号」の贈呈事業を行っています。配食サービス活動は声掛けを通じた友愛活動（安否確認）も兼ねており、今後さらなる広がりが期待されています。

海外における社会貢献活動

● 米国みずほ財団

当グループの米国での社会貢献活動の中心となっているのが、2003年1月に誕生した米国みずほ財団です。都市部コミュニティの支援と活性化への助成を活動の目的に掲げ、低所得者居住地域とその住民支援のため、NPO法人等が行う職業訓練や住宅供給、コミュニティ開発等の各種プロジェクトへ寄付を行っています。2006年度は、ニューヨーク、ロサンゼルス、サンノゼで活動するNPO法人を主な対象として、総額で約68万ドルの寄付を実施しました。

また、2006年9月、米国みずほコーポレート銀行は、低所得者居住地域を対象とした融資活動などが評価され、米国財務省コミュニティ開発金融機構から報奨金50万ドルを受領、全額を米国みずほ財団に寄付しました。この資金も活用して、より一層社会貢献活動に取り組んでいきます。

● みずほ奨励基金

2006年10月、みずほコーポレート銀行は、中国における地域貢献の一貫として、北京市にある中国人民大学附属中学校との間で、同校に「みずほ奨励基金」を設置することに合意しました。また、2007年2月には北京大学附属中学校と、同3月には清華大学附属中学校との間とも同様の基金を設置することに合意しました。

これは、人材発展戦略を国家発展戦略の中核に据える中国において基礎教育支援を実施することは意義深いものと考え、基金の設置を決めたものです。それぞれの学校の生徒および教師を対象に2007年より10年間にわたり奨励金を支給するもので、中国の中学校に対する海外企業の奨学金制度としては初めての取り組みとなりました。

〈みずほ〉の海外における財団・基金(上記以外)

国・地域	財団・基金名	活動内容
香港	Mizuho & Wing Hang Bank Scholarship and Charity Funds	香港の非営利団体に対して教育助成金を寄付。また、在香港の大学の学生に奨学金を給付
台湾	瑞穂愛心基金会	教育・医療・福祉関係を中心に支援するための基金
中国	对外経済貿易大学(瑞穂基金)	将来中国の金融界で活躍する若者の育成を支援するための基金
タイ	みずほアジア人材育成基金	ASEAN諸国の健全な青少年育成と麻薬撲滅・スポーツ振興を目的とした公益信託

「良き企業市民」であるために ― ボランティア活動を通じた社会貢献

当グループでは、良き企業市民として、地域社会と共生し、地域社会に貢献していくことが大切だと考えています。そのために、さまざまなボランティア活動にも積極的に取り組んでいます。

国内での活動

グループとしての取り組み

グループ社員が一体となってボランティア活動を行いました。そんな思いから「東京グリーンシップ・アクション」に参加しています。これは、東京都が保有する自然保全地域を、都とNPO法人と企業が一体となって保護していこうとする取り組みです。

今回は、あきる野市にある里山の自然保護活動を実施しました。下草刈りなどが主な活動でしたが、慣れない鎌の扱いに苦労しながらも、オフィスとは異なる緑溢れる環境のなかで心地良い汗をかきました。

この活動には、グループ各社から30名が参加しました。業務のなかではなかなか知り合うことのできない仲間と交流が持てたことも大きな収穫でした。



下草刈りの様子

支店を挙げての取り組み

支店を挙げての取り組みもあります。そのひとつが、みずほ銀行浜松支店が行った障害を持たれた方の自立支援のためのカレー販売のサポートです。NPO法人「トータルケアセンター」は、みずほ福祉助成財団の助成によりカレーの移動販売車を購入しましたが、販売場所のめどが立たず困っていました。助成の式典時に代表よりその旨を聞いた浜松支店長が、活動趣旨に賛同いただける地

元取引先複数社に、駐車場等の販売場所の提供を呼びかけたところ、2社の企業のご協力を得られ、カレー販売は順調にスタートし、障害を持たれた方の自立支援に貢献することができました。



NPO法人「トータルケアセンター」のカレー販売の様子

みずほ銀行山形支店が参加した、山形県等が主催する第5回「全国障害者芸術・文化祭やまがた大会」の事例を紹介します。

この大会は、障害を持たれた方の芸術作品、音楽演奏等の展示・発表を通じて、社会参加と自立を促進し、また障害を持たれた方に対する理解と認識を高めることを狙いとしたものです。山形支店は、その主旨に賛同、地域貢献の観点からも、12名の社員がボランティア活動に参加しました。また、山形支店の社員からの要望により、みずほ社会貢献ファンドからの寄付も実施し、経済的な面からもサポートしました。今後もさまざまな社会貢献活動に参加したいと考えています。



第5回「全国障害者芸術・文化祭やまがた大会」の様子

社員一人ひとりの取り組み



定年退職した父親と一緒に、地元で貢献できることはないかと考え、渡辺雅人さんは、桜

の植樹・管理活動を続けています。今年はボランティア休暇を活用し、近所の幼稚園児等とともに植樹祭を行いました。地元の川沿いが桜で満開になるのを、ボランティアの仲間達と今から心待ちにしています。



以前よりボランティアに興味があった水野真人さんは、中古の楽器を掃除・仕分けして、カン

ボジアに送る作業に参加。「ボランティアは通常では知りえないさまざまなことを学べる大切な活動であり、続けていくことが重要です。そのためにも、会社の制度を活用しつつ、興味があり、かつ自身にもプラスになるものを探していきたいです」



木曾理さんは、高齢者のデイサービスセンターで3日間ボランティアに参加しました。〈み

ずほ〉はお客さま第一主義を標榜しています。その一環としてバリアフリー化に取り組んでいる訳ですが、「高齢者の方と過ごした体験を通して、改めて『誰にでも利用しやすい銀行』づくりの大切さを感じました」

海外での活動

米州での取り組み

米国では、2006年9月に「みずほ米国ボランティアデー」を実施しました。これは、当グループの社員が9月の期間中、各地域のボランティア活動に参加するというもの。参加した社員は、ニューヨーク、シカゴ、アトランタ、ヒューストン、ロサンゼルス、サンノゼの各支店から、合計150名にのびりました。

ホームレスや移民のためのシェルター施設での塗装作業、低所得者層住宅建設のための建設作業、低所得者層への給食サービスなど、参加したボランティア活動は支店によってさまざま。いずれも、社員それぞれが地元地域のニーズをさらに深く理解する機会となりました。



「みずほ米国ボランティアデー」での塗装作業の様子

欧州での取り組み

欧州の支店においても、さまざまなボランティア活動が行われています。

たとえば、みずほコーポレート銀行ロンドン支店では、2006年10月に、「Jeans for Genes」と題したキャンペーンに参加しました。これは、遺伝子障害の難病治療研究のための募金キャンペーンで、募金に協力するとともに、ジーンズを身につけて活動への賛同を示そうというもの。ロンドン支店でもこの日はジーンズ姿での勤務が認められ、880.90ポンドの募金が集まりました。

また、ドイツみずほコーポレート銀行では、2007年6月、社員の有志13名が昨年度に続いてチャリティマラソンに参加。参加費がさまざまなボランティア活動に寄付されるもので、今後も引き続き参加していきます。

アジアでの取り組み

2007年2月、みずほコーポレート銀行香港支店が、現地最大のNPO法人であるThe Hong Kong Council of Social Serviceから、「社会貢献活動企業優秀賞」を授与されました。これは、老人養護施設への慰問、慈善団体への寄付等さまざまな活動に支店として取り組み、多数の社員が参加していることを評価されたものです。今後も同様の活動を、他の支店へも広げていきます。

環境報告

環境方針と体制

当グループでは、自然環境の維持・保全が、社会・経済の持続的発展の基盤であることを認識し、「みずほの企業行動規範」において環境への基本方針を設定し、グループ各社が活動を展開しています。

〈みずほ〉の基本方針

- 経済発展と環境保全の両立を図っていく社会的責任があると認識し、自主的・積極的に環境問題に取り組みます。
- 環境関連法令を遵守し、ごみの分別回収や再生素材の使用等の省資源・省エネルギーに取り組みます。
- 環境保護団体やお客さまとの環境問題への取り組みを支援するとともに、環境保全に貢献する金融商品やサービスを提供します。

環境問題に対する考え方

いまや地球環境保全は、多様な生物や人類の存在にとって、重要な課題であり、世界全体で取り組む必要があります。

当グループではこのような認識のもと、社会・経済の持続的発展の基盤は自然環境の維持・保全であると考え、「みずほの企業行動規範」において環境への基本方針を設定しています。金融商品・サービスの提供といった本業における取り組みだけでなく、自らの事業活動における環境負荷低減が大切であると考え、グループ統一的に環境問題に取り組んでいます。

グループ推進体制

当グループでは環境を含めたCSR活動をグループ全体で推進するため、持株会社であるみずほフィナンシャルグループ コーポレート・コミュニケーション部にCSR推進室を設置しています。CSR推進室では、CSRに関わる情報収集、企画立案、関係部署への提言、社員に対する環境を含むCSR研修のほか、CSRへの取り組みに関わる内外へのコミュニケーション活動を行っています。

また、主要グループ会社にCSR推進担当者を設置。グループ各社の連携を深めながら、環境問題に関する専

門知識やチャネルを活用して、お客さまに付加価値の高いサービスを提供していきます。

本業における取り組み

当グループでは、金融商品・サービスを通じて環境問題に対し貢献していきたいと考えています。

みずほコーポレート銀行では、エクエーター原則に則り、環境への影響が大きいと考えられるプロジェクトに対するプロジェクトファイナンスにおいては、契約前に専門家による環境影響評価を行います。評価の結果、改善を要する問題があった場合にはアクションプランを策定し、その遵守を約する条項を融資契約に盛り込みます。融資実行後もモニタリングを実施し、その遵守状況を定期的に確認します。また、みずほ信託銀行では、不動産関連業務における環境リスクの調査を行っています。たとえば、不動産仲介業務では、「媒介物件チェックリスト」に土壤汚染やアスベスト等の環境リスクについての項目を加え、取り扱うすべての物件についてチェックリストに基づく調査を実施しています。

一方、お客さまの実施する環境配慮活動への取り組みにも貢献していきたいと考えています。みずほ銀行では環境配慮活動を実施する中堅・中小企業向けに、「環境配慮型企業向け融資制度」を提供しています。興銀第一ライフ・アセットマネジメント (DIAM) では、商品企画力を

〈みずほ〉の環境負荷低減に向けた目標

温室効果ガス排出量削減目標（2012年度）

- 主要10事業所の温室効果ガス排出量を2002年度比20%削減

紙リサイクル率・グリーン購入比率（紙・文具）に関する目標（2010年度）

- 主要10事業所における紙のリサイクル率を95%以上
- 当グループにおけるグリーン購入比率（紙・文具）を85%以上

活かして、社会や環境に配慮したさまざまな運用商品を開発・提供しています。

今後も、環境保全への取り組みをサポートする金融商品・サービスの提供を積極的に推進していきます。

自らの事業活動における取り組み

京都議定書の発効以降、低炭素社会の実現や循環型社会の形成を目指し、企業自らの事業活動による環境負荷低減に向けた取り組みが、重要な課題となっています。

金融業を営む当グループの主な環境への負荷は、電力等のエネルギーや紙資源の使用、あるいは紙ゴミ等の廃棄などの直接的な負荷と、商品・サービスの購入などを通じた間接的な負荷が考えられます。これらの環境負荷低減に向け、昨年、全国銀行協会が温室効果ガス排出量削減と紙の再利用・再生紙購入に係る数値目標を公表するなど、銀行業界としても具体的な目標を掲げ、環境負荷低減に向けた活動を推進しています。

このような状況を踏まえ、当グループは、さらなる環境負荷低減を目指し、2007年8月に温室効果ガス排出量削減及び、紙のリサイクル率、グリーン購入比率（紙・文具）に関する目標を設定しました。

グループ全体として省エネルギー・省資源活動に継続的に取り組むと同時に、低炭素社会の実現、循環型社会の形成に向け貢献していきたいと考えています。

環境コミュニケーション

エコプロダクツ展

当グループでは昨年に引き続き、2006年12月に開催された、国内最大級の環境展示会「エコプロダクツ

2006」に出展しました。期間中は多数の方々当社ブースに来場され、前年を大きく上回る約2,000名の方にアンケートのご協力をいただきました。

この展示会への出展は、金融機関が金融商品・サービスを通して環境問題に貢献できることを知っていただくこと

が狙いです。展示パネルの説明の際に、多様な観点からのご意見・ご要望に接するなかで、このようなコミュニケーションの大切さをあらためて認識しました。



ブースでは当社が協賛する環境絵画コンクールの作品も展示

シンポジウム・セミナー

エクエーター原則の事務局銀行を務めるみずほコーポレート銀行では、同原則を広く理解していただくため、各種シンポジウムにも積極的に参加しています。ロンドンで行われた同原則の改定発表プレスコンファレンスや、スタンフォード大学産学協働グローバル研究所のコンファレンスなど幅広い講演活動を行っています。

また、お客さまの環境への取り組みのヒントとなる

ようなセミナーも開催しています。2006年9月、名古屋において、みずほコーポレート銀行、みずほ銀行、みずほ情報総研等グループ7社は共同で、「みずほ環境セミナー」を開催しました。セミナーはお取引先の環境への取り組み事例を中心に進められ、多数の参加者から好評を



スタンフォード大学での講義の様子

博しました。当グループでは環境問題に関する各種のセミナーやシンポジウムについても積極的に関わっていきたいと考えています。



「みずほ環境セミナー」の様子

環境報告

事業活動における取り組み

当グループでの直接的な環境影響は、電力消費や紙の使用など主にオフィス活動によるものと考えられます。環境負荷低減の取り組みをグループ各社で進めています。

低炭素社会の実現に向けた取り組み

「地球温暖化対策計画書制度」から
温室効果ガス削減目標の設定へ

当グループの主要9事業所は、東京都環境確保条例に基づいた「地球温暖化対策計画書制度」の対象となっています。

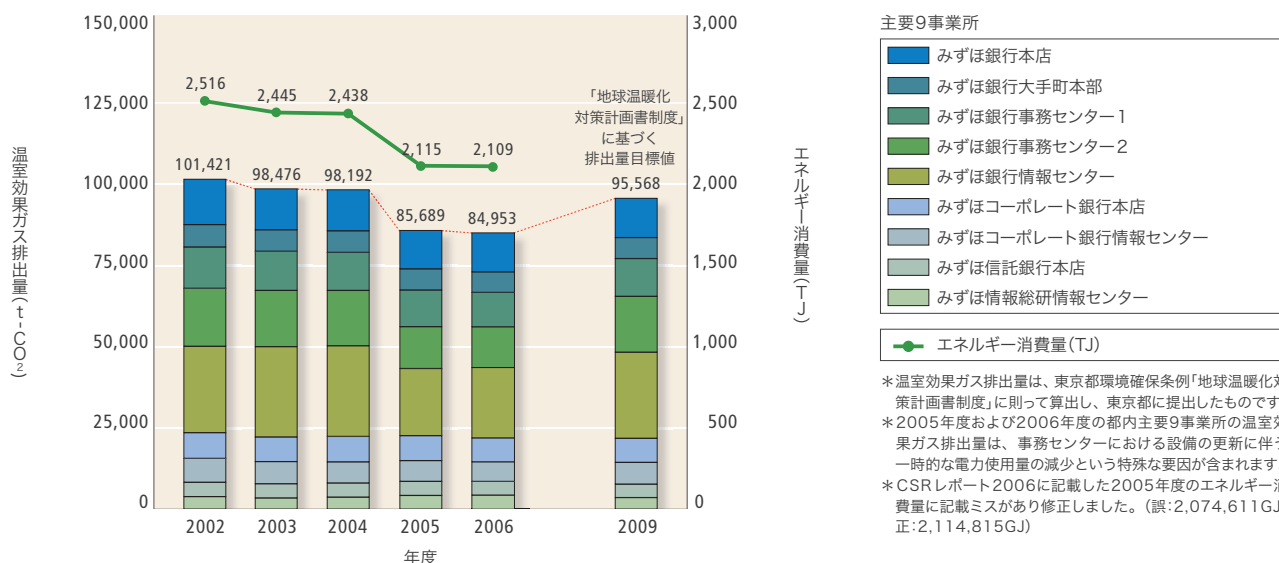
この制度は、温室効果ガスの排出量が一定量以上の事業所を対象に、「地球温暖化対策計画書」の提出・公表を義務づけ、同時に2005年度から2009年度にかけて温室効果ガス排出量の削減目標についての自主計画策定を求めるものです。策定された自主計画は、目標削減率や対策内容によって東京都が5段階で評価(AA、A+、A、B、C)しています。当グループ主要9事業所が提出した温暖化対策計画書は、4事業所にAA、4事業所にA+、1事業所にAの評価を受けています。

当グループの温室効果ガス排出の主な要因は、大半が

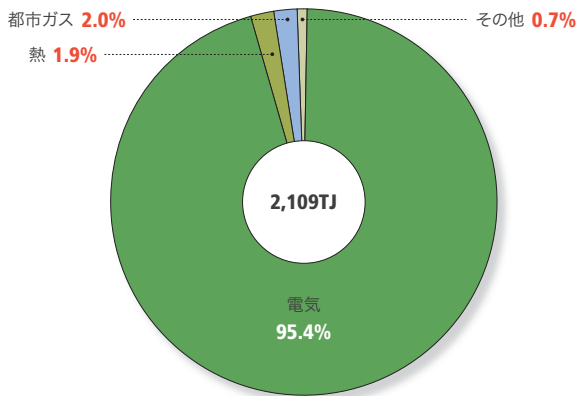
電力消費に起因することから、省エネルギーへの取り組みが極めて重要となります。これを受けてグループ主要9事業所では、空調設備・照明などの省エネルギー対応設備の導入や高効率機器への更新を行うとともに、運用においても適切な運転・管理の徹底に取り組んでいます。さらには節水やこまめな消灯等、電気使用量削減のための省エネルギー活動に努めています。特に、この制度の対象事業所となる9事業所のうち5事業所を抱えるみずほ銀行では、「省エネ・地球温暖化対策総会議」を定期的に開催して各対策の進捗状況を把握し、今後の対応について検討しています。これら地道な取り組みの結果、温室効果ガスの合計排出量は着実に減少しています。

この取り組みを一步進め、9事業所に新たにみずほ銀行事務センター3を加えた10事業所(主要10事業所)を対象に、2012年度における温室効果ガス排出量を、2002年度比で20%削減する対策に取り組むことを目標として掲げました。この取り組みを推進し、低炭素社会の実現に貢献したいと考えています。

主要9事業所におけるエネルギー消費量と温室効果ガス排出量の推移



主要9事業所における
2006年度エネルギー種別消費量内訳



電気使用量の削減

全国銀行協会（全銀協）の会員であるみずほ銀行、みずほコーポレート銀行およびみずほ信託銀行では、同協会が2006年11月に発表した「温暖化対策等に係る数値目標」達成に向けて積極的に取り組んでいます。

従来より当グループでは、温室効果ガス排出の主な要因である電力の消費削減に努めてきましたが、全銀協の取り組みは、その延長線上にあるものです。空調設備や照明等を省エネルギー対応機器へ更新するとともに、環境省で推奨する空調の適温管理やこまめな照明の消灯などの対策を推進することで、さらなる省電力に向けた取り組みを進めていきます。

低公害車の導入

当グループでは、利用する車両の低公害車化を進めています。みずほ銀行、みずほ信託銀行およびみずほインベスターズ証券では、2007年3月現在で、東京都内で計1,166台の車両を利用しており、そのうち、東京都の指定した低公害車（排ガスレベルにより分類された超・優・良低公害車）の台数は740台となっています。これら各社が都内で利用している車両から1年間に排出されるNO_x量は237kg、CO₂量は603tに相当します。順次低公害車への切り替えや物流の効率化による輸送車の使用台数の削減を図るとともに、運転手に対してもアイドリングストップなどエコドライブの指導を進めていきます。

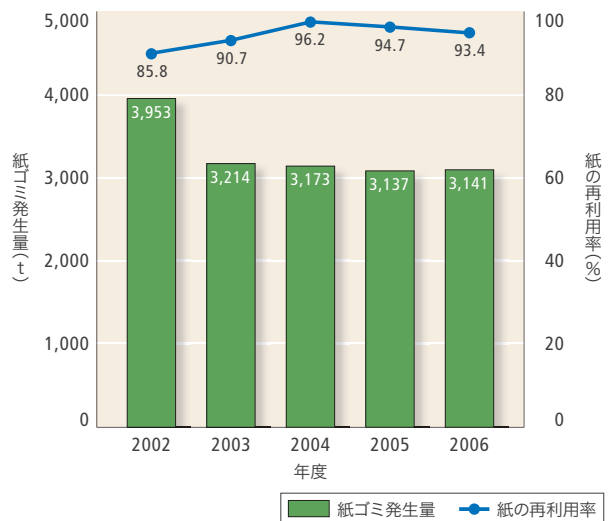
循環型社会の実現に向けた取り組み

紙ゴミの削減とリサイクル

当グループでは、紙の廃棄にあたって紙ゴミの廃棄量を減らしていくとともに、情報漏洩が起きないように徹底管理した上で機密文書類についてもリサイクルに回すなど、紙ゴミのリサイクルを積極的に進めています。その結果、主要9事業所で発生した紙ゴミの再利用率は90%以上を達成しています。今後、さらなるリサイクルを進めるため、2010年度までに主要10事業所で発生する紙ゴミのリサイクル率を95%以上とする目標を設定しました。

当グループが排出する一部の雑誌類については、トイレットペーパーとしてリサイクルしており、2006年度には、約40tのリサイクルトイレットペーパーを利用しました。

主要9事業所における紙ゴミの発生量と再利用率



グリーン購入の推進

2001年4月に「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（通称：グリーン購入法）が施行されました。これは、国などの機関に対してはグリーン購入を義務づけ、地方公共団体や事業者・国民にはその努力を求めるものです。

当グループとしても、循環型社会の形成に向けた省資源・省エネルギーへの取り組みの一環として、「環境に配慮した物品等の購入に関する運営要領」を定め、2010年度までに主要グループ会社のグリーン購入比率（紙・文

具)を85%以上とする目標を策定しました。文具・消耗品類などの調達において、グリーン購入法の基準に適合した商品やエコマーク商品などの環境に配慮した製品への切り替えに努めるとともに、紙類では再生紙をはじめとする環境に配慮した製品の使用割合を増やすなどの取り組みを進めています。

● 紙

銀行や証券業務などの金融業を主体とする当グループが、もっとも多く使用する資源は紙です。2006年度に当グループが購入した紙は、合計4,668t(A4コピー用紙換算*で約11.1億枚)です。そのうち、81%(重量ベース)は環境に配慮した紙(再生紙、森林認証紙、植林木紙、非木材紙)を購入しています。

なお、紙の使用量削減のため、両面コピーの実施や文書の電子化、プロジェクターやスキャナーの導入によるペーパーレス化を進めて、会議資料・社内文書の削減も図っています。みずほ銀行、みずほコーポレート銀行、みずほ信託銀行では、従来より本支店への還元計表の使用を全面的に見直し電子化を進めており、たとえばみずほ銀行では、年間B4サイズ用紙にして2,000万枚を超える紙を削減しました。近年、紙資源の重要性があらためて言われていますが、当グループとしてもコピー用紙などの紙使用量のさらなる削減を図るとともに、環境に配慮した紙の購入や利用を促進していきます。

※A4コピー用紙1枚を4.2gとして換算。

● 文具

みずほ銀行およびみずほコーポレート銀行では、文具・消耗品類の購入に際して、本部で一括購入する際のリストの見直しを進めてグリーン購入の状況を把握し、グリーン購入の比率を高めるよう努めています。

また両銀行では、2006年8月より文具・消耗品類の物品請求に関する共通のネットワークシステムを導入。これによって、これまで用いていた請求伝票を廃止、紙の使用量を削減するとともに、物品ごとに異なっていた請求方法の見直しにより作業の合理化を図っていきます。グリーン購入を進めていくとともに無駄のない調達を図り、省資源に努めていきます。

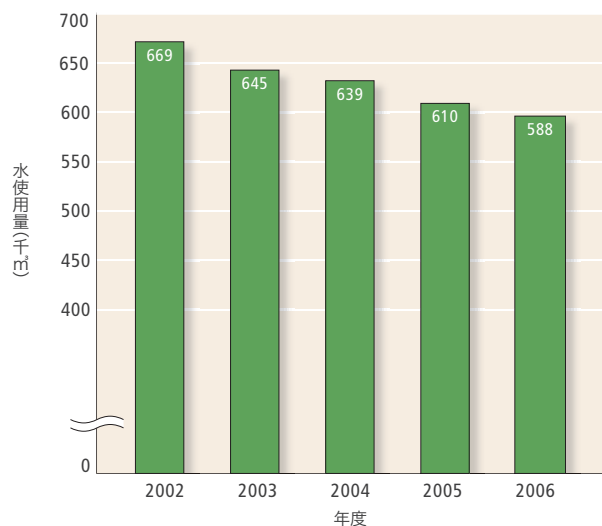
水の使用量削減

当グループでは、さまざまな節水設備の導入を順次進めて水使用量の削減に努め、水資源の有効利用を図っています。

みずほ銀行本店では、洗面所などで一度利用した水を中水*(リサイクル水)としてトイレの洗浄用に再利用しており、2006年度では、必要な水の使用量の25%(約5万t)を賄っています。また、みずほ銀行事務センターでは、雨水の冷却塔補給水への利用や、冷却塔排水のトイレ洗浄水への再利用を進めています。みずほコーポレート銀行などでは、女子用トイレに節水装置を設置して、トイレの洗浄水削減に取り組んでいます。今後も事業所などへの導入を進め、さらなる水資源の有効活用に努めていきます。

※一度利用した水を再処理して、トイレの洗浄水などに利用する水のリサイクルシステム。上水道と下水道の間に位置するため、中水と呼ばれる。

主要9事業所における水使用量



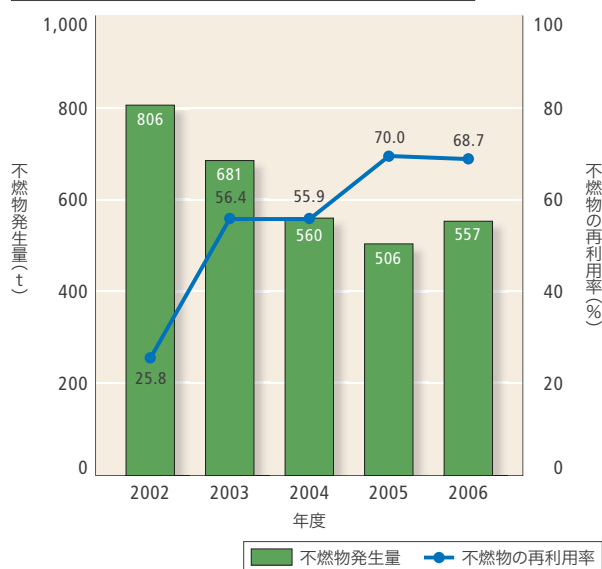
リユースの推進

制服の主たる原料に天然繊維、またはペットボトルからのリサイクル素材を使用するとともに、一度使用した制服についても一元的に回収・管理を行っています。2003年度から2006年度の間に、回収した制服の53%をリユースしました。

不燃廃棄物の削減とリサイクル

不燃物についても、缶・ビン・ペットボトルなどの分別を徹底し、廃棄量の減量とリサイクルを推進しています。また、みずほ銀行の主要施設の食堂で使用された食用油の廃油は、石鹸、肥料、塗料やインクにリサイクルされています。

主要9事業所における不燃物の発生量と再利用率



化学物質の使用削減への取り組み

産業廃棄物の処理については、廃棄物処理法に則り、産業廃棄物管理票(いわゆるマニフェスト)による処理・管理を行い、法令を遵守した取り組みを行っています。

今後も、廃棄物の徹底した処理・管理を行うとともに、削減にも努めていきます。

オゾン層破壊物質等の適正管理

当グループの主要事業所では、空調冷凍機の冷媒としてオゾン層破壊物質のCFCやHCFCを、消火設備の消火剤としてハロンを使用していますが、2006年度中にこれらのオゾン層破壊物質の放出はありませんでした。設備の更新時等に、より環境負荷の少ない代替物質へ順次交換していきます。

また、PCBを含む機器類については、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」に基づいて適切な保管・管理を行い、保管状況を都道府県に届け出しています。

主要9事業所におけるオゾン層破壊物質の保管の状況

オゾン層破壊物質	合計(単位:t)
CFC11	3.4
ハロン	23.1
HCFC-22(R-22)	1.0

(2007年3月末現在)

エコ商品の採用

みずほ銀行では、窓口などでお客さまにお配りする頒布品について、使いやすさを追求するだけではなく、再生紙を使用したメモ帳や紙ペン、非木材紙を使用したティッシュなど、環境に配慮した商品を採用しています。また、紙袋についてもFSC森林認証紙の採用を始めました。

また、「みずほICキャッシュカード」の素材として、「環境に優しい」と言われているPET-Gの導入を開始しています。PET-Gは燃焼時に有害ガスを発生せず、水と二酸化炭素に分解されるノンハロゲンプラスチックを利用したもので、廃棄時の環境負荷低減が図れます。



非木材紙(バガス)を使用したティッシュ



PET-Gを使用した「みずほICキャッシュカード」



第2回ステークホルダーダイアログ 〈みずほ〉の進めるCSR活動

金融教育や環境への取り組み、そしてそれらを支えるガバナンスという、〈みずほ〉のCSR重点課題の取り組みに対して、それぞれの専門家にお集まりいただき、ご意見をいただきました。(開催日2007年3月19日)

昨年のダイアログを振り返って

司会 まず、昨年のダイアログでご意見をいただいた主な課題について、その進捗状況を簡単にご説明させていただきます。ひとつは、金融サービスを通じた環境負荷低減への貢献でした。この一環として2006年度に「カーボンアカウンティング」を導入しました。プロジェクトファイナンスで融資する新規の発電プロジェクトにおいて、CO₂排出量を把握し公表するというものです。もうひとつは、CSR活動への社員の参画促進です。金融教育の実践に関しては多くの社員が関わり、これに参加しています。また、ボランティア休暇の取得要件を緩和し、社員のボランティア参加のニーズに対応しました。このほかにも、社会貢献活動に対する表彰制度やCSR研修ビデオの制作など社員コミュニケーションの活性化にも取り組んでいます。ご意見いただいた点のうち、まだ推進中の取り組みもあります。

藤井 本業の金融サービスを通じた環境負荷低減への対応は、高く評価できると思います。将来的には、プロジェクトファイナンスだけでなくコーポレートファイナンス

でも、ぜひ同様の仕組みを導入していただきたいですね。企業を見る際には、信用リスクは当然ですが、企業の環境対策面での評価も不可欠なものとなってきています。審査担当の人だけでなく営業を担当する方々も環境対策等の「目利き」となる必要があります。

伊藤 このようなダイアログは、毎年新しいテーマを設定して行う企業が多いですが、今回、昨年のダイアログを受けての進捗をまとめていただいた点はとてもよかったと思います。そうでないと、対話も活動も積み上がっていきませんから。ダイアログ出席者から意見のあった点について、迅速に取り組むものや中長期的に取り組むものを明確にした上で前向きに対応し、着実に歩みを進めていただいているので、昨年も参加した者として大変嬉しく思います。

金融教育の未来への期待

司会 〈みずほ〉では、金融教育をCSR活動の大きな柱のひとつに挙げており、東京学芸大学との金融教育に関する共同研究やそれに基づく小中学校での金融教育授業の実践、大学での寄付講義・寄付講座の開設などを行って

昨年ダイアログでいただいた課題と主な実施事項

2006年度の取り組み		中長期的な取り組み
昨年のダイアログでいただいた課題	商品サービス等に関するもの	
	●カーボンアカウンティング(炭素会計)の実施	
	●エクエーター原則採択金融機関の事務局銀行に就任	
	●横浜風力発電事業のサポート ○住民参加型市場公募債の引受・募集	
	●SRIファンドの新規設定(新光投信) ○地球温暖化防止関連株ファンド	
	人材に関するもの・その他	
	●表彰制度の活用 ○〈みずほ〉グループ・アワードでの表彰	●環境や環境ビジネスに詳しい専門的人材の育成
	●CSR研修の充実 ○〈みずほ〉全社員へのビデオ研修 ○新入社員研修	
	●国際的イニシアティブへの参加 ○UNEP FI(国連環境計画・金融イニシアティブ) ○PRI(責任投資原則) ○国連グローバル・コンパクト	

きました。これらの金融教育の取り組みについてご意見をお聞かせください。

渡辺 欧米にはキャリア教育、つまり職業人として自立していくために必要な能力を育成することを目指した教育改革運動に30年の歴史があり、いろいろなプログラムが生まれています。そのひとつに金融教育も含まれています。日本では、金融教育の生まれた背景や概念が切り離され、プログラムだけが入ってきています。こうした事情もあり、日本における金融教育は必ずしもうまく機能しなかった面もあると思います。とはいえ、身近な問題であり自分の生き方にも深く関係する金融教育は、重要な教育テーマです。このテーマに対し、金融の専門家である〈みずほ〉と教育の専門家である東京学芸大学とが共同研究として取り組んでいる試みには大変期待をしています。できれば、これを児童生徒に対する45分の授業で終わらせるのではなくて、先生方が日常の学校教育のなかに活かせるようなプログラムをぜひ開発していただきたいですね。

大橋 昨年8月に現場の先生方を対象とした公開講座を実施して実際の金融教育授業のやり方を提案し、いろいろとご意見をいただきました。今年は、そこでのご意見を踏まえ、授業内容を充実させ、また実施回数も増やす予定です。

岩谷 現在、学校で行われている金融教育としては、小学生で学ぶ身近な経済活動の学習と、中学生の公民的分野で学ぶ消費生活を中心とした経済活動の学習とがあり、後者には金融や流通が含まれています。現状では非常に少ない時間配分となっています。子どもたちが生きていく上で、実社会とのかかわりは大変重要だと思っています。〈みずほ〉の実施した金融教育の授業をビデオで拝見しましたが、小道具をたくさん使うことで学習の入り口が非常に楽しくできており、そこから銀行の仕組みに結び付けていった点が分かりやすかったと思います。今、学習指導要領の改訂が進んでおり、中央教育審議会初等中等教育分科会教育課程部会は金融経済教育についてきちんと指導する必要性を指摘しています。次の学習指導要領のなかでは、金融について学ぶ中身も濃くなると思います。こうした状況を踏まえると、〈みずほ〉の金融教育は、これからいろいろな形で活用できるのではないかと思います。

渡辺 話が横に逸れますが、学校教育の現場には、いわゆる企業人としての基本的スキルや能力が不十分な教員が大半であるという現実があります。プレゼンテーションの仕方とか、短時間で会議を行う方法とか、そういった教員に不足している能力やスキルを伝えることで、教育現場が活性化されると思います。

ステークホルダーダイアログ参加有識者の皆さま



伊藤 邦雄氏
一橋大学大学院
商学研究科教授

専門は企業システム論、企業行動分析論、会計学。日本ベンチャー学会副会長、日本IR学会会長などのほか、東京証券取引所・上場会社表彰選定委員会座長など公職も多く務める。



藤井 良広氏
上智大学大学院
地球環境学研究科教授

日本経済新聞で環境庁(当時)、日銀、大蔵省(当時)などの記者クラブ詰めを経た後、ロンドン駐在記者を務める。1993年にロイター・ファンデーション・プログラムに参加、同年から経済部編集委員。2006年から現職。



渡辺 三枝子氏
筑波大学特任教授
日本キャリアデザイン
学会会長

ペンシルバニア州立大学大学院にて、カウンセリング心理学を専攻。筑波大学大学院人間総合科学研究科教授を退官し、現在同大学特任教授。日本キャリアデザイン学会会長。キャリアカウンセリングに関する研究と実践の第一人者。



岩谷 俊行氏
杉並区立向陽中学校
校長

東京都にて中学校社会科教諭として教鞭を執ったのち、94年より教頭職、98年より校長職を務め、06年より杉並区立向陽中学校校長に就任。同校は「地域運営学校」の指定を受けている。05年より全国中学校社会科教育研究会会長を務める。



神林 比洋雄氏
株式会社
プロティビディジャパン
代表取締役社長

アーサーアンダーセンにて海外勤務の後、朝日監査法人(当時)の代表社員に就任。同法人のリスクコンサルティングサービスの日本統括パートナーを経て2003年から現職。経済産業省企業行動開示評価委員会の事務局を務める。

〈みずほ〉からの参加者



大橋 恵明
みずほフィナンシャル
グループ執行役員
コーポレート・
コミュニケーション部長
(開催時)

金融サービスで 地球温暖化防止に貢献する

司会 CSR活動のもうひとつの柱である環境について、金融機関全般の取り組みをどのようにご覧になっていらっしゃいますか。

藤井 金融機関は、融資や投資を行う際に、さまざまな角度から企業を評価しファイナンスしていくわけですが、これからは取引先がどれだけCO₂を排出するかということまで評価に加えていくことになると思います。金融機関は、投融資先の企業に対して、環境に配慮した行動をとるように促すことで、社会のCO₂排出量の削減に貢献できると思います。京都議定書の達成のツールとして、たとえば、CDMマーケットの発展は大きく期待されています。金融機関の方は、まさにそれを本業としてやって

おられますが、取引先企業の環境意識が深まることで、ビジネスチャンスも広がるはずです。

伊藤 金融機関がお金を貸す際には、ものづくりをする企業が源流管理をするのと同じ発想で臨んでほしいと思います。たとえば、ある自動車メーカーは、部品メーカーの工場まで行って、どういう姿勢で環境問題に取り組む、ものづくりをしているのか。そこまで見て、仕入れるかどうか決めていきます。金融機関にとって源流管理とは、環境に対する一定水準の取り組みも条件のひとつにして、融資を行うということではないでしょうか。いま、ものづくり企業は厳しい環境規制にどう対応するか、一生懸命努力してブレークスルーしようとしています。そういう大きな流れのなかで、金融機関として果たすべき役割をぜひ考えていただきたいと思います。

グループで共通の価値観を持つことの大切さ

司会 〈みずほ〉のCSRの取り組みのなかでは、ガバナンスの高度化も大きな課題のひとつとしています。その一環として、先般ニューヨーク証券取引所 (NYSE) に上場したわけですが、その点はどう思われますか。

神林 NYSE上場は、グローバル基準に基づくガバナンス・リスク管理強化を推進するという企業姿勢を表明できたと思います。リスク管理水準には、いわゆる場当たりの対応から競争優位の源泉とする段階まであります。NYSE上場は、内部統制という社内ルールを明確にして守っていくというコンプライアンスの観点から中間的な段階でしょう。今後は、経営戦略として、ビジネスリスクに対して説明責任が果たせる体制を構築していくことも期待されることになります。NYSE上場はグローバル企業としてこれらの要請に応えていく大いなる一歩です。今後もリスク管理の本質を見つめながら企業市民としてのあり方を考え、引き続き先頭を切ってがんばっていただきたいですね。

司会 持株会社の主な役割はグループ会社の経営管理ですが、それについて、何か参考になるアイディアはありますか。

神林 持株会社が経営方針をしっかりと示していくことがとても大事で、共通の「モノサシ」をつくる必要があると思います。企業合併やM&Aで最近一番の課題になっているのは、企業文化です。文化は企業理念を受け、その理念を実現していくなかで長い時間をかけて培われてくるものですから、企業統合直後では、すぐに同じ方向を向いていくことは難しいと思います。共通の目標を達成していくためには、それだけに、やはり共通のモノサシを持つことが大事だと思います。

伊藤 企業グループは共通の価値観や理念がないと、単なる資本関係だけになってしまいますから、最初は持株会社が明確化し、根付かせていく必要があります。現にグループ企業に不祥事が起これば、持株会社まで責任が及ぶわけですから、子会社側からすると「少しやかましいな」「うるさいな」と言われるぐらいがちょうどいいのではないかと思います。そういう形でグループという空間のなかに共通の規律意識や価値観を根付かせることに、不断の努力が必要だと思いますね。

大橋 我々もそのことは常に意識をしています。あるグループ会社で得られたノウハウをほかのグループ会社に伝授するのは持株会社の役割です。不祥事はあってはならないことですが、そのような場合にはなおさらです。

〈みずほ〉への期待

司会 これまでいろいろとご意見をいただきましたが、そのほかに、期待することがありましたら、教えてください。

伊藤 もう少し産学連携を拡充し、大学生を巻き込んだ、いわばインターンシップのようなものは考えられないでしょうか。通常のインターンシップというのは、大学生がその会社に行って本来の業務に従事するものですが、それをCSR活動にも広げて、〈みずほ〉が取り組んでいる環境保全活動に参加したり、〈みずほ〉の方が学校に授業に行くときに大学生と一緒に行って子どもたちに教えたりするのです。そのことで、大学生には、企業は業務だけでなく、もっと奥行きがあり広がりもあるということを感じ取ってもらいたいのです。

それから、ハートフルプロジェクトに類することかもしれませんが、福祉事業に対するコンサルティング的な支援も考えられます。多くの福祉団体が食品や商品をつくらせて販売し、一生懸命自立しようとしています。なかなか採算が取れず苦勞しています。そういうところにキャッシュフローがプラスになるようアドバイスをしたりするのも、金融の本業を通してできる社会貢献だと思います。

藤井 CSRが定着するかどうかは、それぞれの企業に属している社員が働きがいや意義を感じる職場であるかがカギを握ります。そこで大切なのが、人事評価です。CSR活動に一生懸命取り組んでも評価されなければ、人間は不満を感じるようになります。社会貢献も含めたCSR活動に対する人事評価を検討していただきたいと思います。そのことが、「この職場で働きたい」「ここで金融をやりたい」と思われるような働きがいのある企業風土の実現につながると思います。

神林 自分自身の経験からも、ボランティア活動を大事にする企業というのは、社員が働きがいを感じるものだと思います。今回お話を伺い、〈みずほ〉でいろいろな取り組みをなさっていることを知り、大変感心しました。これからも、地域活動への参画を大事にする企業風土をさらに浸透させていただきたいですね。

GRIガイドライン対照表

『GRIサステナビリティ・レポート・ガイドライン(GRIガイドライン)』とは

GRIガイドラインとは、持続可能性報告書を作成する際、その組織の経済・環境・社会の三側面のパフォーマンスを開示するための枠組みです。その主な役割は、①報告書を作成する際の方針や具体的な内容を示す、②経済・環境・社会的の三側面を正確かつバランス良く開示する枠組みを示す、③報告組織の業種や地域的要素を考慮しながら、報告書の比較可能性を高める、④報告組織の取り組みに対するパフォーマンス評価やそのベンチマーキングを可能にする、⑤ステークホルダーとのコミュニケーションを促進することです。

・このGRIガイドラインは、米国の非営利組織であるCERES (Coalition for Environmentally Responsible Economies) と国連環境計画が1997年に共同で設立した国際的NGOであるGlobal Reporting Initiativeが策定・公表しています。

当グループは、GRIガイドラインに準拠することで、当グループにおける情報開示の進捗状況の把握に使用するとともに、他社報告書との比較可能性を確保していきます。

・表中「―」は当グループに該当しないもの、灰色部分は記載のないもの、「他」は他の媒体で情報開示しているものを表しています。

・参考のため、情報開示の進捗状況を昨年との対比で本表の最後に図示しています。

〈参照ガイドライン〉

・サステナビリティ・レポート・ガイドライン2006(GRIガイドライン2006)

・サステナビリティ・レポート・ガイドライン2002(GRIガイドライン2002)

・金融サービス業業種別補足文書

※2006年10月、GRIガイドライン2002はGRIガイドライン2006に改訂されました。



本レポートは、GRI Sustainability Reporting Guidelines 2006に定義される、アプリケーションレベルB+に該当します。

報告書適用レベル		C	C+	B	B+	A	A+	
標準 開示	G3プロフィールの 情報開示	報告 1.1 2.1-2.10 3.1-3.8,3.10-3.12 4.1-4.4,4.14-4.15	外部保証を受けた報告書	レベルCの要求項目 に以下を加える 1.2 3.9,3.13 4.5-4.13,4.16-4.17	外部保証を受けた報告書	レベルBと同様		外部保証を受けた報告書
	G3マネージメント・ アプローチ の開示	要求項目なし		各カテゴリーの指標に対するマネ ージメント・アプローチの開示		各カテゴリーの指標に対するマネ ージメント・アプローチの開示		
	G3と業種別 補足文書の パフォーマンス 指標	パフォーマンス指標について 少なくとも10の報告がある こと。そのうち、社会、経済、 環境分野について少なくと も一つ報告があること		パフォーマンス指標について少 なくとも20の報告があること。そ のうち、経済、環境、人権、労働、 社会、製品責任分野について少 なくとも一つ報告があること		G3の中核指標及び業種別補足文 書のパフォーマンス指標に対応し ていること。重要性の原則を考 慮して、a) 指標について報告、 またはb) 指標の報告の省略		

GRIガイドライン2006

項目	指標	記載ページ
1 戦略および分析		
1.1	組織にとっての持続可能性の適合性と、その戦略に関する組織の最高意思決定者（CEO、会長またはそれに相当する上級幹部）の声明	4-5
1.2	主要な影響、リスクおよび機会の説明	8-19
2 組織のプロフィール		
2.1	組織の名称	2
2.2	主要なブランド、製品および/またはサービス	2
2.3	主要部署、事業会社、子会社および共同事業などの組織の経営構造	2, 26-27
2.4	組織の本社の所在地	2
2.5	組織が事業展開している国の数および大規模な事業展開を行っている、あるいは報告書中に掲載されているサステナビリティの課題に特に関連のある国名	2, 25, 45
2.6	所有形態の性質および法的形式	2
2.7	参入市場（地理的内訳、参入セクター、顧客／受益者の種類を含む）	2
2.8	以下の項目を含む報告組織の規模 ・従業員数 ・純売上高（民間組織について）あるいは純収入（公的組織について） ・負債および株主資本に区分した総資本（民間組織について） ・提供する製品またはサービスの量	2, 32-33

項目	指標	記載ページ
2.9	以下の項目を含む、規模、構造または所有形態に関して報告期間中に生じた大幅な変更 ・施設のオープン、閉鎖および拡張などを含む所在地または運営の変更 ・株主資本構造およびその資本形成における維持および変更業務（民間組織の場合）	2
2.10	報告期間中の受賞歴	17, 39, 53
3 報告要素		
報告書のプロフィール		
3.1	提供する情報の報告期間（会計年度／暦年など）	72
3.2	前回の報告書発行日（該当する場合）	72
3.3	報告サイクル（年次、半年ごとなど）	72
3.4	報告書またはその内容に関する質問の窓口	73
報告書のスコープおよびバウンダリー		
3.5	以下を含め、報告書の内容を確定するためのプロセス ・重要性の判断 ・報告書内およびテーマの優先順位付け ・組織が報告書の利用を期待するステークホルダーの特定	72
3.6	報告書のバウンダリー（国、部署、子会社、リース施設、共同事業、サプライヤー（供給者）など）	72
3.7	報告書のスコープまたはバウンダリーに関する具体的な制限事項を明記する	43, 44, 46, 56-59

項目	指標	記載ページ
3.8	共同事業、子会社、リース施設、アウトソーシングしている業務および時系列でのおよび／または報告組織間の比較可能性に大幅な影響を与える可能性があるその他の事業体に関する報告の理由	72
3.9	報告書内の指標およびその他の情報を編集するために適用された推計の基となる前提条件および技法を含む、データ測定技法および計算の基盤	33, 56
3.10	以前の報告書で掲載済みである情報を再度記載することの効果の説明、およびそのような再記述を行う理由(合併／買収、基本となる年／期間、事業の性質、測定方法の変更など)	56
3.11	報告書に適用されているスコープ、バウンダリーまたは測定方法における前回の報告期間からの大幅な変更	72
GRI内容索引		
3.12	報告書内の標準開示の所在場所を示す表	64-67
保証		
3.13	報告書の外部保証添付に関する方針および現在の実務慣行。サステナビリティ報告書に添付された保証報告書内に記載がない場合は、外部保証の範囲および基盤を説明する。また、報告組織と保証の提供者との関係を説明する	69
4 ガバナンス、コミットメントおよび参画		
ガバナンス		
4.1	戦略の設定または全組織的監督など、特別な業務を担当する最高統治機関の下にある委員会を含む統治構造(ガバナンスの構造)	26-27
4.2	最高統治機関の長が執行役員を兼ねているかどうかを示す(兼ねている場合は、組織の経営におけるその役割と、このような人事になっている理由も示す)	26-27
4.3	単一の理事会構造を有する組織の場合は、最高統治機関における社外メンバーおよび／または非執行メンバーの人数を明記する	26
4.4	株主および従業員が最高統治機関に対して提案または指示を提供するためのメカニズム	26, 40, 44
4.5	最高統治機関メンバー、上級管理職および執行役についての報酬(退任の取り決めを含む)と組織のパフォーマンス(社会的および環境的パフォーマンスを含む)との関係	26
4.6	最高統治機関が利害相反問題の回避を確保するために実施されているプロセス	26
4.7	経済的、環境的、社会的テーマに関する組織の戦略を導くための、最高統治機関のメンバーの適性および専門性を決定するためのプロセス	26
4.8	経済的、環境的、社会的パフォーマンス、さらにその実践状況に関して、組織内で開発したミッション(使命)およびバリュー(価値)についての声明、行動規範および原則	22-23, 34, 40, 42, 46, 54
4.9	組織が経済的、環境的、社会的パフォーマンスを特定し、マネジメントしていることを最高統治機関が監督するためのプロセス。関連のあるリスクと機会および国際的に合意された基準、行動規範および原則への支持または遵守を含む	27
4.10	最高統治機関のパフォーマンスを、特に経済的、環境的、社会的パフォーマンスという観点で評価するためのプロセス	22, 40-41
外部のイニシアティブへのコミットメント		
4.11	組織が予防的アプローチまたは原則に取り組んでいるかどうか、およびその方法はどのようなものかについての説明	17, 54
4.12	外部で開発された、経済的、環境的、社会的憲章、原則あるいは組織が同意または受諾するその他のイニシアティブ	9, 17-18
4.13	組織が以下の項目に該当するような、(企業団体などの)団体および／または国内外の提言機関における会員資格・統治機関内に役職を持っている・プロジェクトまたは委員会に参加している・通常の会員資格の義務を越える実質的な資金提供を行っている・会員資格を戦略的なものとして捉えている	17, 55
ステークホルダー参画		
4.14	組織に参画したステークホルダー・グループのリスト	24-25
4.15	参画してもらうステークホルダーの特定および選定の基準	24-25
4.16	種類ごとのおよびステークホルダー・グループごとの参画の頻度など、ステークホルダー参画へのアプローチ	24-25, 34-35, 38, 40-41, 44

項目		指標	記載ページ
4.17		その報告を通じた場合も含め、ステークホルダー参画を通じて浮かび上がった主要なテーマおよび懸案事項と、それらに対して組織がどのように対応したか	60-63
5 マネジメント・アプローチおよびパフォーマンス指標			
経済			
		マネジメント・アプローチ	8-9, 22-23, 32-33
側面：経済的パフォーマンス			
EC1	中核	収入、事業コスト、従業員の給与、寄付およびその他のコミュニティへの投資、内部留保および資本提供者や政府に対する支払いなど、創出および分配した直接的な経済的価値	33-34, 46
EC2	中核	気候変動による組織の活動に対する財務上の影響およびその他のリスクと機会	16-19
EC3	中核	確定給付(福利厚生)制度の組織負担の範囲	
EC4	中核	政府から受けた相当の財務的支援	
側面：市場での存在感			
EC5	追加	主要事業拠点について、現地の最低賃金と比較した標準的新入社員賃金の比率の幅	
EC6	中核	主要事業拠点での地元のサプライヤー(供給者)についての方針、業務慣行および支出の割合	
EC7	中核	現地採用の手順、主要事業拠点で現地のコミュニティから上級管理職となった従業員の割合	
側面：間接的な経済的影響			
EC8	中核	商業活動、現物支給、または無料奉仕を通じて、主に公共の利益のために提供されるインフラ投資およびサービスの展開図と影響	10-15
EC9	追加	影響の程度など、著しい間接的な経済的影響の把握と記述	
環境			
		マネジメント・アプローチ	16, 54-55
側面：原材料			
EN1	中核	使用原材料の重量または量	58
EN2	中核	リサイクル由来の使用原材料の割合	57
側面：エネルギー			
EN3	中核	一次エネルギー源ごとの直接的エネルギー消費量	56-57
EN4	中核	一次エネルギー源ごとの間接的なエネルギー消費量	56-57
EN5	追加	省エネルギーおよび効率改善によって節約されたエネルギー量	
EN6	追加	エネルギー効率の高いあるいは再生可能エネルギーに基づく製品およびサービスを提供するための率先取り組み、およびこれらの率先取り組みの成果としてのエネルギー必要量の削減量	16-19
EN7	追加	間接的なエネルギー消費量削減のための率先取り組みと達成された削減量	
側面：水			
EN8	中核	水源からの総取水量	58
EN9	追加	取水によって著しい影響を受ける水源	
EN10	追加	水のリサイクルおよび再利用量が総使用水量に占める割合	58
側面：生物多様性			
EN11	中核	保護地域内あるいはそれに隣接した場所および保護地域外で、生物多様性の価値が高い地域に所有、賃借、または管理している土地の所在地および面積	
EN12	中核	保護地域および保護地域外で、生物多様性の価値が高い地域での生物多様性に対する活動、製品およびサービスの著しい影響の説明	
EN13	追加	保護または復元されている生息地	
EN14	追加	生物多様性への影響をマネジメントするための戦略、現在の措置および今後の計画	17, 54
EN15	追加	事業によって影響を受ける地区内の生息地域に生息するIUCN(国際自然保護連合)のレッドリスト種(絶滅危惧種)および国の絶滅危惧種リストの数。絶滅危険性のレベルごとに分類する	
側面：排出物、廃水および廃棄物			
EN16	中核	重量で表記する直接および間接的な温室効果ガスの総排出量	56
EN17	中核	重量で表記するその他の関連する間接的な温室効果ガス排出量	

項目		指標	記載ページ
EN18	追加	温室効果ガス排出量削減のための率先取り組みと達成された削減量	56
EN19	中核	重量で表記するオゾン層破壊物質の排出量	59
EN20	中核	種類別および重量で表記するNOx、SOxおよびその他の著しい影響を及ぼす排気物質	57
EN21	中核	水質および放出先ごとの総排水量	
EN22	中核	種類および廃棄方法ごとの廃棄物の総重量	57,59
EN23	中核	著しい影響を及ぼす漏出の総件数および漏出量	
EN24	追加	バーゼル条約付属文書Ⅰ、Ⅱ、ⅢおよびⅧの下で有害とされる廃棄物の輸送、輸入、輸出、あるいは処理の重量、および国際輸送された廃棄物の割合	
EN25	追加	報告組織の排水および流出液により著しい影響を受ける水界の場所、それに関連する生息地の規模、保護状況、および生物多様性の価値を特定する	
側面：製品およびサービス			
EN26	中核	製品およびサービスの環境影響を緩和する率先取り組みと影響削減の程度	17-18, 54-55
EN27	中核	カテゴリー別の再生利用される販売製品およびその梱包材の割合	
側面：遵守			
EN28	中核	環境規制への違反に対する相当な罰金の金額および罰金以外の制裁措置の件数	
側面：輸送			
EN29	追加	組織の業務に使用される製品、その他物品、原材料の輸送および従業員の移動からもたらされる著しい環境影響	57
側面：総合			
EN30	追加	種類別の環境保護目的の総支出および投資	

労働慣行とディーセント・ワーク（公正な労働条件）

		マネジメント・アプローチ	22, 27, 30-31, 42-45
側面：雇用			
LA1	中核	雇用の種類、雇用契約および地域別の総労働力	42-43
LA2	中核	従業員の総離職数および離職率の年齢、性別および地域による内訳	
LA3	追加	主要な業務ごとの派遣社員またはアルバイト従業員には提供されないが、正社員には提供される福利	45
側面：労使関係			
LA4	中核	団体交渉協定の対象となる従業員の割合	
LA5	中核	労働協約に定められているかどうかも含め、著しい業務変更に関する最低通知期間	
側面：労働安全衛生			
LA6	追加	労働安全衛生プログラムについての監視および助言を行う、公式の労使合同安全衛生委員会の対象となる総従業員の割合	
LA7	中核	地域別の、傷害、業務上疾病、損失日数、欠勤の割合および業務上の総死亡者数	44
LA8	中核	深刻な疾病に関して、労働者、その家族またはコミュニティのメンバーを支援するために設けられている、教育、研修、カウンセリング、予防および危機管理プログラム	44
LA9	中核	労働組合との正式合意に盛り込まれている安全衛生のテーマ	44
側面：研修および教育			
LA10	中核	従業員のカテゴリー別の、従業員あたりの年間平均研修時間	
LA11	追加	従業員の継続的な雇用適性を支え、キャリアの終了計画を支援する技能管理および生涯学習のためのプログラム	
LA12	追加	定常的にパフォーマンスおよびキャリア開発のレビューを受けている従業員の割合	
側面：多様性と機会均等			
LA13	中核	性別、年齢、マイノリティーグループおよびその他の多様性の指標に従った、統治体（経営管理職）の構成およびカテゴリー別の従業員の内訳	
LA14	中核	従業員のカテゴリー別の、基本給与の男女比	

人権

		マネジメント・アプローチ	22, 27, 30-31, 44
--	--	--------------	-------------------

項目		指標	記載ページ
側面：投資および調達の慣行			
HR1	中核	人権条項を含む、あるいは人権についての適正審査を受けた重大な投資協定の割合とその総数	17
HR2	中核	人権に関する適正審査を受けた主なサプライヤー（供給者）および請負業者の割合と取られた措置	
HR3	追加	研修を受けた従業員の割合を含め、業務に関連する人権的側面に関わる方針および手順に関する従業員研修の総時間	43-44
側面：無差別			
HR4	中核	差別事例の総件数と取られた措置	
側面：結社の自由			
HR5	中核	結社の自由および団体交渉の権利行使が著しいリスクに曝されるかもしれないと判断された業務と、それらの権利を支援するための措置	44
側面：児童労働			
HR6	中核	児童労働の事例に関して著しいリスクがあると判断された業務と、児童労働の防止に貢献するための対策	
側面：強制労働			
HR7	中核	強制労働の事例に関して著しいリスクがあると判断された業務と、強制労働の防止に貢献するための対策	
側面：保安慣行			
HR8	追加	業務に関連する人権の側面に関する組織の方針もしくは手順の研修を受けた保安要員の割合	44
側面：先住民の権利			
HR9	追加	先住民の権利に関係する違反事例の総件数と取られた措置	

社会

		マネジメント・アプローチ	24-25, 27, 46-53
側面：コミュニティ			
S01	中核	参入、事業展開および撤退を含む、コミュニティに対する事業の影響を評価し、管理するためのプログラムと実務慣行の性質、適用範囲および有効性	16-17
側面：不正行為			
S02	中核	不正行為に関連するリスクの分析を行った事業単位の割合と総数	
S03	中核	組織の不正行為対策の方針および手順に関する研修を受けた従業員の割合	
S04	中核	不正行為事例に対応して取られた措置	
側面：公共政策			
S05	中核	公共政策の位置づけおよび公共政策開発への参加およびロビー活動	19, 31
S06	追加	政党、政治家および関連機関への国別の献金および現物での寄付の総額	
側面：非競争的な行動			
S07	追加	非競争的な行動、反トラストおよび独占的慣行に関する法的措置の事例の総件数とその結果	
側面：遵守			
S08	中核	法規制の違反に対する相当の罰金の金額および罰金以外の制裁措置の件数	

製品責任

		マネジメント・アプローチ	27, 30-31, 35
側面：顧客の安全衛生			
PR1	中核	製品およびサービスの安全衛生の影響について、改善のために評価が行われているライフサイクルのステージ、ならびにそのような手順の対象となる主要な製品およびサービスのカテゴリーの割合	35-39
PR2	追加	製品およびサービスの安全衛生の影響に関する規制および自主規範に対する違反の件数を結果別に記載	
側面：製品およびサービスのラベリング			
PR3	中核	各種手順により必要とされている製品およびサービス情報の種類と、このような情報要件の対象となる主要な製品およびサービスの割合	34-35

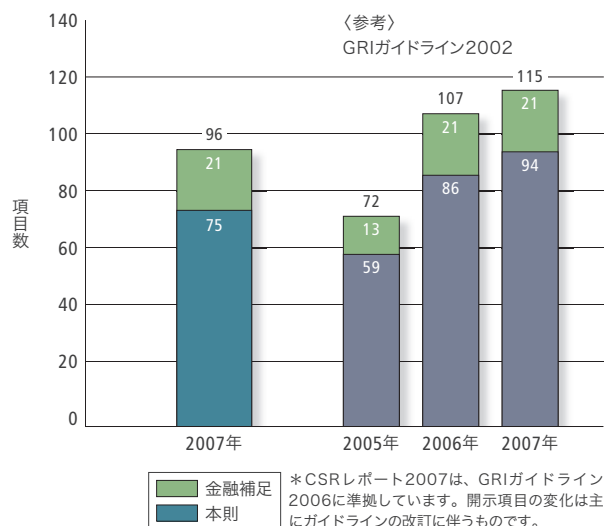
項目		指標	記載ページ
PR4	追加	製品およびサービスの情報、ならびにラベリングに関する規制および自主規範に対する違反の件数を結果別に記載	
PR5	追加	顧客満足度を測る調査結果を含む、顧客満足に関する実務慣行	25, 34-35, 38-39
側面：マーケティング・コミュニケーション			
PR6	中核	広告、宣伝および支援行為を含むマーケティング・コミュニケーションに関する法律、基準および自主規範の遵守のためのプログラム	35
PR7	追加	広告、宣伝および支援行為を含むマーケティング・コミュニケーションに関する規制および自主規範に対する違反の件数を結果別に記載	
側面：顧客のプライバシー			
PR8	追加	顧客のプライバシー侵害および顧客データの紛失に関する正当な根拠のあるクレームの総件数	
側面：遵守			
PR9	中核	製品およびサービスの提供、および使用に関する法規の違反に対する相当の罰金の金額	

金融サービス業業種別補足文書

項目		指標	記載ページ	備考
社会性パフォーマンス指標：全業種向け				
CSR マネジメント				
CSR1		社会的要素についてのCSR方針	9, 22-23	
CSR2		CSR組織	27, 54	
CSR3		CSR監査の監査件数と監査時間		
CSR4		慎重を要する問題のマネジメント		
CSR5		違反事例の件数		
CSR6		利害関係者との対話	24-25, 60-63	
内部の社会性パフォーマンス				
INT1		企業内CSR方針（人的資源についての方針におけるCSRの事例）	25, 42-45	
INT2		従業員の離職率と雇用創出数		
INT3		従業員満足度の結果		
INT4		上級管理職の報酬額	他	有価証券報告書
INT5		持続可能な成功を促進するボーナス	43	
INT6		ボーナスを含む職級ごとの男女の給与比率		
INT7		職級ごと、国ごとの従業員プロフィール（男女、民族、障害）	43, 44	
社会へのパフォーマンス				
SOC1		慈善的貢献の額（寄付、従業員の時間、現物贈与、管理コスト）	46-53	
SOC2		経済的付加価値のステークホルダーへの分配額	33	
供給業者				
SUP1		主要な供給業者の社会パフォーマンスを選定する方針と手順（雇用条件、労働条件、安全衛生条件）		
SUP2		供給業者の満足度（迅速な支払い、価格、扱い）		
社会性パフォーマンス指標：業種ごと				
RB1		小口金融業務の方針（社会的関連要素）	16-18	
RB2		小口金融業務：融資プロフィール（業種、企業規模など）	他	ディスクロージャー誌
RB3		小口金融業務：高い社会的利益を伴う融資（額と割合）		
IB1		投資銀行業務：投資方針（社会的関連要素）	18	
IB2		投資銀行業務：融資プロフィール：全世界的取引構造		
IB3		投資銀行業務：高い社会的利益を伴う取引（額と割合）	18	
AM1		資産管理方針（社会的関連要素）		
AM2		資産管理：高い社会的利益を伴う管理資産（額と割合）	18	
AM3		資産管理：社会的責任投資（SRI）志向の株主活動	18	

項目		指標	記載ページ	備考
INS1		保険：引き受け方針（社会的関連要素）	—	保険業は営んでいません
INS2		保険：融資プロフィール（個人：年齢、性別、民族法人：企業規模、地理分布）	—	保険業は営んでいません
INS3		保険：顧客からの苦情（件数と内容）	—	保険業は営んでいません
INS4		保険：高い社会的利益を伴う保険（額と割合）	—	保険業は営んでいません
環境パフォーマンス指標				
F1		コア・ビジネス・ラインに適用される環境方針の記述	54	
F2		コア・ビジネス・ラインにおける環境リスクを評価及びスクリーニングするプロセスの記述	17-18	
F3		環境リスク評価手順が各コア・ビジネス・ラインに適用される数値の表記	17	
F4		リスク評価プロセスにて指摘された環境項目の、顧客による実行・遵守状況のモニタリング・プロセスに関する記述	18, 54	
F5		職員の環境リスク・機会への対処力を高めるためのプロセスの記述		
F6		コア・ビジネス・ラインに関する環境リスクシステム・手順の審査を含む監査の回数・頻度		
F7		環境リスク・機会に関する顧客/出資先企業/ビジネス・パートナーとの対話の記述		
F8		金融機関の投融資先のうち、報告組織が環境問題について携わった会社の数と割合		
F9		ポジティブ・環境スクリーニング、ネガティブ・環境スクリーニング、及びベスト・プラクティス環境スクリーニングの対象となる資産の割合	18	
F10		報告組織が議決権や議決助言権を有する株式についての、環境問題に関する議決方針の記述		
F11		報告組織が株式議決権や議決助言権を有する形で運用している資産の割合		
F12		コア・ビジネス・ラインに従って細分化された特定の環境製品・サービスの総金銭価値	18	
F13		特定の地域及びセクターにおけるコア・ビジネス・ラインのポートフォリオの価値		

GRIガイドライン2006に基づく開示項目数



第三者意見書



一橋大学大学院
商学研究科教授

伊藤 邦雄氏

企業組織は社会のなかで活動する限り、何らかの公共性と影響力を持っている。なかでも金融機関のそれはとりわけ大きい。関わるステークホルダーの範囲が広く、かつ金融機能が社会の隅々にまで根ざしているからである。

経営学の大家であるピーター・ドラッカーは今から40年も前に名著『断絶の時代』で企業の社会的責任に警鐘を鳴らしている。彼は、3つの原則を提示する。第1に、組織は社会や人間に良くも悪くも影響を与えるため、悪影響を可能な限り限定すること（影響予測原則）。第2に自らのもたらす影響を事前に予測し、好ましからぬ副産物に対し予防措置を取る（影響予防原則）。そして第3に、悪影響への対策を含め、社会のニーズを自らの機会として捉えること（事業機会原則）。そもそも社会のニーズや要求を満たすことを通して業績に転換することこそ、企業の倫理的責任である。今日の自動車産業における安全性や環境汚染への対応は、この原則の正当性を雄弁に物語っている。

ドラッカーの挙げた3つの原則は、今日の社会の実情に照らしたとき、その先見性に驚かざるを得ない。これらの原則を果たす上で、金融機関の役割はきわめて大きい。〈みずほ〉のCSR活動、そして本レポートをこれらの原則に照らして読まれることをお勧めしたい。金融機関は当の金融機関のみならず、融資先の活動に対する影響力を行使することで、上記の原則を果たすことができる。

〈みずほ〉が導入しているカーボンアカウンティング

（炭素会計）などは第1の原則に合致する。プロジェクトファイナンスにより融資した発電事業から排出されるCO₂排出量と排出削減量を把握し、その結果を公表している。

また2005年12月から、環境配慮活動を行っている企業のみならず、今後そうした取り組みを予定している企業を対象として、金利面でサポートする融資制度などは、第2の原則に該当する。

政府は環境対策として、風力やバイオマスなどの再生可能エネルギーを用いた発電を推進している。〈みずほ〉はこれを受けて、風力発電事業に対する融資制度を進めている。これはドラッカーの言う第3原則にあたる。社員のひとりが風力発電事業への融資を進めるために、気象学を勉強し、気象予報士の資格を取得したことに、感銘を禁じえない。

〈みずほ〉のCSR活動は年毎に着実に進展していると言ってよい。とはいえ、金融機関の広範で強力な影響に照らせば、まだまだ改善の余地がある。たとえば、ハートフル活動は評価できるが、もっと拡大して欲しい。多くの福祉施設は経済的自立を目指して苦勞している。金融機関として融資のみならず、経営のノウハウやさまざまなアドバイスを提供できるはずである。

ドラッカーは加えて、次のように説く。社会は組織のリーダーに対し、社会的な問題の発生を予測し、その解決を図ることを期待する権限を持つ。組織のリーダーはその本来の活動に責任を持つだけでなく、人間の生活の質に責任を持っている。

第三者審査報告書



「CSR レポート 2007」に対する独立第三者の審査報告書

平成 19 年 6 月 22 日

株式会社みずほフィナンシャルグループ
取締役社長 前田 晃伸 殿

あずさサステナビリティ株式会社
(あずさ監査法人グループ)
東京都新宿区津久戸町 1 番 2 号

代表取締役社長

大木 壮一



1. 審査目的及び対象範囲

当社は、株式会社みずほフィナンシャルグループ（以下、「会社」という。）が作成した「みずほフィナンシャルグループ CSR レポート 2007」（以下、「CSR レポート」という。）について審査を行った。審査の目的は、以下について結論を表明することにある。

- CSR レポートに記載されている平成 18 年 4 月 1 日から平成 19 年 3 月 31 日までの対象とした社会・環境パフォーマンス指標が、会社の定める基準に従い、重要な点において、合理的に把握、集計、開示されているかどうか。
- CSR レポートに記載されている平成 18 年 4 月 1 日から平成 19 年 3 月 31 日までの対象とした経済パフォーマンス指標が、会社の公表する財務指標と整合しているかどうか。
- GRI アプリケーションレベルに関する自己宣言が GRI の示す基準を満たしているかどうか。

CSR レポートの作成責任は会社の経営者にあり、当社の責任は独立した立場から指標及び自己宣言の信頼性に関する結論を表明することにある。

2. 審査手続

当社の実施した主な手続は以下のとおりである。

- CSR レポートの作成・開示方針についての質問
- 社会・環境パフォーマンス指標に関して、
 - 会社の定める基準の検討
 - 指標の把握方法及び集計フローについての質問並びに内部統制の整備・運用状況の評価
 - 会社の定める基準に従って指標が把握、集計、開示されているかについて、サンプリングによる原始証憑との照合並びに再計算の実施
- 経済パフォーマンス指標に関して、会社の公表する財務指標との整合性の検討
- GRI アプリケーションレベルについて GRI の示す基準に照らした検討の実施
- 指標の表示の妥当性に関する検討

3. 審査の結論

- CSR レポートに記載されている社会・環境パフォーマンス指標が、会社の定める基準に従い、重要な点において、合理的に把握、集計、開示されていないと認められる事項は発見されなかった。
- CSR レポートに記載されている経済パフォーマンス指標が、会社の公表する財務指標と整合していないと認められる事項は発見されなかった。
- GRI アプリケーションレベルに関する自己宣言が GRI の示す基準を満たしていないと認められる事項は発見されなかった。

会社と当社または審査人との間には、環境報告書審査基準案に規定される利害関係はない。

以 上

「CSRレポート2007」用語解説

【ステークホルダー】

P.9

企業の活動に対して、直接・間接を問わず、何らかの利害関係を有するものをいいます。当グループでは、ステークホルダーをお客さま、株主さま、社員、地域社会、仕入先・競争会社、政治・行政に分類しています。

【キャリア教育】

P.11

一人ひとりの勤労観、職業観を育てる教育のことです。学校のエducational活動を通じて、発達段階に応じた組織的・系統的な教育の推進が必要とされています。

【エクイティーファイナンス】

P.15

新株発行につながる資金調達のことです。エクイティーファイナンスは資本の増加をとまなうところに特徴があります。公募による時価発行増資・転換社債(CB)や新株引受権付社債(ワラント債、WB)の発行などがあります。

【再生可能エネルギー】

P.16

一度利用しても比較的短期間に再生が可能であり、資源が枯渇しないエネルギーを指します。化石燃料を用いるエネルギー源に比べ、同じエネルギー量あたりの温室効果ガスの排出量が少ないという特徴があります。主な再生可能エネルギーとして、太陽エネルギー、風力、地熱、水力などが挙げられます。

【RPS法】

P.16

Renewables Portfolio Standardの略。電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法(2002年6月7日法律第62号)。電気事業者による新エネルギー等の利用に関し必要な措置を講ずることで、環境の保全に寄与しようとするものです。

【シンジケートローン】

P.16

借入人の資金調達ニーズに対し、複数の金融機関が協調してシンジケート団を組成し、同一の条件・契約書に基づき融資を行う手法です。代表金融機関がアレンジャーとして、窓口となり、参加金融機関を募り、条件設定・交渉、契約書の作成を行います。

【プロジェクトファイナンス】

P.17

企業の信用力や不動産などの担保価値に依存するのではなく、経営ノウハウや技術力等に着眼し、事業そのものが生み出す資金に返済原資を限定する融資形態です。

【エクエーター原則】

P.17

総コスト1,000万米ドル以上のプロジェクトファイナンスにおいて、そのプロジェクトが地域社会や自然環境に与える影響に配慮して実施されることを確認するための枠組みを示す民間金融機関共通の原則です。

【フィージビリティ・スタディ】

P.19

プロジェクトの実現可能性を事前に調査・検討することです。「実現可能性調査」ともいいます。

【コーポレートガバナンス】

P.26

日本語では「企業統治」と訳され、企業経営において「意思決定」「業務執行」「監視・監督」で構成される一連の統治機能の総称をいいます。1990年代後半以降、取締役の員数削減、執行役員制度の導入、監査役機能の強化、委員会設置会社制度の新設や内部統制システムの強化などが図られるようになり、必要な法改正も相次いで実施されました。

【 執行役員 】

P.27

特定の事業部門長などの地位にあり、取締役会の決定にしたがって業務遂行の責任と権限を持つ役職です。監督責任と執行責任の分離という観点から、多くの企業で社内制度としての執行役員制度が導入されています。

【 ALM 】

P.27

Asset Liability Managementの略。資産と負債を総合的に管理することにより、金利変動や為替相場の変動などの市場リスクや流動性リスクを管理する手法です。

【 信用格付 】

P.28

債務者の元本や利息が契約どおりに行われないリスクを定量面、定性面の両面から分析・判断し、融資判断のひとつの基準とするものです。

【 ポートフォリオ 】

P.29

資産における性質の異なるさまざまな要素の組み合わせ。統計学に基づいた個々の金融商品におけるリスク分析が行われ、資産において複数の異なる性質の金融商品を組み合わせることによりリスク軽減を図るという狙いがあります。

【 レピュテーションリスク 】

P.29

企業の評判に関わるリスク全般。情報の重要性が増した現代では、不測の事態、事件によって企業の評価を低下させる風評が流れる可能性があります。そのような風評は顧客離れなど企業経営にマイナスの影響を与えたり、株価を急落させるリスクを持っています。

【 コンファレンス 】

P.41

説明会。特に近年では、電話会議とインターネットを統合した会議システムを利用して運営されるリアルタイム・双方向でのオンライン説明会が導入されています。

【 米国サーベンス・オクスリー法 】

P.41

米国企業改革法(SOX法)。企業の財務報告の正確性と信頼性の向上により投資家を保護することを主目的として2002年7月に成立した米国の法律。規制内容は多岐にわたりますが、特に重要な規定のひとつに内部統制報告書の義務化が挙げられます。

【 CDM 】

P.62

Clean Development Mechanismの略。クリーン開発メカニズム。途上国内で実施される温室効果ガスの排出削減プロジェクトに対して、先進国が技術や資金の援助を行い、その結果生じた削減量を支援した先進国が取得する仕組み。

【 インターンシップ 】

P.63

学生が一定期間企業等のなかで研修生として働き、自分の将来に関連のある就業体験を行える制度。

【 キャッシュフロー 】

P.63

お金の流れを意味し、主に、企業活動によって実際に得られた収入から外部への支出を差し引いて手元に残る資金の流れのことをいいます。

◎編集方針

本レポートは、当グループのCSR (Corporate Social Responsibility: 企業の社会的責任) 活動に関する報告書です。CSRに対する考え方、方針、計画および取り組みの実績をご報告し、多くのステークホルダーの皆さまとのコミュニケーションを図ることで、当グループのCSR活動をさらに進めていくことを、本報告書の目的としています。

本レポートの作成にあたっては、GRI*の「Sustainability Reporting Guidelines 2006」および「Financial Services Sector Supplement」を参考にしながら、ステークホルダーの皆さまからいただく意見等を踏まえ、ステークホルダーの皆さまにとって重要性が高いと考える事項に

ついてより重点的に記載するように努めました。CSRレポートの内容については、CSR委員会で審議され、最終的に社長が決定しています。

本レポートに記載されるパフォーマンス指標およびGRIガイドラインのアプリケーションレベルの自己宣言の正確性については、あずさサステナビリティ株式会社が第三者として審査を行っています。

なお、リスクマネジメントや資産内容改善の取り組みを含む詳細な財務情報については、「ディスクロージャー誌」をご参照ください。

※GRI (Global Reporting Initiative): 企業などが発行する「持続可能性報告」に関する世界的なガイドラインの作成を目的に1997年に設立された国際的な組織。

◎対象範囲:

特に指定のない限り、下記の「当グループ」および「〈みずほ〉」に該当する14社。なお、対象範囲に関して前年度の報告から重要な変更等はありません。

◎表記:

「当グループ」または「〈みずほ〉」

株式会社みずほフィナンシャルグループおよび国内の主要グループ会社13社(みずほ銀行、みずほコーポレート銀行、みずほ証券、みずほ信託銀行、みずほインベスターズ証券、資産管理サービス信託銀行、第一勧業アセットマネジメント、富士投信投資顧問、興銀第一ライフ・アセットマネジメント、みずほ総合研究所、みずほ情報総研、みずほフィナンシャルストラテジー、みずほプライベートウェルスマネジメント)

「みずほフィナンシャルグループ」

株式会社みずほフィナンシャルグループ単体

「社員」

嘱託および臨時従業員を除く、国内外の当グループで働く従業員すべての総称

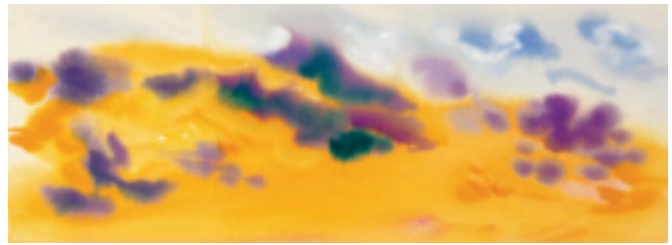
◎対象期間:

2006年4月1日～2007年3月31日。ただし、一部においては2007年4月以降の重要な事象についても報告しています。

◎発行情報:

発行日:2007年8月

次回発行予定:2008年8月(前回:2006年10月、発行頻度:毎年)



表紙について

題名:「東雲」

作者:早乙女 道春

濃紺の夜空が次第に白みはじめ、地平線から眩い光が満ち溢れる。流れいく雲が朝焼けに明るく照らし出され、清々しい空気と共に目覚めた鳥たちが朝の挨拶を交わす……。

一日のはじまりは、活力と希望に満ち満ちています。〈みずほ〉は、今まさに太陽が昇らんとする地平線をイメージしたブランドロゴに、お客さまにとってそのような存在でありたいという想いを込め、お客さまのより良い未来の創造に貢献するフィナンシャルパートナーを目指しています。

本報告書に関するご意見・お問い合わせ先

株式会社みずほフィナンシャルグループ
コーポレート・コミュニケーション部 CSR推進室
03 (5224) 1111(代表)
<http://www.mizuho-fg.co.jp/>
〒100-0004 東京都千代田区大手町1-5-5



印刷にあたっての環境配慮について

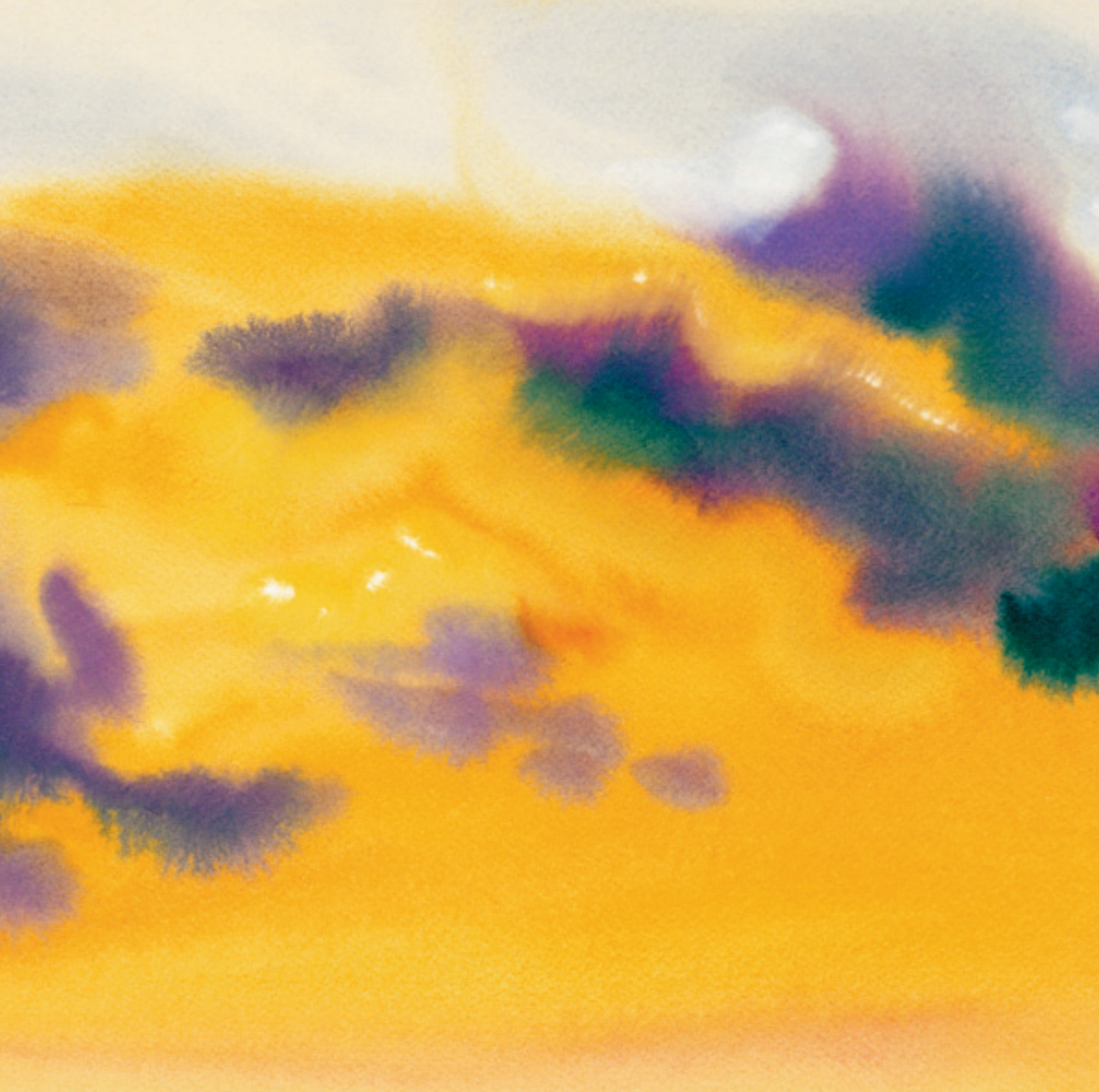
本誌の印刷にあたっては、以下のような環境配慮を行っています。

- 製版については、CTP (Computer To Plate) 方式で直接製版することにより、製版フィルムが不要となっています。
- インクについては、揮発性有機化合物 (VOCs) を含まない大豆油を使用したインクを用い、大気汚染の抑制に努めています。
- 用紙については、環境・社会・経済のすべての側面に配慮した厳しい基準に従って適切に管理された森林からの木材を原料としていることを示す、FSC森林認証紙を使用しています。
- 3.9グリーンスタイルに登録されている用紙を本レポートに採用することで、推定で年間7.37tのCO₂排出量の削減に貢献しています。



みんなで止めよう温暖化

ゲーム・マイス6% www.100m-6.jp



MIZUHO
Channel to Discovery